_

環境大臣 原田 義昭

環境省合第三号

次のように定める。号)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令を汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)及び土壌汚染対策法施行令(平成十四年政令第三百三十六土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三十三号)の施行に伴い、並びに土壌

平成三十一年一月二十八日

土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省合

うに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののよ規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる

土壌汚染対策法施行規則(平式十四年環境省令第二十九号)の一部を炊のように改正する。

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを

新たに追加する。

改 正 後

の敷地であった土地の調査)(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場

あことができる。 所有者等をいう。以下同じ。)の申請により、その期限を延長すじ。)は、当該土地の所有者等(法第三条第一項本文に規定する「令」という。)第十条に規定する市にあっては、市長。以下同(土壌汚染対策法施行令(平成十四年政令第三百三十六号。以下付ができない特別の事情があると認められるときは、都道府県知事ななければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うこと区分に応じ、当該各号に定める日から起算して百二十日以内に行という。)第三条第一項本文の報告は、次の各号に掲げる場合の第一条 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下「法」

| ~|1| (盤)

の (器)

三使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及

改 正 前

の敷地であった土地の調査)(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場

あことができる。 所有者等をいう。以下同じ。)の申請により、その期限を延長すじ。)は、当該土地の所有者等(法第三条第一項本文に規定する「令」という。)第九条に規定する市にあっては、市長。以下同(土壌汚染対策法施行令(平成十四年政令第三百三十六号。以下ができない特別の事情があると認められるときは、都道府県知事ななければならない。ただし、当該期間内に当該報告を行うこと区分に応じ、当該各号に定める日から起算して百二十日以内に行さいう。)第三条第一項本文の報告は、次の各号に掲げる場合の第一条 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号。以下「法」

| ~|1| (盤)

つ (器)

|・1| (盤)

三 使用が廃止された有害物質使用特定施設の種類、設置場所及

ていないおそれがある特定有害物質の種類 条第二項の基準 (以下「土壌含有量基準」という。) に適合し一条第一項の基準 (以下「土壌溶出量基準」という。) 又は同別調査の対象地」という。) において土壌の汚染状態が第三十査をいう。以下同じ。) の対象となる土地 (以下「土壌汚染状他の土壌汚染状況調査 (同条第二項に規定する土壌汚染状況調一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。) の種類そのれ、使用され、又は処理されていた特定有害物質(法第二条第び廃止年月日並びに当該有害物質使用特定施設において製造さ

回・日 (略)

項第三号の技術管理者証をいう。以下同じ。)の交付番号人に関する省令(平成十四年環境省令第二十三号)第一条第二理者証(土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法三十三条の技術管理者をいう。以下同じ。)の氏名及び技術管大 土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者(法第

ない。 害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければなら 3 前項の報告書には、土壌汚染状況調査の対象地の土壌の特定有

第三条 土壌汚染状況調査を行う者(以下「調査実施者」という。(土壌汚染状況調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握)

がある特定有害物質の種類 (以下「土壌含有量基準」という。)に適合していないおそれ準(以下「土壌溶出量基準」という。)又は同条第二項の基準」という。)又は同条第二項の基準」という。)において土壌の汚染状態が第三十一条第一項の基金をいう。以下同じ。)の対象となる土地(以下「調査対象地他の土壌汚染状況調査(同条第二項に規定する土壌汚染状況調一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。)の種類そのれ、使用され、又は処理されていた特定有害物質(法第二条第び廃止年月日並びに当該有害物質使用特定施設において製造さ

回・日 (略)

大十条第一項第七号において同じ。)の交付番号今第二十三号)第一条第二項第三号の技術管理者証をいう。開定調査機関及び指定支援法人に関する省合(平成十四年環境省同じ。)の氏名及び技術管理者証(土壌汚染対策法に基づく指三十三条の技術管理者をいう。第六十条第一項第七号において大土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者(法第

(粧期)

第三条 土壌汚染状況調査を行う者(以下「調査実施者」という。(調査対象地の土壌汚染のおそれの把握)

- れを推定するために有効な情報を把握するものとする。 状況調査の対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそ嬢又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の土壌汚染その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土)は、土壌汚染状況調査の対象地及びその周辺の土地について、
- の対象としないことができる。 有害物質の種類以外の特定有害物質の種類について、試料採取等 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める特定 下「試料採取等」という。)の対象とするものとする。ただし、 ものとする。)について、土壌その他の試料の採取及び測定(以 るものである場合にあっては、当該特定有害物質の種類を含める 定有害物質の種類(特定有害物質の種類が別表第一の上欄に掲げ は土壌合有量基準に適合していないおそれがあると認められる特 ※状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又 副産実施者は、前項の規定により把握した情報により、土壌汚

(((と)

第一項の書面に記載された特定有害物質の種類状況調査を行う場合 当該命令に係る第二十七条又は令第四条上一 法第四条第三項又は法第五条第一項の命令に基づき土壌汚染

11 (盤)

3 都道府県知事は、調査実施者が法<u>第三条第一項又は第八項</u>に基

- を把握するものとする。 の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報特定有害物質による汚染の概況その他の<u>調査対象地</u>における土壌、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壌又は地下水の)は、<u>調査対象地</u>及びその周辺の土地について、その利用の状況
- いことができる。 類以外の特定有害物質の種類について、試料採取等の対象としなずれかに該当する場合には、当該各号に定める特定有害物質の種等」という。)の対象とするものとする。ただし、次の各号のい類について、土壌その他の試料の採取及び測定(以下「試料採取準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基とは土壌合用量基をは、前項の規定により把握した情報により、調査対

(盤)

今第四条第一項の書面に記載された特定有害物質の種類土壌汚染状況調査を行う場合 当該命令に係る第二十七条又は二一 法第四条第三項又は法第五条第一項<u>に規定する</u>命令に基づき

11] (盤)

3 都道府県知事は、調査実施者が法第三条第一項に基づき土壌汚

調査実施者に通知するものとする。た日から起算して三十日以内に、当該特定有害物質の種類を当該認めるときは、当該調査実施者の申請に基づき、当該申請を受け基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類があると対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量づき土壌汚染状況調査を行う場合において、土壌汚染状況調査の

4 (器)

- の申請書に当該情報を記載した書類を添付しなければならない。のおそれを推定するために有効な情報を有しているときは、前項嬢汚染状況調査の対象地における土壌の特定有害物質による汚染ら 調査実施者は、第三項の申請をしようとする場合において、土
- 定等」という。)を行うものとする。
 う区画の選定及び試料採取等(以下「試料採取等を行う区画の選合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、試料採取等を行「試料採取等対象物質」という。)ごとに、次の各号に掲げる場規定により試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類(以下関すまた。
 - 状況調査の対象地の土壌の当該試料採取等対象物質による汚染り、かつ、第一項の規定により把握した情報により、土壌汚染第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。)である場合であ四条第三項第二号ロに規定する第二種特定有害物質(令第一条上操汚染状況調査の対象地における試料採取等対象物質が第

内に、当該特定有害物質の種類を当該調査実施者に通知するもの施者の申請に基づき、当該申請を受けた日から起算して三十日以れがある特定有害物質の種類があると認めるときは、当該調査実状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそ染状況調査を行う場合において、調査対象地において土壌の汚染

4 (器)

- 情報を記載した書類を添けしなければならない。するために有効な情報を有しているときは、前項の申請書に当該査対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定り 調査実施者は、第三項の申請をしようとする場合において、調
- る。
 る特定有害物質の種類ごとに次に掲げる区分に分類するものとす
 準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがあると認められ
 対象地を当該調査対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基切調査支施者は、第一項の規定により把握した情報により、調査
 - がないと認められる土地 る土壌 (以下「基準不適合土壌」という。) が存在するおそれ土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあいて事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、当該土地が有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場にお

に定める方法 土等に使用した土壌があると認められる場合を含む。) 同条染状況調査の対象地に第十条の二第二項に規定する自然由来盛状態が自然に由来するおそれがあると認められる場合(土壌汚

- る方法に由来するおそれがあると認められる場合 第十条の三に定め質による汚染状態が当該造成時の水面埋立てに用いられた土砂、かつ、土壌汚染状況調査の対象地の土壌の試料採取等対象物公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地でありの対象地が公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)による二、第一項の規定により把握した情報により、土壌汚染状況調査
- 条までに定める方法。) に由来するおそれがあると認められる場合 汝条から第十る汚染状態が自然又は前号の土砂以外(以下「人為等」という三 土壌汚染状況調査の対象地の土壌の試料採取等対象物質によ

それの分類) (第三条第六項第三号に掲げる場合の調査対象地の土壌汚染のお

いて「調査対象地」という。)を試料採取等対象物質ごとに次にる土地(以下次条、第八条、第十条、第十三条及び第十四条におにより、土壌汚染状況調査の対象地のうち前条第六項第三号に係第三条の二 調査実施者は、前条第一項の規定により把握した情報

在するおそれが少ないと認められる土地 れていない旨の情報その他の情報により、基準不適合土壌が存いて特定有害物質の製造、使用又は処理に係る事業の用に供さ 」 当該土地が有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場にお

三 前二号に掲げる土地以外の土地

第四条 調査実施者は、土壌汚染状況調査の対象地の最も北にある

(第三条第六項第三号に掲げる場合の試料採取等を行う区画の選

三 前二号に掲げる土地以外の土地

)(三)

海が存在するおそれが少ないと認められる土地に供されていない旨の情報その他の情報により、基準不適合土いて試料採取等対象物質の製造、使用又は処理に係る事業の用ご 当該土地が有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場にお合土壌」という。)が存在するおそれがないと認められる土地含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌(以下「基準不適

ている旨の情報その他の情報により、土壌溶出量基準又は土壌条物質を含む水が地下へ浸透したおそれがないことが確認されの規定による点検が適切に行われることにより、試料採取等対を含む。)を除く。)において水質汚濁防止法第十四条第五項行の際現に設置されているもの(設置の工事がされているもの法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十一号)の施で定める基準に適合する有害物質使用特定施設(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第十二条の四の環境省令において事業の用に供されていない旨の情報又は水質汚濁防止

一 当該土地が有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場掲げる土地の区分に分類するものとする。

第四条 調査実施者は、<u>調査対象地</u>の最も北にある地点(当該地点

(試料採取等を行う区面の選定)

により、土壌汚染状況調査の対象地を区面することができる。に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線を区画される部分の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右ことにより減少する場合にあっては、調査実施者は、これらの線面される部分の数が、これらの線を起点を支点として回転させるり土壌汚染状況調査の対象地を区面するものとする。ただし、区引いた線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線による地点。以下「起点」という。)を通り東西方向及び南北方向に地点(当該地点が複数ある場合にあっては、そのうち最も東にあ

の (容)

- に定める単位区面いて、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又は口に更を除く。以下「一部対象区画」という。)がある場合におこ 前条第二号に掲げる土地を含む単位区画(前号に掲げる単位

きる。 に回転させて得られる線により、<u>調査対象地</u>を区画することがでっ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるよう 産実施者は、これらの線を区画される部分の数が最も少なく、か 線を超点を支点として回転させることにより<u>減少するときは</u>、調 区画するものとする。ただし、区画される部分の数が、これらの これらと平行して十メートル間隔で引いた線により<u>調査対象地</u>を 起点」という。)を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにが複数ある場合にあっては、そのうち最も東にある地点。以下「

二十メートルを超えてはならない。区画を調査対象地を区画する線に垂直に投影したときの長さは、区画を一の単位区画とすることができる。ただし、当該一の単位以百三十平方メートルを超えないときは、これらの隣接する単位以下「単位区画」という。)であって隣接するものの面積の合計は、前項の場合において、調査実施者は、区画された調査対象地(

8 (24)

- 又は口に定める単位区面合において、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ合において、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イる単位区画を除く。以下「一部対象区画」という。)がある場二 前条第六項第二号に掲げる土地を含む単位区画(前号に掲げ

- 分に応じ、当該心又はのに定める単位区面」という。)である場合 次の①又はのに掲げる場合の区号に掲げる特定有害物質の種類(以下「第一種特定有害物質号まで、第十五号、第十七号から第十九号まで又は第二十三十 試料採取等対象物質が令第一条第三号、第七号から第十二
 - 位区面
 区域内にある場合 当該三十メートル格子の中心を含む単まれ、かつ、当該三十メートル格子の中心が調査対象地の以下「三十メートル格子」という。) に一部対象区面が合ートル間隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分(る線であって起点を通るもの及びこれらと平行して三十メり 第一項の規定により

(2) (2)

口 (盤)

という。)より一メートルを超える深さにのみ汚染のおそれが生保る部分のうち最も深い位置の深さ(以下「最大形質変更深さ」三条第七項に規定する土地の形質の変更をいう。以下同じ。)にあり、かつ、単位区画において行われる土地の形質の変更 (法第項の命令又は同条第二項に基づき土壌汚染状況調査を行う場合です。前項の規定にかかわらず、法第三条第八項若しくは第四条第三

- 定める単位区面
 次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は③に種類(以下「第一種特定有害物質」という。)である場合号から第十九号まで又は第二十三号に掲げる特定有害物質の第一条第三号、第七号から第十二号まで、第十五号、第十七字物質の種類(以下「試料採取等対象物質」という。)が令前条第二項の規定により試料採取等対象を対象とされた特定有
 - 合 当該三十メートル格子の中心を含む単位区面該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場該三十メートル格子」という。)に一部対象区面が含まれ、かつ、当いた線により分割されたそれぞれの部分(以下「三十メー点を通るもの及びこれらと平行して三十メートル間隔で引出、第一項の規定により<u>調査対象地</u>を区面する線であって起

(器)

口 (密)

(粧起)

を子の中心を含む単位区画を除く。)について試料採取等の対象のおそれが生じた場所の位置があるときには、当該三十メートルいて地表から最大形質変更深さより一メートル以内の深さに汚染ル格子内の一部対象区画のうち少なくとも一の一部対象区画にお一号に基づき土壌ガス調査を行う場合であり、かつ、三十メートじた場所の位置がある場合には、当該単位区画(第六条第一項第

が複数ある場合等の区画の特例)(第三条第六項第三号に掲げる場合の土壌汚染状況調査の対象地

複数ある土壌汚染状況調査の対象地を区面することができる。線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引いた線により当該のうち最も東にあるもの)を通り東西方向及び南北方向に引いたあるもの(当該最も北にある起点が複数ある場合にあっては、そ、当該複数ある土壌汚染状況調査の対象地の起点のうち最も北にの対象地が複数あるときは、前条第一項本文の規定にかかわらず該土壌汚染状況調査に係る土地の区域内に当該土壌汚染状況調査を行う場合において、当第五条 調査実施者は、土壌汚染状況調査を行う場合において、当

汚染状況調査があるときは、前条第一項本文の規定にかかわらず壌汚染状況調査に係る土地の区域内において、過去に行った土壌30 調査実施者は、土壌汚染状況調査を行う場合において、当該土

道府県知事の命令に基づく土壌汚染状況調査に係る特例)(土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の都

できる。問隔で引いた線により当該複数ある調査対象地を区画することが方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メートル数ある場合にあっては、そのうち最も東にあるもの)を通り東西象地の起点のうち最も北にあるもの(当該最も北にある起点が複きは、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該複数ある調査対例の規定による届出に係る土地の区域内に調査対象地が複数あると壊汚染状況調査を行う場合において、当該命令に係る同条第一項第五条 調査実施者は、法第四条第三項に規定する命令に基づき土

いた線により土壌汚染状況調査の対象地を区画することができる南北方向に引いた線並びにこれらと平行して十メートル間隔で引、当該過去に行った土壌汚染状況調査の起点を通り東西方向及び

(第三条第六項第三号に掲げる場合の試料採取等の実施)

継六条 (器)

- つ (器)
- る 土壌溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。
 - 嬢が最大形質変更深さより | メートルを超える深さの位置にあ可足」で基づき土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土国項の命令に基づき土壌汚染状況調査を行う場合又は同条第二類を採取すること。 ただし、法第三条第人項若しくは第四条第されが生じた場所の位置が明らかでない場合には、地表から深た場所の位置が地表と同一の位置にある場合若しくは汚染のおした場所の位置から深さエナセンチメートルまでの土壌に限る。) 又は汚染のおそれが生じた場所の位置から深さエナセンチメートルまでの土壌(地表から深さ可合は高かる場合を除く。) には、当該汚染のおそれが生じた場所を易合(汚染のおそれが生じた場所の位置が地表と同一の位置が対象の、では、当該汚染のおそれが生じた場所のは置が明らかで

(試料採取等の実施)

継六条 (器)

- 公 (器)
- る 土壌溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。
 - までの土壌を採取すること。という。)及び深さ五センチメートルから五十センチメートル表から深さ五センチメートルまでの土壌(以下「表層の土壌」汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかでない場合には、地れが生じた場所の位置が地表と同一の位置にある場合又は当該ある土壌に限る。)を採取すること。ただし、当該汚染のおそれが生じた場所の仕壊(地表から深さ十メートルまでに計算は対象のおそれが生じた場所の位置から深さ五

るときは、当該土壌の採取を行わないことができること。

- 、当該土壌を、同じ重量混合すること。 から五十センチメートルまでの土壌を採取した場合にあっては二 前号本文の規定により表層の土壌及び深さ五センチメートル
- 壌、各それぞれ同じ重量混合すること。 壌(前号に規定する場合には、同号の規定により混合された土当該二以上の単位区画に係る第一号の規定により採取された土る二以上の単位区画が試料採取等区画である場合にあっては、 三 第四条第三項第二号ロの規定により三十メートル格子内にあ

曰 (咎)

4 (器)

その他の試料の採取に代えることができる。 土壌その他の試料の採取をもって、これらの規定に規定する土壌 係る単位区画に<u>おける調査対象地に係る</u>任意の地点において行う第一号及び前項第一号の規定にかかわらず、当該試料採取地点にると認められる場合には、調査実施者は、第二項第一号、第三項料採取地点において土壌その他の試料を採取することが困難であら、試料採取地点の傾斜が著しいことその他の理由により、当該試

範囲の確定のための試料採取等) (第三条第六項第三号に掲げる場合の三十メートル格子内の汚染

- テメートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。 採取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十セン 二 前号ただし書の規定により土壌を採取した場合にあっては、
- こと。号の規定により混合された土壌)をそれぞれ同じ重量混合する号の規定により採取された土壌 (前号に規定する場合には、同区画である場合にあっては、当該二以上の単位区画に係る第一より三十メートル格子内にある二以上の単位区画が試料採取等三第四条第三項(同項第二号口に係る部分に限る。)の規定に

回 (容)

4 (器)

取に代えることができる。の採取をもって、これらの規定に規定する土壌その他の試料の採係る単位区画における任意の地点において行う土壌その他の試料第一号及び前項第一号の規定にかかわらず、当該試料採取地点にると認められる場合には、調査実施者は、第二項第一号、第三項料採取地点において土壌その他の試料を採取することが困難であら、試料採取地点の傾斜が著しいことその他の理由により、当該試

(三十メートル格子内の汚染鉱囲の確定のための試科除取等)

除く。)において、土壌ガス調査を行うものとする。 --トル格子内にある一部対象区画(試料採取等区画であるものを。。)に適合しなかったときは、当該試料採取等区画を含む三十メ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準 (以下「地下水基準」という物質が<u>別表第二の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ質が検出されたとき、又は地下水から検出された試料採取等対象物</u>取等区画に係る土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物第七条 調査実施者は、<u>第四条第三項第二号イ</u>の規定による試料採

うものとする。一部対象区画において、土壌溶出量調査又は土壌合有量調査を行たときは、当該試料採取等区画を含む三十メートル格子内にある汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかっ壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質によ区画に係る土壌溶出量調査又は土壌含有量調査において、当該土2 調査実施者は、第四条第三項第二号ロの規定による試料採取等

の (盤)

対象物質が検出された試料採取地点があるとき、又は地下水から第八条 調査実施者は、土壌ガス調査において気体から試料採取等取等対象物質が検出された場合等における土壌の採取及び測定)(第三条第六項第三号に掲げる場合の土壌ガス調査により試料採

行うものとする。 試料採取等区画であるものを除く。)において、土壌ガス調査を 試料採取等区画を含む三十メートル格子内にある一部対象区画((以下「地下水基準」という。)に適合しなかったときは、当該 有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準 ら検出された試料採取等対象物質が<u>別表第一</u>の上欄に掲げる特定 で気体から試料採取等対象物質が検出されたとき、又は地下水が 限る。)の規定による試料採取等区画に係る土壌ガス調査におい 第七条 調査実施者は、第四条第三項(同項第二号イに係る部分に

調査又は土壌含有量調査を行うものとする。
む三十メートル格子内にある一部対象区面において、土壌溶出量壌合有量基準に適合しなかったときは、当該試料採取等区面を含係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土含有量調査において、当該土壌溶出量調査又は土壌合有量調査による試料採取等区面に係る土壌溶出量調査又は土壌の調査実施者は、第四条第三項(同項第二号口に係る部分に限る

요 (咎)

おける土壌の採取及び測定)(土壌ガス調査により試料採取等対象物質が検出された場合等に

対象物質が検出された試料採取地点があるとき、又は地下水から第八条 調査実施者は、土壌ガス調査において気体から試料採取等

類ごとに、試料採取等を行うものとする。 「代表地点」という。)において、次に掲げる特定有害物質の種位区画の試料採取地点(以下この条、次条及び第十四条において出範囲内で連続する他の単位区画と比較して多いと認められる単続する範囲(以下この条、次条及び第十四条において「検出範囲料採取地点があるときは、当該試料採取地点を含む単位区画が連検出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった試

- った試料採取等対象物質物質又は地下水から検出され、かつ、地下水基準に適合しなか「当該代表地点において、気体から検出された試料採取等対象
- 看物質の種類
 看物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる特定物質の種類のいずれかに該当する場合にあっては、当該特定有られる特定有害物質の種類をいう。以下同じ。)であり、かつら特定有害物質の種類をいう。以下同じ。)であり、かっち特定有害物質の種類又は適合していないおそれがあると認め上嬢の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していないと認められ製造、使用若しくは処理その他の行為により当該調査対象地の三条第一項の規定により、調査対象地において特定有害物質の
 前さればりは、

三 第一号に掲げる試料採取等対象物質が別表第一の下欄に掲げ

<u>採取等対象物質</u>に係る試料採取等を行うものとする。 存在するおそれが最も多いと認められる地点において、当該試料質が検出された試料採取地点を含む部分ごとに基準不適合土壌が料採取地点があるときは、気体又は地下水から試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった試験出された試料採取等対象物質が地下水基準に適合しなかった試

(楚戝)

(権期)

(楚熙)

種類(第一号に掲げるものを徐く。)定有害物質の種類の項の上欄及び下欄に掲げる特定有害物質ののいずれかに該当する場合にあっては、同表の当該該当する特使用等特定有害物質が同表の上欄に掲げる特定有害物質の種類の体類る特定有害物質の種類であり、かつ、当該特定有害物質に係る

2 前項の試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。

と。位置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができるこ深さのうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さのつ、当該土壌が前項に規定する検出範囲における最大形質変更条第二項の規定により土壌汚染状況調査を行う場合であり、か。ただし、法第三条第八項若しくは第四条第三項の命令又は同ら深さ十メートルまでにある土壌に限る。)の採取を行うごと当該地点において、次の土壌(イ及び口にあっては、地表か

∠・□ (器)

土壌を除く。) 水層の底面がある場合における当該底面より深い位置にある土壌及び<u>汚染のおそれが生じた場所の位置より深い位置</u>に帯壌(地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでのハ 深さーメートルから十メートルまでの一メートルごとの土

い (盤)

二 前号の規定により採取されたそれぞれの土壌に水を加えた検

2 前項の試料採取等の方法は、次に掲げるとおりとする。

ら深さ十メートルまでにある土壌に限る。)の採取を行うこと一 当該地点において、次の土壌(イ及び口にあっては、地表か

√・□ (盤)

場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。) 土壌及び<u>地表から深さ十メートル以内</u>に帯水層の底面がある壌(地表から汚染のおそれが生じた場所の位置の深さまでの、深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの土

り (と)

二 前号の規定により採取されたそれぞれの土壌に水を加えた検

環境大臣が定める方法により測定すること。液に溶出する当該特定有害物質の量を、第六条第三項第四号の

基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。 査を行った横出範囲の区域について、それぞれ次の各号に定める 染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壌ガス調 第二号の方法により測定した結果、土壌の特定有害物質による汚準に適合しなかった場合であって、代表地点において前条第二項 され、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基第九条 土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出

- かったとき(次号に掲げるときを除く。) 土壌溶出量基準一 少なくとも一の代表地点において土壌溶出量基準に適合しな
- き 第二容出量基準 基準 (以下「第二溶出量基準」という。) に適合しなかったと定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるニー 少なくとも一の代表地点において別表第三の上欄に掲げる特
- 二項第二号の方法により測定した結果、土壌の特定有害物質による 前項の規定にかかわらず、検出範囲内の地点において、前条第

四号の環境大王が定める方法により測定すること。液に溶出する当該試料採取等対象物質の量を、第六条第三項第

(試料採取等の結果の評価)

 → 当該試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合った場合における当該試料採取等区画の区域を除く。)の区域を物質による汚染状態がすべて土壌溶出量基準に適合するものであ 採取等区画 (同号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害 等のいずれかに該当するときは、当該土壌ガス調査を行った試料 いて当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が次のを 準に適合しなかった場合であって、前条第二項第二号の測定にお され、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基 第九条 土壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出

- 徐く。) 土壌容出量基準に適合しなかったとき(次号に掲げる場合を→
- いう。) に適合しなかったとき 第二容出量基準それぞれ同表の下欄に掲げる基準 (以下「第二溶出量基準」と二 別表第二の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、

(粧規)

11・11 (2)

徐〈。) 土豫溶出量基準

(第三条第六項第三号に掲げる場合の土壌汚染による健康被害が

一 土壌溶出量基準に適合しなかったとき(次号に掲げるときを

駅走による戦母緊取等区面に除るものを徐く。)において当談士 嬢烙出量調査又は土壌各有量調査に除る土壌の特定有害物質によ る汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該土壌溶 出量調査又は土壌合有量調査を行った単位区画の区域を、当該試 料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない汚 染状態にある土地とみなす。

単位区面 □ 土壌溶出量調査又は土壌含有量調査 (第四条第三項第二号ロの

三 土壌溶出量基準に適合したとき 土壌溶出量基準に適合した

1一 第二俗出量基準に適合しなかったとき 第二俗出量基準に適 合しない汚染状態にある単位区面

徐く。) 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある単位区 画

土壌溶出量基準に適合しなかったとき(次号に掲げるときを

含む単位区面において当該試料採取等を行うものとされた特定有 害物質について当該各号に定める単位区面とみなす。

る汚染状態が次の各号のいずれかに該当するときは、当該地点を

11・11 (容)

土壌溶出量基準に適合しなかったとき(次号に掲げる場合を 徐〉。) 土壌溶出量基準

(土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地における都

に定める基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

○ 土壌溶出量調査又は土壌含有量調査(第四条第三項(同項第1 <u> 号口に除る部分に限る。)</u>の規定による試料除取等区面に除るも のを徐く。)において当該土壌溶出量調査又は土壌各有量調査に 係る土壌の特定有害物質による汚染状態が次の各号のいずれかに 該当するときは、当該土壌熔出量調査又は土壌含有量調査を行っ た単位区画の区域を、当該試料採取等対象物質について当該各号

壌汚染状況調査に係る特例)生ずるおそれがある土地における都道府県知事の命令に基づく土

り、試料採取等を行うものとする。にあるとみなされる土地がないときには、次に定めるところによにより土壌溶出量基準又は第二溶出量基準に適合しない汚染状態土壌汚染状況調査を行う場合において、調査対象地に前条の規定又は口に該当する場合においてなされたものに限る。)に基づき第十条 調査実施者は、法第五条第一項の命令(令第三条第一号イ

一 今第三条第一号イに該当する場合

←・□ (器)

と。から五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混合するこあっては、採取された表層の土壌及び深さ五センチメートル、この号ロ<u>の (括弧書</u>の規定により土壌を採取した場合に

リ (盤)

11 (盤)

ひ (器)

11 (盤)

の (盤)

道府県知事の命令に基づく土壌汚染状況調査に係る特例)

ころにより、試料採取等を行うものとする。 汚染状態にあるとみなされる土地がないときには、次に定めると条の規定により土壌溶出量基準又は第二溶出量基準に適合しないに基づき土壌汚染状況調査を行う場合において、調査対象地に前第一号イ又は口に該当する場合においてなされたものに限る。)第十条 調査実施者は、法第五条第一項に規定する命令(令第三条

一 今第三条第一号イに該当する場合

~・□ (器)

の土壌を、同じ重量混合すること。 土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートルまで定により土壌を採取した場合にあっては、採取された表層の、この号ロ(同号ロの)(括弧書に係る部分に限る。)の規

い (と)

11 (盤)

ひ (器)

に分類される場合における当該単位区画の区域一 単位区画の<u>すべて</u>の区域が<u>第三条第六項第一号</u>に掲げる土地

11 (盤)

ය (器)

調査) (第三条第六項第一号に掲げる場合の土地における土壌汚染状況

を行う区画の選定等の方法は、次の各号のとおりとする。 第十条の二 第三条第六項第一号に掲げる場合における試料採取等

→ 第四条第一項及び第二項並びに第五条に定める方法により土

地の区域内にない場合にあっては、当該三十メートル格子内に中心を含む単位区画(当該三十メートル格子の中心が調査対象トル格子内にある場合にあっては、当該三十メートル格子)の単位区画を含む三十メートル格子(調査対象地が一の三十メー条の二において「調査対象地」という。)の最も離れた二つの項第一号に係る対象地(以下この条、第十三条の二及び第十四回 調査実施者は、土壌汚染状況調査の対象地のうち第三条第六

選定等」という。) に代えて、汝に定めるところにより、試料採行う区画の選定及び試料採取等 (以下「試料採取等を行う区画のび第三項の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を付 | 「新、一項第二号及び第三項から第五項まで並びに第七条第二項及対象地の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然にび第二条第五母に掲げる特定有害物質の種類を除く。この条及、調査対象地における試料採取等対象物質が第二種特定有害物質第十条の二 調査実施者は、第三条第一項及び第二項の規定によりるおそれがある土地における土壌汚染状況調査に係る特例)

取等を行う区面の選定等を行わなければならない。

(海殿)

と。ただし、第四条第一項の規定により調査対象地を区画するのうちいずれか一区画)について、試料採取等の対象とするこない場合にあっては、当該三十メートル格子内に<u>ある</u>単位区画位区画(当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合にあっては、当該三十メートル格子)の中心を含む単む三十メートル格子(調査対象地が一の三十メートル格子内に調査対象地の最も離れた二つの単位区画を含

○単位区画のうちいずれか一区画)について、試料採取等の対合にあっては、当該三十メートル格子内にある調査対象地に保工」の単位区画を含む三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場で百メートル格子ごとに、当該九百メートル格子の最も離れたら一の九百メートル格子内に試料採取等の対象とされた当該二たそれぞれの部分(以下「九百メートル格子」という。)のうこれらと平行して九百メートル間隔で引いた線により分割されたより調査対象地を区画する線であって起点を通るもの及びて、試料採取等の対象とすること。ただし、第四条第一項の規める調査対象地に係る単位区画のららいずれか一区画)につい

ことができること。るときには、当該単位区画について試料採取等の対象としないる深さにのみ汚染のおそれがあると認められる地層の位置があう場合であり、かつ、最大形質変更深さより一メートルを超え三項の命令又は同条第二項の規定により土壌汚染状況調査を行三 前号の規定にかかわらず、法第三条第八項若しくは第四条第

にない場合にあっては、当該単位区画における調査対象地内のた単位区画の中心(当該単位区画の中心が調査対象地の区域内図 調査実施者は、前二号の規定により試料採取等の対象とされ

母祭取等の対象とすること。 小格子内にある単位区画のうちいずれか一区画)について、試 が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該三十メートトル格子の中心を含む単位区画(当該三十メートル格子の中心にあっては、調査対象地を含む九百メートル格子の単位区画を含む三十メートルなっては、調査対象地を含む九百メートル格子ごとに、当該料採取等の対象とされた当該二つの単位区画が含まれない場合メートル格子」という。)のうち一の九百メートル格子内に試開隔で引いた線により分割されたそれぞれの部分(以下「九百額であって起点を通るもの及びこれらと平行して九百メートル

(楚規)

応じ、当該イ又はロに定める土壌の採取を<u>行うこと。</u>単位区画の中心において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に<u>可</u>調査実施者は、前号の規定により試料採取等の対象とされた

置の深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当百メートル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位調査を行う場合であり、かつ、当該土壌が第二号に規定する九第四条第三項の命令又は同条第二項の規定により土壌汚染状況める土壌の採取を行うこと。ただし、法第三条第八項若しくは、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又は口に定任意の地点。以下この号及び第九項において同じ。) において

に掲げる土壌それが<u>ある</u>と認められる地層の位置が明らかでない場合 次イ 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するお

三・② (盤)

- 置の土壌) が当該地層内にない場合にあっては、当該地層内の任意の位の号イの土壌のうち当該地層内にある土壌(この号イの土壌それが<u>ある</u>と認められる地層の位置が明らかである場合 こ当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するお
- -トルまでの土壌を、同じ重量混合すること。 された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメ 五 <u>前号イロ</u>の規定により土壌を採取した場合にあっては、採取

(器)

に掲げる土壌それが<u>多い</u>と認められる地層の位置が明らかでない場合 次イ 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するお

- 置の土壌) が当該地層内にない場合にあっては、当該地層内の任意の位の号イの土壌のうち当該地層内にある土壌(この号イの土壌それが<u>多い</u>と認められる地層の位置が明らかである場合 こ当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するお
- 合すること。 チメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ五セン三前号(同号イ心に係る部分に限る。)の規定により土壌を採

回 (盤)

- ならない。
 ついて、次項に定めるところにより、試料採取等を行わなければ盛土等」という。)に使用した土壌がある場合には、当該土壌に要件を満たした土壌により行われたものに限る。以下「自然由来情報により、調査対象地に盛土又は埋め戻し(次の各号に掲げる前項の規定にかかわらず、第三条第一項の規定により把握した
 - より浅い位置に分布している土地の土壌であること。来の汚染のおそれがある土壌が地表から十メートルまでの深さ一調査対象地と専ら地質的に同質な状態で広がっている自然由
 - 1 次のいずれかに該当する土壌であること。
 - ル未満である土地から掘削した土壌であること。 イ 自然由来盛土等に係る調査対象地からの距離が九百メート
 - により確認されていること。 に定める方法に準じた方法により調査した結果その他の情報下欄に掲げる汚染状態であることが第三条から第十五条まで染状態である場合において、調査対象地が、それぞれ同表のロ 当該土壌の掘削を行った土地が、次の表の上欄に掲げる汚

染状態土壌の掘削を行った土地の汚盛土又は埋め戻しに使用した

調査対象地の汚染状態

(海蝦)

土壌溶出量基準に適合しない
ものであって、土壌含有量基
準に適合するもの又は土壌溶
出量基準及び土壌含有量基準
に適合しないもの
土壌溶出量基準に適合するも
のであって、土壌含有量基準
に適合しないもの又は土壌溶
出量基準及び土壌含有量基準
に適合しないもの
土壌溶出量基準及び土壌合有
量基準に適合しないもの

- なければならない。 次に定めるところにより、試料採取等を行う区画の選定等を行わ <u>雨</u> 調査実施者は、自然由来盛士等に使用した土壌があるときは、
 - **壌汚染状況調査の対象地を区面すること。** - 第四条第一項及び第二項並びに第五条に定める方法により土
- な汚染状態にある土地において掘削されたものであることそのすること。ただし、自然由来盛土等に使用した土壌が一の均一該イ又は口に規定する単位区画について、試料採取等の対象と二 調査実施者は、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当

- 、試料採取等の対象とすることができること。掲げる区分に応じ、当該イ又は口に規定する単位区画についてある自然由来盛士等に係る単位区画について、次のイ又は口に三十メートル格子のうちいずれか一つの三十メートル格子内にとができる場合は、調査実施者は自然由来盛士等に係る全ての他の情報により、当該士壌の汚染状態が均一であるとみなすこ
- 自然由来盛士等に係る単位区画地の区域内にある場合 当該三十メートル格子の中心を含むイ 三十メートル格子の中心を含む
- 由来盗土等に除る単位区面のうちいずれか一区面地の区域内にない場合 当該三十メートル格子内にある自然ロ 三十メートル格子の中心が自然由来盗土等に係る調査対象
- と。 該単位区画について試料採取等の対象としないことができるこる深さにのみ自然由来盛士等の土壌の位置があるときには、当う場合であり、かつ、最大形質変更深さより一メートルを超え三項の命令又は同条第二項の規定により土壌汚染状況調査を行三 前号の規定にかかわらず、法第三条第八項若しくは第四条第
- おける自然由来盛士等に係る調査対象地内の任意の地点。以下る調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該単位区画にた単位区画の中心(当該単位区画の中心が自然由来盛士等に係四 調査実施者は、前二号の規定により試料採取等の対象とされ

うこと。 げる場合の区分に応じ、当該イ又は口に定める土壌の採取を行この号及び第九項において同じ。) において汝のイ又は口に掲

- が明らかでない場合
 イ 当該単位区画の中心において自然由来盛土等の土壌の位置
 - --トルまでの土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメ
 - 上嚢の 深さーメートルから十メートルまでの一メートルごとの
- 置の土壌)ない場合にあっては、当該自然由来盛土等の土壌の任意の位在い場合にあっては、当該自然由来盛土等の土壌で土等の土壌(この号イの土壌が当該自然由来盛土等の土壌でが明らかである場合 この号イの土壌のうち当該自然由来盛工等の土壌の位置口 当該単位区画の中心において自然由来盛土等の土壌の位置
- 日来盛士等の土壌の全ての最大形質変更深さのうち最も深い位づき試料採取等の対象とした場合においては、当該土壌が自然採取を行わないことができること。ただし、同号ただし書に基より一メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌のル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さら場合であり、かつ、当該土壌が第二号に規定する三十メート三項の命令又は同条第二項の規定により土壌汚染状況調査を行五 前号の規定にかかわらず、法第三条第八項若しくは第四条第

該土壌の採取を行わないことができること。置の深さより一メートルを超える深さの位置にあるときは、当

- メートルまでの土壌を、同じ重量混合すること。取された表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチス 第四号イ ①の規定により土壌を採取した場合にあっては、採
- (本)とら。(未)とう。(本)とう。(生)を、当該土壌に含まれる試料採取等対象物質の量にあっては同量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法によぞれの土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の生態に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の(ま)の(ま)の(ま)の(は)の(は)の(は)の(は)の(は)の(は)の(は)の(は)と(は)を(は)と<l
- なければならない。 って、<u>前三頃</u>の規定による試料採取等の結果の全部又は一部としの規定にかかわらず、当該単位区画に係る試料採取等の結果をもことが明らかである土地を含む単位区画がある場合には、<u>前三頃量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない掲げる特定有害物質の種類を除く。)による汚染状態が土壌溶出量素質の</u>
- いものであるときは、調査対象地(第一項第二号ただし書に規定出量基準若しくは第二溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなは試料採取等に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶同。 第一項第六号の測定又は前項の試料採取等において当該測定又
- よる試料採取等の結果の全部又は一部としなければならない。、当該単位区画に係る試料採取等の結果をもって、同項の規定にる土地を含む単位区画がある場合には、前項の規定にかかわらず嬢溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかであり、調査対象地内に土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土
- 査対象地(第一項第一号ただし書に規定する場合にあっては、当 出量基準又は土壌含有量基準に適合しないものであるときは、調は試料採取等に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶 、 第一項第四号の測定又は前項の試料採取等において当該測定又

(削る) 又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。 採取等対象物質について土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準の項及び第十四条の二第二項において同じ。)の<u>区域</u>を当該試料する場合にあっては、<u>九百メートル</u>格子内の調査対象地。以下こ

(学る)

質による汚染状態が土壌溶出量基準若しくは第二溶出量基準又は同 第三項第七号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物

土壌合有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。除く。) を当該試料採取等対象物質について土壌溶出量基準又は二第二項において同じ。)の区域(次に掲げる単位区画の区域を談九百メートル格子内の調査対象地。以下この項及び第十四条の

ての単位区面 合における当該単位区画を含む三十メートル格子内にあるすべ 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであった場の区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態がすべてれかの単位区画。第十四条の二第一項第一号において同じ。)し書に規定する場合にあっては、九百メートル格子ごとのいず又は試料採取等に係るいずれかの単位区画(第一項第一号ただ

を含む三十メートル格子内にあるすべての単位区面 嬢合有量基準に適合するものである場合における当該単位区画の特定有害物質による汚染状態がすべて土壌溶出量基準及び土害物質に係る試料採取等を行った結果、同号の測定に係る土壌おいて第一項第二号から第四号までの規定により第二種特定有ートル格子内にある単位区画のうちいずれか一区画)の中心に格子の中心が調査対象地内にない場合にあっては、当該三十メ

(楚熙)

す。 基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地とみな試料採取等対象物質について土壌溶出量基準若しくは第二溶出量る場合の区分に応じ、当該各号に定める単位区面について、当該土壌含有量基準に適合しないものであるときは、次の各号に掲げ

- 子内にある自然由来盛士等に係る全ての単位区面合を除く。) 当該測定に係る単位区画を含む三十メートル格一 自然由来盛士等に使用した土壌がある場合(次号に掲げる場
- ル格子内にある自然由来盗土等に係る全ての単位区面等の対象とした場合 自然由来盗土等に係る全ての三十メートか一つの三十メートル格子内にある単位区画について試料採取二 自然由来盛土等に係る全ての三十メートル格子のうちいずれ
- いて当該各号に定める単位区画とみなすことができる。象地に係る全ての単位区画において当該試料採取等対象物質につるときは、当該単位区画を含む三十メートル格子内にある調査対料採取等対象物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、九百メートル格子ごとのいずれかの単位区画取等に係るいずれかの単位区画(第一項第二号ただし書に規定すの測定又は第四項の試料採取等において当該測定若しくは試料採引前項の規定にかかわらず、第一項第六号若しくは第三項第七号
 - 一 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合したとき 土壌溶

囲出量基準及び土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区

- 量基準に適合しない汚染状態にある単位区面合しなかったとき 土壌溶出量基準に適合し、かつ、土壌含有二 土壌溶出量基準に適合したとき、かつ、土壌含有量基準に適
- 態にある単位区面量基準に適合しない、かつ、土壌含有量基準に適合する汚染状準に適合したとき(第五号を掲げるときを除く。) 土壌溶出三 土壌溶出量基準に適合しなかったとき、かつ、土壌含有量基
- る単位区画土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあ四 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しなかったとき
- 含有量基準に適合する汚染状態にある単位区画準に適合したとき 第二溶出量基準に適合しない、かつ、土壌玉 第二溶出量基準に適合しない、なつ、土壌含有量基
- 同じ。) において第一項第四号から第六号までの規定により第二おける調査対象地内の任意の地点。以下この項及び次項において心が調査対象地の区域内にない場合にあっては、当該単位区画に係る単位区画のうちいずれか一区画)の中心(当該単位区画の中い場合にあっては、当該三十メートル格子内にある調査対象地に位区画(当該三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にな図 第五項の規定にかかわらず、三十メートル格子の中心を含む単

(権期)

- 深さのうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さの位一項第二号に規定する九百メートル格子内における最大形質変更により土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、当該土壌が第第三条第八項若しくは第四条第三項の命令又は同条第二項の規定で当該各号に定める単位区画とみなすことができる。ただし、法地に係る全ての単位区画において当該試料採取等対象物質についときは、当該単位区画を含む三十メートル格子内にある調査対象採取等対象物質による汚染状態が次の各号のいずれかに該当する除く。)に係る試料採取等を行った結果、測定に係る土壌の試料種特定有害物質(令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を
- 画出量基準及び土壌含有量基準に適合する汚染状態にある単位区1 土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合したとき 土壌溶

置にあるときは、当該土壌の採取を行わないことができる。

- 量基準に適合しない汚染状態にある単位区面合しなかったとき 土壌溶出量基準に適合し、かつ、土壌含有二 土壌溶出量基準に適合したとき、かつ、土壌含有量基準に適
- 態にある単位区面量基準に適合しない、かつ、土壌含有量基準に適合する汚染状準に適合したとき(第五号に掲げるときを除く。) 土壌溶出三 土壌溶出量基準に適合しなかったとき、かつ、土壌含有量基
- 四 土壌溶出量基準及び土壌合有量基準に適合しなかったとき(

量基準に適合しない汚染状態にある単位区面第六号に掲げるときを除く。) 土壌溶出量基準及び土壌合有

- 含有量基準に適合する汚染状態にある単位区面準に適合したとき 第二溶出量基準に適合しない、かつ、土壌五 第二溶出量基準に適合しない。かつ、土壌含有量基
- 単位区面 二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある大 第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合なかったとき 第
- くることができる。 らの規定の土壌の採取をもって、<u>これらの規定の</u>土壌の採取に代 然由来盛土等に係る調査対象地内の任意の地点において行う<u>これ</u> らの規定にかかわらず、当該単位区面に<u>おける調査対象地又は自</u> 土壌の採取を行うことが困難であると認められる場合には、<u>ごれ</u> が著しいことその他の理由により、当該単位区面の中心<u>において</u> の第一項第四号、第三項第四号又は前項の単位区面の中心

汚染状況<u>調査</u>) 水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地における土壌(第三条第六項第二号に掲げる場合の公有水面埋立法による公有

を行う区画の選定等の方法は、次の各号のとおりとする。第十条の三 第三条第六項第二号に掲げる場合における試料採取等

扱いて行う同号の土壌の採取をもって、同号に規定する土壌の採、同号の規定にかかわらず、当該単位区面に<u>おける</u>仕意の地点に「1号の土壌の採取を行うことが困難であると認められる場合にはことその他の理由により、当該単位区面の中心において第一項第一項第一項第二号又は前項第二号の単位区面の中心の傾斜が著しい

造成された土地における土壌汚染状況調査に係る特例)(公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により

- → 第四条第一項及び第二項並びに第五条に定める方法により土
- 単位区画について試料採取等の対象としないことができることの層(以下「埋立層等」という。)の位置があるときは、当該あると認められる埋立て又は干柘の事業により造成された土壌質変更深さより一メートルを超える深さにのみ汚染のおそれが規定により土壌汚染状況調査を行う場合であり、かつ、最大形質人項若しくは第四条第三項に規定する命令又は同条第二項のはこにおいて、試料採取等の対象とすること。ただし、法第三条条の二において「調査対象地」という。)の区域を、次のイス項第二号に係る対象地(以下この条、第十三条の二及び第十四項 調査実施者は、土壌汚染状況調査の対象地のうち第三条第六
 - 当該三十メートル格子の中心を含む単位区面イ 三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場合

の選定等を行わなければならない。 定等に代えて、次に定めるところにより、試料採取等を行う区画定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選認められるときは、第四条第三項及び第六条から第八条までの規が専ら当該造成時の水面埋立て用材料に由来するおそれがあると、かつ、調査対象地の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態

(粧點)

- 試料採取等の対象とすること。場合の区分に応じ、当該イ又は口に定める単位区画について、「調査実施者は、調査対象地の区域を、次のイ又は口に掲げる
 - める単位区画の①又は②に掲げる場合の区分に応じ、当該①又は②に定て、試料採取等対象物質が第一種特定有害物質である場合 次
 - 合 当該三十メートル格子の中心を含む単位区画① 三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にある場
 - か一区面 合 当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいずれ② 三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場
 - 応じ、当該①又は②に定める単位区画有害物質である場合 次の①又は②に掲げる場合の区分に口 試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第三種特定

Ċ.

- うちいずれか一区画 当該三十メートル格子内にある調査対象地に係る単位区画のロ 三十メートル格子の中心が調査対象地の区域内にない場合
- の採取を行わないことができること。 さより | メートルを超える深さの位置にあるときは、当該土壌トル格子内における最大形質変更深さのうち最も深い位置の深を行う場合であり、かつ、当該土壌が前号に規定する三十メー条第三項の命令又は同条第二項の規定により土壌汚染状況調査の | 大は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又は口に定める意の地点。以下この号及び第三項において同じ。) において次ない場合にあっては、当該単位区画における調査対象地内の仕単位区画の中心(当該単位区画の中心が調査対象地の区域内に可認を表述をは、前号の規定により試料採取等の対象とされた
 - 次に掲げる土壌 それがあると認められる埋立層等の位置が明らかでない場合
 イ 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するお

- れか五区面場合 当該三十メートル格子内にある単位区画のうちいず場合 三十メートル格子内にある単位区画の数が六以上である
- 場合 当該三十メートル格子内にあるすべての単位区面② 三十メートル格子内にある単位区画の数が五以下である
- じ、当該イ又は口に定める土壌の採取を行うごと。 単位区画の中心において次のイ又は口に掲げる場合の区分に応 」 調査実施者は、前号の規定により試料採取等の対象とされた

- イ 前号イに該当する場合 次に掲げる土壌
 - ① 表層の土壌

の土壌)

(器) (3・(2)

生壌) 等内にない場合にあっては、当該理立層等内の任意の位置のの土壌(この号イ刊から③までに掲げる土壌が当該埋立層この号イ円から③までに掲げる土壌のうち当該埋立層等内それがあると認められる埋立層等の位置が明らかである場合団 当該単位区画の中心において基準不適合土壌が存在するお

合すること。 チメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ五セン三種特定有害物質である場合に限る。)の規定により土壌を採回前すて(試料採取等対象物質が第二種特定有害物質又は第

(記る)

五 前二号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土

(器) (3) (2)

- 口 前号ロに該当する場合 次に掲げる土壌
 - ートルまでの土壌の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメ
 - 場合における当該底面より深い位置にある土壌を除く。)土壌(地表から深さ十メートル以内に帯水層の底面がある② 深さ一メートルから十メートルまでの一メートルごとの
 - 水層の底面がある場合に限る。))。 帯水層の底面の土壌(地表から深さ十メートル以内に帯
- 合すること。 チメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重量混取した場合にあっては、採取された表層の土壌及び深さ五セン三前号(同号ロ凹に係る部分に限る。)の規定により土壌を採
- 土壌ごとに、それぞれ同じ重量混合すること。には、同号の規定により混合された土壌)を第二号ロに掲げるる第二号ロの規定により採取された土壌(前号に規定する場合た単位区画である場合にあっては、当該二以上の単位区画に係トル格子内にある二以上の単位区画が試料採取等の対象とされ図 第一号(同号口に係る部分に限る。)の規定により三十メー
- 五 前三号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土

第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること生壌に含まれる試料採取等対象物質の量にあっては同条第四項では第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあっ

- 汚染状態にある土地とみなす。 試料採取等対象物質について当該各号に定める基準に適合しない ル格子内にある調査対象地に係る全ての単位区画の区域を、当該、当該試料採取等の対象とされた単位区画を含む当該三十メートによる汚染状態が第九条第三項各号のいずれかに該当するときは 2 前項第五号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質
- ることができる。う同号の土壌の採取をもって、同号に規定する土壌の採取に代えず、当該単位区画における調査対象地内の任意の地点において行ことが困難であると認められる場合には、同号の規定にかかわら由により、当該単位区画の中心において同号の土壌の採取を行うく 第一項第三号の単位区面の中心の傾斜が著しいことその他の理

(<u>土壌汚染状況調査の対象地</u>の土壌汚染のおそれの把握等の省略

にかかわらず、これらの規定による土壌汚染状況調査の対象地の第十一条 調査実施者は、第三条から<u>第八条まで及び前三条</u>の規定

第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること土壌に含まれる試料採取等対象物質の量にあっては同条第四項では第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量にあっ

- 土地とみなす。 物質について当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にあるか格子内に<u>あるすべて</u>の単位区画の区域を、当該試料採取等対象、当該試料採取等の対象とされた単位区画を含む当該三十メートによる汚染状態が<u>第九条第二項各号</u>のいずれかに該当するときは 2 前項第五号の測定において当該測定に係る土壌の特定有害物質
- 。 採取をもって、同号に規定する土壌の採取に代えることができるず、当該単位区画に<u>おける</u>任意の地点において行う同号の土壌のことが困難であると認められる場合には、同号の規定にかかわら由により、当該単位区画の中心において同号の土壌の採取を行う 3 第一項第二号の単位区面の中心の傾斜が著しいことその他の理

(調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等の省略)

ず、これらの規定による調査対象地の土壌汚染のおそれの把握、第十一条 調査実施者は、第三条から<u>第八条まで</u>の規定にかかわら

把握等」という。) を行わないことができる。 採取等(<u>以下</u>「土壌汚染状況調査の対象地の土壌汚染のおそれの土壌汚染のおそれの担握、試料採取等を行う区画の選定及び試料

とみなす。 溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土地 把握を行わなかったときは、<u>全ての特定有害物質</u>) について第二 特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報の 条第一項の規定による土壌汚染状況調査の対象地における土壌の 又は第八項に基づき土壌汚染状況調査を行う場合であって、第三 区域を、当該試料採取等対象物質(調査実施者が決第三条第一項 れの把握等を行わなかったときは、土壌汚染状況調査の対象地の土壌汚染のおそ

(第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例)

多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分におけるより、当該単位区画において基準不適合土壌が存在するおそれがの中心 (第三条第一項の規定により調査実施者が把握した情報にえて、第三条の二第二号及び第三号に掲げる土地を含む単位区画わらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等に代エ項、第七条第一項及び第三項並びに第八条第一項の規定にかか行うときは、第四条第三項、第六条第一項第一号、第二項及び第第十二条 調査実施者は、第一種特定有害物質に係る試料採取等を

とができる。 査対象地の土壌汚染のおそれの把握等」という。)を行わないこ
試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等(<u>次項において</u>「調

合しない汚染状態にある土地とみなす。 おいて同じ。)について第二溶出量基準及び土壌合有量基準に適情報の把握を行わなかったときは、特定有害物質。以下この項に土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効なう場合であって、第三条第一項の規定による調査対象地における質(調査実施者が法第三条第一項に基づき土壌汚染状況調査を行わなかったときは、調査対象地の区域を、当該試料採取等対象物2 前項の規定により調査対象地の工壌汚染のおそれの把握等を行

(第一種特定有害物質に関する試料採取等に係る特例)

多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分におけるより、当該単位区画において基準不適合土壌が存在するおそれが画の中心(同条第一項の規定により調査実施者が把握した情報にえて、第三条第六項第二号及び第三号に掲げる土地を含む単位区わらず、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等に代工項、第七条第一項及び第三項並びに第八条第一項の規定にかか行うときは、第四条第三項、第六条第一項第一号、第二項及び第第十二条 調査実施者は、第一種特定有害物質に係る試料採取等を

等を行うことができる。任意の地点)において、当該第一種特定有害物質に係る試料採取

は、「試料採取等を行う区画」と読み替えるものとする。」この場合において、同項中「前項に規定する検出範囲」とあるの2 第八条第二項の規定は、前項の試料採取等について準用する。

8 (盤)

(試料採取等を行う区画の選定等の省略)

- ことができる。 、これらの規定による試料採取等を行う区画の選定等を行わないて、第四条第三項及び第六条から第八条までの規定にかかわらず第十三条 調査実施者は、第三条第六項第三号に掲げる場合におい
- 合しない汚染状態にある土地とみなす。 採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壌合有量基準に適掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。)を、当該試料たときは、調査対象地の区域(全ての区域が第三条の二第一号に2 前項の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかっ
- る試料採取等を行う区画の選定等を行わないことができる。 対いて、第十条の三第一項の規定にかかわらず、同項の規定によ第十三条の二 調査実施者は、第三条第六項第二号に掲げる場合に

等を行うことができる。 任意の地点)において、当該第一種特定有害物質に係る試料採取

2 第八条第二項の規定は、前項の試料採取等について準用する。

∞ (盤)

(試料採取等を行う区画の選定等の省略)

- の選定等を行わないことができる。の規定にかかわらず、これらの規定による試料採取等を行う区画第十三条 調査実施者は、第四条第三項及び第六条から第八条まで
- に適合しない汚染状態にある土地とみなす。 試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壌合有量基準引に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。)を、当該たときは、調査対象地の区域(すべての区域が第三条第六項第一2 前項の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかっ
- 地が当該造成時の水面埋立て用材料に含まれる特定有害物質によて又は干拓の事業により造成された土地であり、かつ、調査対象情報により、調査対象地が公有水面埋立法による公有水面の埋立第十三条の二 調査実施者は、第三条第一項の規定により把握した

(試料採取等の省略)

無十 目 《 医)

る土地に分類される単位区画の区域を除く。この頃において同じ(次に掲げる単位区画及び全ての区域が第三条の二第一号に掲げては、試料採取等を行わなかった代表地点に係る検出範囲の区域2 前項第一号の規定により試料採取等を行わなかったときにあっ

- う区画の選定等を行わないことができる。三第一項の規定にかかわらず、同項の規定による試料採取等を行って汚染されているおそれがあると認められるときは、第十条の
- 大工壌溶出量基準)及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態に成時の<u>水面埋立て用材料</u>に由来すると認められるものにあってはつ、当該土地の土壌の特定有害物質による<u>汚染状態が専ら</u>当該造律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第一項に規定する廃成が開始された土地(廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干柘の事業により造て第二溶出量基準(調査対象地が昭和五十二年三月十五日以降にたときは、調査対象地の区域を、当該試料採取等対象物質についる計画の規定により試料採取等を行う区画の選定等を行わなかっ

(試科採取等の省略)

無十 目 《 医)

当該試料採取等対象物質について第二溶出量基準及び土壌合有量第一号に掲げる土地に分類される単位区画の区域を除く。) を、地の区域(次に掲げる単位区画及びすべての区域が第三条第六項2 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象

| みなす。 | ついて当該各号に定める基準に適合しない汚染状態にある土地と| 可各号のいずれかに該当するときは、当該試料採取等対象物質に定保る土壌の試料採取等対象物質による汚染状態が第九条第三| 又は第三号に掲げるものに該当する単位区画にあっては、当該測六条から第八条までの規定による試料採取等の結果が前項第二号ない汚染状態にある土地とみなす。ただし、当該区域のうち、第等対象物質について第二溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しわなかったときにあっては、調査対象地の区域を、当該試料採取付付。) 又は前項第二号若しくは第三号の規定により試料採取等を行。) 又は前項第二号若しくは第三号の規定により試料採取等を行

((()

- するものであった単位区面質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物の規定による試料採取等区画に係るものを除く。)において当工 土壌溶出量調査又は土壌含有量調査(第四条第三項第二号口
- にある一部対象区面にある一部対象区面に適合するものであった場合における当該三十メートル格子内、又は地下水から検出された試料採取等対象物質が地下水基準壌ガス調査において気体から試料採取等対象物質が検出されず 第四条第三項第二号了の規定による試料採取等区画に係る土
- 四 第四条第三項第二号ロの規定による試料採取等区面に係る土

基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

(盤)

- 準及び土壌含有量基準に適合するものであった単位区面調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基るものを除く。)において当該土壌溶出量調査又は土壌含有量二号ロに係る部分に限る。)の規定による試料採取等区面に係二 土壌溶出量調査又は土壌含有量調査 (第四条第三項 (同項第
- ける当該三十メートル格子内にある一部対象区面採取等対象物質が地下水基準に適合するものであった場合にお採取等対象物質が検出されず、又は地下水から検出された試料よる試料採取等区画に係る土壌ガス調査において気体から試料111 第四条第三項(同項第二号イに係る部分に限る。)の規定に
- 四 第四条第三項(同項第二号ロに係る部分に限る。)の規定に

場合における当該三十メートル格子内にある一部対象区面が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものであった又は土壌含有量調査に係る土壌の特定有害物質による汚染状態壌溶出量調査又は土壌含有量調査において当該土壌溶出量調査

円 (器)

行わないことができる。 取等対象物質についてこれらの規定によるその他の試料採取等をものに該当するときは、これらの規定にかかわらず、当該試料採は第十条の三第一項の規定による試料採取等の結果が次に掲げる第十四条の二 調査実施者は、<u>第十条の二第一項若しくは第三項</u>又

態が第二溶出量基準に適合するものであること。いずれかの単位区画の土地の土壌の特定有害物質による汚染状条第四項の試料採取等において当該測定又は試料採取等に係る||第十条の二第一項第六号若しくは第三項第七号の測定又は同

11 (盤)

地において第十条の三第一項第五号の測定を行った場合にあって溶出量基準(第十三条の二第二項括弧書に規定する土地以外の土区画の区域を除く。)を、当該試料採取等対象物質について土壌地又は自然由来盛土等に係る調査対象地の区域(次に掲げる単位22 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象

子内にある一部対象区面基準に適合するものであった場合における当該三十メートル格特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量において当該土壌溶出量調査又は土壌含有量調査に係る土壌のよる試料採取等区面に係る土壌溶出量調査又は土壌含有量調査

H (と)

できる。 ついてこれらの規定によるその他の試料採取等を行わないことがときは、これらの規定にかかわらず、当該試料採取等対象物質に一項の規定による試料採取等の結果が次に掲げるものに該当する第十四条の二 調査実施者は、第十条の二第一項又は第十条の三第

適合するものであること。 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準ににおいて当該測定又は試料採取等に係るいずれかの単位区画の第十条の二第一項第四号の測定又は同条第二項の試料採取等

11 (盤)

測定を行った場合にあっては、第二溶出量基準)及び土壌合有量書に規定する土地以外の土地において第十条の三第一項第五号の取等対象物質について土壌溶出量基準(第十三条の二第二項括弧型の区域(次に掲げる単位区画の区域を除く。)を、当該試料採り 前項の規定により試料採取等を行わなかったときは、調査対象

対第九条第三項各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定当該各号に掲げる測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態の結果が前項各号に掲げるものに該当する単位区面にあっては、項若しくは第三項又は第十条の三第一項の規定による試料採取等にある土地とみなす。ただし、当該区域のうち、第十条の二第一は、第二溶出量基準)及び土壌含有量基準に適合しない汚染状態

- 内にある<u>全て</u>の単位区面のであった場合における当該単位区画を含む三十メートル格子染状態が<u>全て</u>土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するも係るいずれかの<u>単位区画の土地</u>の土壌の特定有害物質による汚ば同条第四項の試料採取等において当該測定又は試料採取等にまた。第十条の二第一項第六号若しくは同条第三項第七号の測定又
- を含む三十メートル格子内にある<u>全て</u>の単位区面含有量基準に適合するものであった場合における当該単位区面の特定有害物質による汚染状態が<u>全て</u>土壌溶出量基準及び土壌ニー第十条の三第一項第五号の測定において当該測定に係る土壌

(法施行前に行われた調査の結果の利用)

料採取等と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態を把握条から第八条<u>まで又は第十条から第十条の三まで</u>の規定による試第十五条 <u>土壌汚染状況調査の対象地</u>において、法の施行前に第六

基準に適合しない汚染状態にある土地とみなす。

- 位区画を含む三十メートル格子内にある<u>すべて</u>の単位区画び土壌合有量基準に適合するものであった場合における当該単土壌の特定有害物質による汚染状態が<u>すべて</u>土壌溶出量基準及において当該測定又は試料採取等に係るいずれかの<u>単位区画の第十条の二第一項第四号の測定又は同条第二項の試料採取等</u>
- 画を含む三十メートル格子内にある<u>すべて</u>の単位区画嬢合有量基準に適合するものであった場合における当該単位区の特定有害物質による汚染状態が<u>すべて</u>土壌溶出量基準及び土第十条の三第一項第五号の測定において当該測定に係る土壌

(法施行前に行われた調査の結果の利用)

規定による試料採取等と同等程度に土壌の特定有害物質による汚で及び第十条又は第十条の二第一項若しくは第十条の三第一項の第十五条 調査対象地において、法の施行前に第六条から第八条ま

これらの規定による試料採取等の結果とみなす。じたおそれがないと認められるときは、当該試料採取等の結果をって、当該試料採取等の後に土壌の特定有害物質による汚染が生できる精度を保って試料採取等が行われたと認められる場合であ

(人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認)

涨十八条 (器)

- る土地の場所を明らかにした図面を添付しなければならない。業場の敷地であった土地及び同項ただし書の確認を受けようとする 前項の申請書には、法第三条第一項本文に規定する工場又は事
- をするものとする。限り、当該土地の場所について、法第三条第一項ただし書の確認が次のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に引 都道府県知事は、第一項の申請に係る同項第四号の土地の場所

|・|| (盤)

。) (第二十一条の四第二号及び第二十五条第四号において「よる鉱害を防止するために必要な設備がされているものに限る十九条第一項の命令に基づき土壌の特定有害物質による汚染にあった土地(鉱業権の消滅後五年以内であるもの又は同法第三くは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱山の敷地でに規定する鉱山(以下この号において「鉱山」という。) 若し三 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項本文

取等の結果をこれらの規定による試料採取等の結果とみなす。よる汚染が生じたおそれがないと認められるときは、当該試料採れる場合であって、当該試料採取等の後に土壌の特定有害物質に染状態を把握できる精度を保って試料採取等が行われたと認めら

(人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認)

掷十六条 (器)

(海規)

するものとする。り、当該土地の場所について、法第三条第一項ただし書の確認を次のいずれかに該当することが確実であると認められる場合に限り 都道府県知事は、前項の申請に係る同項第四号の土地の場所が

|•|| (魯)

。) (第二十五条第四号において「鉱山関係の土地」という。よる鉱害を防止するために必要な設備がされているものに限る十九条第一項の命令に基づき土壌の特定有害物質による汚染にあった土地(鉱業権の消滅後五年以内であるもの又は同法第三くは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱山の敷地でに規定する鉱山(以下この号において「鉱山」という。)若し三、鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項本文

徴山関係の土地」 という。) であること。

4 (器)

ければならない。なく、その旨を様式第四の届出書により都道府県知事に届け出なる。前項の規定により土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滯

の届出)(法第三条第一項ただし書の確認に係る土地の利用の方法の変更(

第十九条 (略)

場所を明らかにした図面を係付しなければならない。業場の敷地であった土地及び同項ただし書の確認を受けた土地の3 前項の申請書には、法第三条第一項本文に規定する工場又は事

(法第三条第一項ただし書の確認の取消しを行う場所)

する。 の取消しは、<u>前条第一項第三号</u>の土地の場所について行うものと第二十条 法第三条第六項の規定による同条第一項ただし書の確認

の変更の届出) (法第三条第一項ただし書の確認に係る土地における土地の形質

を提出して行うものとする。第二十一条の二 法第三条第七項の届出は、様式第六による届出書

) であること。

(盤)

なく、その旨を様式第四の届出書により届け出なければならない

4 前項の規定により土地の所有者等の地位を承継した者は、遅滞

の届出) (法第三条第一項ただし書の確認に係る土地の利用の方法の変更

第十九条 (略)

(牽規)

の取消しは、<u>前条第三号</u>の土地の場所について行うものとする。第二十条 法第三条第六項の規定による同条第一項ただし書の確認(法第三条第一項ただし書の確認の取消しを行う場所)

(楚型)

。らかにした平面図、立面図及び断面図を添付しなければならない2 前項の届出書には、土地の形質の変更をしようとする場所を明

とおりとする。第二十一条の三 法第三条第七項の環境省合で定める事項は、次の

- 氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の
- 場の名称及び当該工場又は事業場の敷地であった土地の所在地二、法第三条第一項ただし書の確認を受けた土地の工場又は事業
- 三 土地の形質の変更の対象となる土地の所在地
- 質の変更に係る部分の深さ四 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形

の変更の届出を要しない行為)(法第三条第一項ただし書の確認に係る土地における土地の形質

、 次に掲げる行為とする。 第二十一条の四 法第三条第七項第一号の環境省令で定める行為は

- の変更一対象となる土地の面積が九百平方メートル未満の土地の形質
- の変更であって、次のいずれにも該当しない行為又は鉱山関係1一 対象となる土地の面積が九百平方メートル以上の土地の形質

(海型)

(犛戡)

の土地において行われる土地の形質の変更

- 搬出すること。 イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ
- ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
- 以上であること。
 、 土地の形質の変更に係る部分の深さが五十センチメートル

況調査の命令)(法第三条第一項ただし書の確認に係る土地における土壌汚染状

した書面により行うものとする。 第二十一条の五 法第三条第八項の命令は、次に掲げる事項を記載

- 土地の場所一、法第三条第八項の規定による土壌汚染状況調査の対象となる
- 1 法第三条第八項の命令に係る報告を行うべき期限

(法第三条第八項の命令に係る報告)

。 事項を記載した様式第七による報告書を提出して行うものとする第二十一条の六 法第三条第八項の命令に係る報告は、次に掲げる

- 氏名 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の
- 1| 法第三条第八項の命令を受けた年月日

(牽規)

(楚盟)

- 三 土壌汚染状況調査を行った場所
- 含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類び当該深さの位置の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及を超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場回 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートル
- 定有害物質の種類出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特五 土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶
- に関する事項 録を受けた者の氏名又は名称その他の土壌汚染状況調査の結果試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第百七条の登大 土壌その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該
- 七 土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- 及び技術管理者証の交付番号人 土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名
- ばならない。 対象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなけれついて試料採取等の対象としなかった場合は、当該試料採取等のにおいて最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置に害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壌汚染状況調査2 前項の報告書には、土壌汚染状況調査の対象地の土壌の特定有

(法第四条第一項の土地の形質の変更の届出の対象となる土地の

規模)

第二十二条 法第四条第一項の環境省令で定める規模は、三千平方 メートルとする。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置され ている工場若しくは事業場の敷地又は法第三条第一項本文に規定 する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは 事業場の敷地(同頃本文の親告をした工場若しくは事業場の敷地 又は司頃ただし書の確認を受けた土地を徐く。)の土地の形質の 変更にあっては、九百平方メートルとする。

(法第四条第一項の土地の形質の変更の届出)

継川十川(株 (器)

2 前項の<u>届出書</u>には、次に掲げる図面及び書類を添けしなければ

- ならない。
- 一 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図
- 、立面図及び新面図

11 (空)

継川十 国 (と)

(土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規慎)

第二十二条 法第四条第一項の環境省令で定める規模は、三千平方 メートライヤをの。

(土地の形質の変更の届出)

- 2 前項の届出には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければな らない。
- | 土地の形質の変更(法第四条第一項に規定する土地の形質の <u>変更をいう。以下同じ。)</u>をしようとする場所を明らかにした

図面 11 (空)

継川十 国殊 (器)

| • | | (と)

- 質の変更に係る部分の深さ三 土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形
- 使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類設置場所並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、若しくは事業場の名称、当該有害物質使用特定施設の種類及びただし書の確認を受けた土地を除く。)にあっては、当該工場条第一項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項た有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地へは法第三条第一項本文に規定する使用が廃止され図 現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事

に掲げる行為とする。 第二十五条 法<u>第四条第一項第二号の</u>環境省令で定める行為は、次(法第四条第一項の土地の形質の変更の届出を要しない行為)

| ~目 (盤)

われる土地の形質の変更認められるものとして都道府県知事が指定した土地において行について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するものとがない又は土地の土壌の汚染状態が全ての特定有害物質の種類た方法により調査した結果、基準不適合土壌が存在するおそれ」 都道府県知事が第三条から第十五条までに定める方法に準じ

三 土地の形質の変更の規模

(土地の形質の変更の届出を要しない行為)

に掲げる行為とする。第二十五条 法第四条第一項第一号の環境省令で定める行為は、狄

| ~□ (盤)

(新規)

(法第四条第二項の調査の結果の提出)

した様式第七による報告書を提出して行うものとする。第二十五条の三 法第四条第二項の報告は、次に掲げる事項を記載

- 氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の
- 二 土壌汚染状況調査を行った場所
- 含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類び当該深さの位置の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及を超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場三 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートル
- 定有害物質の種類出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特四 土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶
- に関する事項 録を受けた者の氏名又は名称その他の土壌汚染状況調査の結果試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第百七条の登五 土壌その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該
- 大 土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- 及び技術管理者証の交付番号七 上壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名
- **八 土地の形質の変更をしようとする者が土壌汚染状況調査に係**

(楚盟)

の氏名又は名称る土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等

ならない。象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければついて試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置に害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壌汚染状況調査3 前項の報告書には、土壌汚染状況調査の対象地の土壌の特定有

、(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準

港川十六条 (器)

| ~|1| (盤)

場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。の施設において貯蔵し、又は保管する<u>施設</u>に係る工場又は事業四 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をそ

H (盤)

命令)
(法第四条第一項の届出に係る土地における土壌汚染状況調査の

) (特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準

無二十六条 (器)

| ~|1| (盤)

場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。めるものが講じられている施設を除く。) に係る工場又は事業が液体の地下への浸透の防止のための措置として環境大臣が定の施設において貯蔵し、又は保管する<u>施設(特定有害物質を含図性を含む固体若しくは液体をそ四、特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をそ</u>

円 (器)

土壌汚染状況調査の命令) (特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地に係る

書面により行うものとする。第二十七条 法第四条第三項の命令は、次に掲げる事項を記載した

(((と)

二 法第四条第三項の命令に係る報告を行うべき期限

(法第四条第三項の命令に係る報告)

。 事項を記載した様式第七による報告書を提出して行うものとする第二十七条の二 法第四条第三項の命令に係る報告は、次に掲げる

- 氏名 | 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の
- 1| 法第四条第三項の命令を受けた年月日
- 三 土壌汚染状況調査を行った場所
- 含有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類び当該深さの位置の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及を超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場四 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートル
- 定有害物質の種類出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがある特五 土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶
- 大 土壌その他の試料の採取を行った地点及び深さ、日時、当該

記載した書面により行うものとする。第二十七条 法第四条第三項<u>に規定する</u>命令は、次に掲げる事項を

((()

二 法第四条第三項の規定による報告を行うべき期限

(粧點)

に関する事項録を受けた者の氏名又は名称その他の土壌汚染状況調査の結果試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第百七条の登

- 七 土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- 及び技術管理者証の交付番号人 土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名
- ならない。 象としなかった深さの位置を明らかにした図面を添付しなければついて試料採取等の対象としなかった場合は当該試料採取等の対保において最大形質変更深さより一メートルを超える深さの位置に害物質による汚染状態を明らかにした図面及び土壌汚染状況調査<2 前項の報告書には、土壌汚染状況調査の対象地の土壌の特定有

(法第五条第一項の命令に係る報告)

項を記載した様式第八による報告書を提出して行うものとする。第三十条の二 法第五条第一項の命令に係る報告は、次に掲げる事

- 氏名 | 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の
- 二 法第五条第一項の命令を受けた年月日
- 三 土壌汚染状況調査を行った場所
- 出量基準又は土壌合有量基準に適合していないおそれがある特四 土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶

(楚起)

定有害物質の種類

- る事頃けた者の氏名又は名称その他の土壌汚染状況調査の結果に関す分析の結果並びに当該分析を行った計量法第百七条の登録を受五 土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の
- 大 土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名又は名称
- 及び技術管理者証の交付番号七 上壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名
- ない。 害物質による汚染状態を明らかにした図面を添付しなければならる 前項の報告書には、土壌汚染状況調査の対象地の土壌の特定有

(区域の指定に係る基準)

- することとする。質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当方法により測定した結果が、<u>別表第四</u>の上欄に掲げる特定有害物は、特定有害物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するもの第三十一条 法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち
- 六条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果がまれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第2 法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土壌に含

(区域の指定に係る基準)

- することとする。質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当方法により測定した結果が、<u>別表第三</u>の上欄に掲げる特定有害物は、特定有害物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するもの第三十一条 法第六条第一項第一号の環境省合で定める基準のうち
- 大条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果がまれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第2 法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土壌に含

れぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。、別表第五の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、そ

(要措置区域の指定の公示)

の場合において、当該要措置区域の明示については、次のいずれの場合において、当該要措置区域の明示については、次のいずれ又は今<u>第十条</u>に規定する市の公報に掲載して行うものとする。こ程定する<u>実施措置</u>をいう。以下同じ。))を明示して、都道府県措置区域において講じられた<u>実施措置(法第七条第一項第一号に配定する指示者</u>置を以う。以下同じ。))を明示して、 新道府県置(法第七条第一項第一号に規定する指示措置をいう。以下同じ、当該要措置区域において講ずべき指示措限をする旨、当該要措置区域、当該要措置区域において土壌のては、指定の解除。以下この条において同じ。)の公示は、当該の以下同じ。)の指定(同条第五項において準用する場合にあっ含む。)の要措置区域(同条第四項に規定する要措置区域をいう第三十二条 法第六条第二項(同条第五項において準用する場合を

| ~|1| (盤)

(汚染除去等計画の作成及び提出の指示)

第三十三条 法第七条第一項本文に規定する指示は、書面により行

れぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。、別表第四の上欄に掲げる特定有害物質の種類の区分に応じ、そ

(要措置区域の指定の公示)

。 該要措置区域の明示については、次のいずれかによることとするする市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当いう。以下同じ。))を明示して、都道府県又は今<u>第九条</u>に規定まりれた<u>有示措置等(法第七条第三項に規定する指示措置等を</u>置(法<u>第七条第三項に規定する指示措置等を</u>にあっては、当該要措置区域において準件を存在事物質の種類及び当該要措置区域において講ずべき指示特別は、指定をする旨、当該要措置区域、当該要措置区域において主域のでは、指定の解除。以下この条において同じ。)の公示は、当該の以下同じ。)の指定(同条第五項において準用する場合にあっるむ。)の要措置区域(同条第四項に規定する要措置区域をいう第三十二条 法第六条第二項(同条第五項において準用する場合を

| ~||| (盤)

(要措置区域内の土地の所有者等に対する指示)

第三十三条 法第七条第一項本文に規定する指示は、次に掲げる事

らものとする。

(三の)

(三の)

(売の)

(三る)

(売の)

とおりとする。 第三十四条 法第七条第一項本文の環境省令で定める事項は、次の(汚染除去等計画の作成及び提出の指示において示す事項)

- 等の措置をいう。以下同じ。)を講ずべき要措置区域の場所一 汚染の除去等の措置(法第六条第一項に規定する汚染の除去
- をいう。以下同じ。)を提出すべき期限1一汚染除去等計画(法第七条第一項に規定する汚染除去等計画

頃を記載した書面により行うものとする。

- 由 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理
- 三 汚染の除去等の措置を講ずべき期限
- なものとなるよう定めるものとする。該土地の所有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当土地の場所、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態、当関 第一項第三号に掲げる期限は、汚染の除去等の措置を講ずべき

(土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示)

- 、この限りでない。のとする。ただし、当該行為が次に掲げる行為に該当する場合は、流出させ、又は地下に浸透させる行為をした者に対して行うも物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体を埋め、飛散させ第三十四条 法第七条第一項ただし書に規定する指示は、特定有害
 - 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二第二項に規定

- るよう示すものとする。有者等の経理的基礎及び技術的能力等を勘案し、相当なものとな嬢の特定有害物質による汚染状態、当該要措置区域内の土地の所措置を講ずべき要措置区域の場所、当該要措置区域内の土地の土出の土 法第七条第一項本文の措置を講ずべき期限は、汚染の除去等の
- る。健康に係る被害を防止するため必要な限度において示すものとす地にある地下水の特定有害物質による汚染状態等を勘案し、人のその周辺の土地の土壌又は当該要措置区域若しくはその周辺の土の、第一項第一号の要措置区域の場所は、当該要措置区域若しくは
- を勘案し、相当なものとなるよう示すものとする。合土壌のある範囲及び深さを把握するための調査に要する期間等4 第一項第二号の汚染除去等計画を提出すべき期限は、基準不適

(土壌汚染を生じさせる行為をした者に対する指示)

させ、流出させ、又は地下へ浸透させる行為をした者に対して行物質若しくは特定有害物質を含む固体若しくは液体を埋め、飛散第三十五条 法第七条第一項ただし書に規定する指示は、特定有害

- する一般廃棄物の埋立処分する一般廃棄物処理基準に従ってする同法第二条第二項に規定
- 頃に規定する産業廃棄物の埋立処分する特別管理産業廃棄物処理基準に従ってする同法第二条第四る産業廃棄物処理基準若しくは同法第十二条の二第一項に規定二、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条第一項に規定す
- てする司法第三条第六号に規定する発棄物の排出法律第百三十六号)第十条第二項第四号に規定する基準に従っ三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年
- 染の除去等の措置を定めて行うものとする。 質による汚染を生じさせたと認められる程度に応じて講ずべき汚て行う場合には、当該二以上の者が当該土地の土壌の特定有害物2 法第七条第一項ただし書に規定する指示は、二以上の者に対し
- と読み替えるものとする。者等」とあるのは、「当該土壌汚染を生じさせる行為をした者」て準用する。この場合において、前条第三項中「当該土地の所有3 前条の規定は、法第七条第一項ただし書に規定する指示につい

(指示事項)

去等の措置を講ずべき土地の場所及び期限とする。 第三十五条 法第七条第二項の環境省令で定める事項は、汚染の除 合は、この限りでない。うものとする。ただし、当該行為が次に掲げる行為に該当する場

- する一般廃棄物の埋立処分する一般廃棄物処理基準に従ってする同法第二条第二項に規定「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二第二項に規定
- 規定する産業廃棄物の埋立処分特別管理産業廃棄物処理基準に従ってする同法第二条第四項にる産業廃棄物処理基準又は同法第十二条の二第一項に規定する二、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条第一項に規定す
- てする司法第三条第六号に規定する発棄物の排出法律第百三十六号)第十条第二項第四号に規定する基準に従っ三、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年
- とする。 質による汚染を生じさせたと認められる程度を勘案して行うものて行う場合には、当該二以上の者が当該土地の土壌の特定有害物2 法第七条第一項ただし書に規定する指示は、二以上の者に対し
- る行為をした者」と読み替えるものとする。 域内の土地の所有者等」とあるのは、「当該土壌汚染を生じさせいて準用する。この場合において、前条第二項中「当該要措置区3 前二条の規定は、法第七条第一項ただし書に規定する指示につ

(指示措置及び指示措置と同等以上の効果を有すると認められる

(指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等

汚染の除去等の措置)

じ、それぞれ同表の中欄に定める汚染の除去等の措置とする。 第三十六条 指示措置は、別表第六の上欄に掲げる土地の区分に応

- は同表の七の頃に規定する立入禁止を示すものとする。物質による汚染状態が土壌含有量基準に適合しない場合にあって地下水の水質の測定、当該要措置区域内の土地の土壌の特定有害量基準に適合しない場合にあっては別表第六の一の頃に規定する除去等の措置を示すときは、前頃の規定にかかわらず、当該要措置区域にないて講ずべき汚染の有者等であることが一時的であると認められるものに対し、法第者であって、当該土地を譲渡する意思の有無等からみて土地の所ける競落その他これに類する行為により土地の所有者等となった
- 染の除去等の措置とする。上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める汚の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置は、別表第六の3 法第七条第一項第一号の環境省令で定める指示措置と同等以上

(汚染除去等計画の記載事項)

の指置)

の下欄に定める汚染の除去等の措置とする。置は、別表第五の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表||第三十六条||| 法第七条第三項の環境省令で定める汚染の除去等の措

(楚規)

- 大 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区
- を超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場 合であって、当該深さの位置の土壌について汚染の除去等の措 置を講ずるときは、第三条から第十五条までに定める方法に準 じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明 らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及 び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法 第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果 に関する事項
- 四 別表第八の一の頃第二号、二の頃、三の頃、四の頃第二号、 五の頃から七の頃まで又は十の頃第二号に規定するボーリング による土壌の採取及び測定その他の方法により、汚染除去等計 面の作成のために必要な情報を把握した場合にあっては、土壌 その他の試料の採取を行った地点並びに日時、当該試料の分析 の結果並びに当該分析を行った計量法第百七条の登録を受けた 者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

五 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートル

三 実施措置を選択した理由

、次のとおりとする。

- 二 汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の所在地
- 压名
- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の

- の拡大を防止するために講ずる措置出(以下「飛散等」という。)、地下への浸透及び地下水汚染有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散、揮散若しくは流域内の帯水層に接する場合にあっては、基準不適合土壌、特定
- 置は特定有害物質を含む液体の飛散等を防止するために講ずる措は 前号に定めるもののほか、基準不適合土壌、特定有害物質又
- 染の拡大が確認された場合における対応方法特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は地下水汚れ 実施措置の施行中に基準不適合土壌、特定有害物質若しくは
- 法 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方
- 十 土壌を掘削する範囲及び深さと地下水位との位置関係
- びに当該土壌の使用方法土壌含有量調査における試料採取の頻度並土壌溶出量調査及び土壌含有量調査における試料採取の頻度並は、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を把握するための十一要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合にあって
- 態及び当該汚染土壌の使用方法 土壌を使用する場合にあっては、当該他の要措置区域の汚染状状況調査により指定された他の要措置区域から搬出された汚染十二 要措置区域の指定に係る土壌汚染状況調査と一の土壌汚染
- 十三 別表第七の上欄に掲げる実施措置の種類の区分に応じ、そ

(汚染除去等計画の提出)

府県知事に提出しなければならない。 示を受けた者は、様式第九による汚染除去等計画を作成し、都道<u>第三十六条の三</u> 法第七条第一項の規定により都道府県知事から指

- ならない。 2 前項の汚染除去等計画には、次に掲げる図面を添付しなければ
 - 害物質による汚染状態を明らかにした図面の除去等の措置を講ずべき要措置区域内の土地の土壌の特定有面の作成のために必要な情報を把握した場合にあっては、汚染による土壌の採取及び測定その他の方法により、汚染除去等計五の項から七の項まで又は十の項第二号に規定するボーリング」別表第八の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、
 - 置の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図二 汚染の除去等の措置を講ずべき要措置区域の場所及び実施措
 - らかにした図面じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明置を講ずるときは、第三条から第十五条までに定める方法に準合であって、当該深さの位置の土壌について汚染の除去等の措を超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場三 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートル

(粧眠)

(軽微な変更)

、次のとおりとする。 第三十六条の四 法第七条第三項の環境省令で定める軽微な変更は

- 一実施措置の着手予定時期の変更
- までのもの項本文の規定により都道府県知事が示した措置を講ずべき期限二、実施措置の完了予定時期に係る変更であって、法第七条第一
- のに講ずる措置であって、当該措置と同等以上の効果を有するもの飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡大を防止するため三 基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体
- ぞれ同表の下欄に定める事項に係る変更四 別表第七の上欄に掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それ

(変更後の汚染除去等計画の提出)

計画を提出して行うものとする。変更後の同条第一項各号に掲げる事項を記載した様式第九による第三十七条、法第七条第三項の変更後の汚染除去等計画の提出は、

(実施措置を講ずべき旨の命令)

第三十八条 法第七条第四項の命令は、相当の履行期限を定めて、

(楚規)

(新規)

(指示措置等を講ずべき旨の命令)

第三十七条 法第七条第四項に規定する命令は、相当の履行期限を

書面により行うものとする。

(実施措置に係る技術的基準)

条及び第四十一条に定めるところによる。第三十九条 法第七条第四項の実施措置に関する技術的基準は、次

(売る)

(実施措置の実施の方法)

定めるところによる。並びに同表の九の項に規定する盛土の実施の方法は、別表第人に規定する舗装及び立入禁止、同表の八の項に規定する土壌入換え断工封じ込め、同表の四の項に規定する不溶化、同表の七の項に染の拡大の防止及び土壌汚染の除去、同表の三の項に規定する速の二の項に規定する原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚第四十条 別表第六の一の項に規定する地下水の水質の測定、同表

- を講じるものとする。 3 前項に定めるもののほか、次に定めるところにより、実施措置
 - 一 土壌俗出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区

定めて、書面により行うものとする。

(指示措置等に関する技術的基準)

炊条から第四十二条までに定めるところによる。 <u>第三十八条</u> 法第七条第六項の指示措置等に関する技術的基準は、

(汚染の除去等の措置)

置とする。除去等の措置は、それぞれ同表の中欄に定める汚染の除去等の措置は、それぞれ同表の中欄に定める汚染の除去等の措<u>第三十九条</u>別表第五の上欄に掲げる土地において講ずべき汚染の

(措置の実施の方法)

定めるところによる。 並びに同表の九の項に規定する盛土の実施の方法は、<u>別表第六</u>に規定する舗装及び立入禁止、同表の八の項に規定する土壌入換え断工封じ込め、同表の四の項に規定する不溶化、同表の七の項に 染の拡大の防止及び土壌汚染の除去、同表の三の項に規定する速の二の項に規定する原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚第四十条 <u>別表第五の一の項に規定する地下水の水質の測定、同表</u>

(犛뢨)

行方法が環境大臣が定める基準に適合していること。域内の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質の変更の施

- 汚染の拡大を坊止するために必要な措置を講ずること。は特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水二一前号に定めるもののほか、基準不適合土壌、特定有害物質又
- 汚染状態を調査し、把握すること。、環境大臣が定める方法により当該土壌の特定有害物質による三 要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合にあっては
- 康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。嬢を使用する場合にあっては、当該土壌の使用に伴い、人の健況調査により指定された他の要措置区域から機出された汚染土四 要措置区域の指定に係る土壌汚染状況調査と一の土壌汚染状

(廃棄物理立護岸において造成された土地における実施措置)

なす。 が管理するものについては、実施措置が講じられている土地とみいて造成された土地であって、同条第一項に規定する港湾管理者百十八号)第二条第五項第九号の二に掲げる廃棄物埋立護岸にお第四十一条 次に掲げる基準に従い港湾法(昭和二十五年法律第二

|・|| (盤)

<u>の措置</u>) (廃棄物埋立護岸において造成された土地における<u>汚染の除去等</u>

<u>の措置</u>が講じられている土地とみなす。 管理者が管理するものについては、<u>前二条に定める汚染の除去等いて造成された土地であって、同法第二条第一項</u>に規定する港湾百十八号)第二条第五項第九号の二に掲げる廃棄物埋立護岸にお第四十一条 次に掲げる基準に従い港湾法(昭和二十五年法律第二

|・|| (盤)

(実施措置を講ずべき旨の命令)

書面により行うものとする。第四十二条 法第七条第八項の命令は、相当の履行期限を定めて、

(工事完了の報告及び実施措置完了の報告に係る手続)

定めるところにより行うものとする。 第四十二条の二 法第七条第九項の報告は、汝項から第四項までに

- 十による報告書を提出して行うものとする。2 次の各号に掲げる措置の実施が完了した場合において、様式第2
 - 一 別表第八の二の項の原位置封じ込めに係る措置の実施のうち
 - 、同項下欄のイからチまでの実施が完了した場合

ずべき措置)(担保権の実行等により一時的に土地の所有者等となった者が講

を示すものとする。 準に適合しない場合にあっては同表の七の項に規定する立入禁止域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌含有量基質による汚染状態が土壌含有量基質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない場合にあってはき汚染の除去等の措置を示すときは、第三十九条及び第四十条の土地の所有者等であることが一時的であると認められるものに対となった者であって、当該土地を譲渡する意思の有無等からみて誤売における競落その他これに類する行為により土地の所有者等離別十二条 都道府県知事が、自らが有する担保権の実行としての

(楚規)

、同項下欄のイからチまでの実施が完了した場合

二 別表第八の三の項の遮水工封じ込めに係る措置の実施のうち

- 三 別表第八の四の項の地下水汚染の拡大の坊止に係る措置の実 施のうち、同項下欄第二号に掲げる透過性地下水浄化壁による 地下水汚染の拡大の坊止のイからいまでの実施が完了した場合
- 四 別表第六の一の頃から六の頃までの上欄に掲げる土地に該当 する要措置区域において実施措置を講じた場合であり、別表第 八の五の頃の土壌汚染の除去に係る措置の実施のうち、同頃下 **闌第一号に掲げる基準不適合土壌の掘削による除去のイからこ** までの実施が完了した場合又は同欄第二号に掲げる原位置での
- 浄化による除去のイから、までの実施が完了した場合
- 五 別表第八の六の頃の遮断工封じ込めに係る措置の実施のうち

司項下欄のイからチまでの実施が完了した場合

- 大 別表第八の七の項の不熔化に係る措置の実施のうち、同項下 **懶第一号に掲げる原位置不熔化のイからホまでの実施が完了し** た場合又は同欄第二号に掲げる不溶化埋め戻しのイからホまで
- の実施が完了した場合
- る 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の
 - 氏名

二 要措置区域の所任地

- 三 実施措置の種類
- した時期四 実施措置の着手時期及び前項各号に掲げる措置の実施が完了
- 氏名又は名称その他の調査の結果に関する事頃果並びに当該分析を行った計量法第百七条の登録を受けた者の調査の土壌の採取を行った地点及び日時、当該土壌の分析の結機入された土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした、第四十条第二項第三号に定める方法その他の方法により当該五 要措置区域外から機入された土壌を使用した場合にあっては
- 大を坊止するために講じた措置害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及び地下水汚染の拡あっては、変更後の基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有大 第三十六条の四第三号に規定する軽微な変更を行った場合に
- ぞれ同表の中欄に定める工事完了の報告事頃七 別表第九の上欄に掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それ
- ものとする。に掲げる事項を記載した様式第十一による報告書を提出して行う4 実施措置に係る全ての措置の実施が完了した場合において、次
 - 氏名 | 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の
 - 二 要措置区域の所在地
 - 三 実施措置の種類

- 完了した時期四 実施措置の着手時期及び実施措置に係る全ての措置の実施が
- ぞれ同表の下欄に定める実施措置完了の報告事項五 別表第九の上欄に掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それ
- ければならない。及び実施措置の施行方法を明らかにした書類及び図面を添付しなら 前二項の報告書には、実施措置が講じられた要措置区域の場所

る行為とする。 第四十三条 法第九条第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げ(要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外)

- 一 次のいずれにも該当しない行為
- こと。 イ 実施措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加える

ロ・(((と)

- 行うボーリングであって、次のいずれにも該当すること。嬢の採取及び測定に係るボーリング又は観測井を設けるために土壌汚染の状況その他の必要な情報を把握するために行う土
 - が講じられているものむ液体のボーリング孔への流出を防止するために必要な措置す 基準不適合土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含
 - ロ 掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、当該水等に

る行為とする。 第四十三条 法第九条第二号の環境省令で定めるものは、次に掲げ(要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外)

- 一 次のいずれにも該当しない行為
- ること。 イ <u> 指示措置等</u>を講ずるために設けられた構造物に変更を加え

ロ・(((と)

(新規)

- が講じられているもの液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置より基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む
- に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたものその施行方法が第四十条第二項第一号の環境大臣が定める基準三 実施措置と一体として行われる土地の形質の変更であって、
- の 国が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたも変更であって、その施行方法が<u>第四十条第二項第一号</u>の環境大<u>回</u> 次のいずれかに該当する要措置区域内における土地の形質の
 - 域であって、地下水の水質の測定が講じられているもの
 イ 別表第六の一の項の上欄に掲げる土地に該当する要措置区
 - までの実施が完了しているものに限る。) 位置封じ込めに係る<u>措置の実施のうち、同項下欄のイからチ</u>位置封じ込めが講じられているもの(<u>別表第八の二の項の</u>原合しない土地を除く。)に該当する要措置区域であって、原の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適る土地(同表の一の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壌口 別表第六の一の項から四の項まで及び六の項の上欄に掲げ
 - の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適る土地(同表の一の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壌へ 別表第六の一の項から四の項まで及び六の項の上欄に掲げ

- 県知事の確認を受けたもの、その施行方法が環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府」「指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更であって
- 適合する旨の都道府県知事の確認を受けたもの変更であって、その施行方法が<u>前号の環境大臣が定める基準に</u>」 次のいずれかに該当する要措置区域内における土地の形質の
 - 域であって、地下水の水質の測定が講じられているもの
 イ 別表第五の一の項の上欄に掲げる土地に該当する要措置区
 - <u>「田程が完了しているものに限る。)</u> 欄に掲げる原位置封じ込めに係る<u>工程のうち、下及びチ以外位置封じ込めが講じられているもの(別表第六の二の項の下合しない土地を除く。)に該当する要措置区域であって、原の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適る土地(同表の一の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壌口別表第五の一の項から四の項まで及び六の項の上欄に掲げ</u>
 - の第三種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適る土地(同表の一の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壌へ 別表第五の一の項から四の項まで及び六の項の上欄に掲げ

- までの実施が完了しているものに限る。) 水工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチ水工封じ込めが講じられているもの(<u>別表第八の三の項の</u>逮合しない土地を除く。)に該当する要措置区域であって、遮
- られているもの当する要措置区域であって、地下水汚染の拡大の防止が講じ」 別表第六の一の頃から六の項までの上欄に掲げる土地に該
- ているものに限る。) 置での浄化による除去<u>のイからへまで及び</u>ホの<u>実施</u>が完了しまでの実施が完了しているもの又は同欄第二号に掲げる原位第一号に掲げる基準不適合土壌の掘削による除去<u>のイから二五の項の土壌汚染の除去に係る措置の実施のうち、同項下欄ホ 土壌汚染の除去が講じられている要措置区域(別表第八の</u>
- までの実施が完了しているものに限る。) 断工封じ込めに係る措置の実施のうち、同項下欄のイからチ断工封じ込めが講じられているもの(別表第八の六の項の遮合しない土地を除く。)に該当する要措置区域であって、遮の第一種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適る土地(同表の一の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壌へ 別表第六の一の項及び三の項から六の項までの上欄に掲げ
- 一の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壌の第一種特定有ト 別表第六の一の項及び四の項の上欄に掲げる土地(同表の

- の<u>工程</u>が完了しているものに限る。) 欄に掲げる速水工封じ込めに係る<u>工程のうち、ト及びチ以外水工封じ込めが講じられているもの(別表第六の三の項の下</u>合しない土地を除く。)に該当する要措置区域であって、速
- られているもの当する要措置区域であって、地下水汚染の拡大の防止が講じ」 別表第五の一の項から六の項までの上欄に掲げる土地に該
- <u>のうち、ハ以外の工程が</u>完了しているものに限る。) は同欄第二号に掲げる原位置での浄化による除去<u>に係る工程去に係る工程のうち、ハ以外の工程が</u>完了している<u>もの、又工の項の下欄第一号に掲げる基準</u>不適合土壌の掘削による除よ 土壌汚染の除去が講じられている要措置区域(<u>別表第六</u>の
- <u>の工程が完了しているものに限る。)</u> 欄に掲げる遮断工封じ込めに係る<u>工程のうち、子及びリ以外断工封じ込めが講じられているもの(別表第六の大の項の下合しない土地を除く。)に該当する要措置区域であって、遮の第一種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適る土地(同表の一の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壌別表第五の一の項及び三の項から大の項までの上欄に掲げ</u>
- 一の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壌の第一種特定有ト 別表第五の一の項及び四の項の上欄に掲げる土地(同表の

のイからホまでの実施が完了しているものに限る。) が完了しているもの又は同欄第二号に掲げる不溶化埋め戻し欄第一号に掲げる原位置不溶化のイからホまでの措置の実施 別表第八の七の項の不溶化に係る措置の実施のうち、同項下当する要措置区域であって、不溶化が講じられているもの(汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。)に該基準に適合しない土地及び土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量害物質又は第三種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量

(土地の形質の変更の例外)

以内に終了するものとする。 、当該汚染土壌が当該他の要措置区域に搬入された日から六十日 又は他人に使用させる場合にあっては、当該土地の形質の変更は汚染土壌を他の要措置区域内の土地の形質の変更に自ら使用し、複数の要措置区域の間において、一の要措置区域から搬出された第四十三条の二 一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された

(帯水層の深さに係る確認の申請)

ばならない。 に掲げる事項を記載した<u>様式第十二</u>による申請書を提出しなけれ第四十四条 <u>第四十三条第一号ロ</u>の確認を受けようとする者は、汝

| ~日 (密)

国が完了しているものに限る。) | 1号に掲げる不溶化埋め戻し<u>に係る工程のうち、ホ以外の工工程のうち、ホ以外の工程が完了しているもの、</u>又は同欄第別表第六の七の項の下欄第一号に掲げる原位置不溶化<u>に係る当する要措置区域であって、不溶化が講じられているもの(汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。)に該基準に適合しない土地及び土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量害物質又は第三種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量害物質又は第三種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量</u>

(新規)

(帯水層の深さに係る確認の申請)

い。る事項を記載した<u>様式第七</u>による申請書を提出しなければならな第四十四条 <u>前条第一号口</u>の確認を受けようとする者は、次に掲げ

| ~ | (と)

23 (器)

- | 号回の確認をするものとする。 定めた理由が相当であると認められる場合に限り、<u>第四十三条第</u>に同項第四号の観測の結果からみて前項第三号の帯水層の深さを 井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並び 3 都道府県知事は、第一項の申請があったときは、同項第三号の
- 他の条件を付することができる。 位及び帯水層の深さを都道府県知事に定期的に報告することその 握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地下水で、当該確認に係る地下水位及び帯水層の深さの変化を的確に把

 4 都道府県知事は、第四十三条第一号ロの確認をする場合におい
- る。認を取り消し、その旨を当該確認を受けた者に通知するものとすなったとき又は前項の報告がなかったときは、遅滞なく、当該確いて当該確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなく、前項の報告その他の資料により当該確認に係る要措置区域において都道府県知事は、<u>第四十三条第一号口</u>の確認をした後において

(土地の形質の変更に係る確認の申請)

ならない。 掲げる事項を記載した様式第十三による申請書を提出しなければ第四十五条 第四十三条第三号の確認を受けようとする者は、次に

23 (器)

- の確認をするものとする。 定めた理由が相当であると認められる場合に限り、<u>前条第一号口に同項第四号の観測の結果からみて前項第三号の帯水層の深さを井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並び</u> 都道府県知事は、第一項の申請があったときは、同項第三号の
- 件を付することができる。 帯水層の深さを都道府県知事に定期的に報告することその他の条ため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地下水位及び該確認に係る地下水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握する も 都道府県知事は、<u>前条第一号口</u>の確認をする場合において、当
- り消し、その旨を当該確認を受けた者に通知するものとする。とき又は前項の報告がなかったときは、遅滞なく、当該確認を取該確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなったの報告その他の資料により当該確認に係る要措置区域において当ら 都道府県知事は、<u>前条第一号口</u>の確認をした後において、前項

(土地の形質の変更に係る確認の申請)

らない。 掲げる事項を記載した<u>様式第八</u>による申請書を提出しなければな第四十五条 <u>第四十三条第二号</u>の確認を受けようとする者は、次に (盤)

二 土地の形質の変更(当該土地の形質の変更と一体として行わ れる実施措置を含む。炊号を除き、以下この条において同じ。

)を行う要措置区域の所在地

ニューシャ (格)

<u>七</u> 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された 場合における対応方法

人 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方

(器)

- 3 都道府県知事は、第一項の申請があったときは、当該申請に係 る土地の形質の変更が炊の要件のいずれにも該当すると認められ る場合に取り、第四十三条第三号の確認をするものとする。
 - 当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われ
 - る実施措置との間に一体性が認められること。
 - 二 当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十条第二 頃第一号の環境大臣が定める基準に適合していること。

111 (と)

(土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請)

第四十六条 第四十三条第四号の確認を受けようとする者は、炊に 掲げる事項を記載した様式第十四による申請書を提出しなければ

(盤)

二 土地の形質の変更(当該土地の形質の変更と一体として行わ れる指示措置等を含む。次号を除き、以下この条において同じ

。)を行う要措置区域の折在地

ニューシャ (格)

(楚熙)

(楚熙)

(密)

- 3 都道府県知事は、第一項の申請があったときは、当該申請に係 る土地の形質の変更が炊の要件のいずれにも該当すると認められ る場合に限り、第四十三条第二号の確認をするものとする。
 - 当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われ る指示措置等との間に一体性が認められること。
 - 二 当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十三条第 <u>二号の</u>環境大臣が定める基準に適合していること。

11 (器)

(土地の形質の変更の矩行方法に係る確認の申請)

第四十六条 第四十三条第三号の確認を受けようとする者は、炊に 掲げる事項を記載した様式第九による申請書を提出しなければな ならない。

| 〜 (盤)

- 実施措置 土地の形質の変更を行う要措置区域において講じられている
- 場合における対応方法

 人 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された
- 法 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方
- た者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項 作の結果並びに当該分析を行った計量法第百七条の登録を受け 土壌その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分 土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査に係る 三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当該 発第一項第七号において同じ。)をしようとするときは、第 所の位置がある場合の土地の形質の変更を除く。次項第三号、 所の位置がある場合の土地の形質の変更を除く。次項第三号、 より一メートルを超える深さの位置に汚染のおそれが生じた場 合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更 を超える深さの位置の土壌について土地の形質の変更 を超える深さの位置の土壌について土地の形質の変更 を超える深さの位置の土壌について土地の形質の変更 を超える深さの位置の土壌について土地の形質の変更

らない。

| 〜 (盤)

七 土地の形質の変更を行う要措置区域において講じられている

汚染の除去等の措置

(粧型)

(粧期)

(海型)

- ならない。 27 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければ
 - 区域の図面 上地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置
 - 及び断面図
 工 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図
 - を明らかにした図面に弾いた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態をしようとするときは、第三条から第十五条までに定める方法合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更を超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場三 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートル
- <u>条第四号</u>の確認をするものとする。 が定める基準に適合していると認められる場合に限り、<u>第四十三</u>土地の形質の変更の施行方法が<u>第四十条第二項第一号</u>の環境大臣。 別 都道府県知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る

(形質変更時要届出区域の指定の公示)

指定及びその解除の公示は、当該指定及びその解除をする旨、当第二項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。)の規定により、都道府県が行う形質変更時要届出区域(法第十一条第四十七条 法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の

(楚盟)

確認をするものとする。める基準に適合していると認められる場合に限り、同条第三号の土地の形質の変更の施行方法が第四十三条第二号の環境大臣が定り、都道府県知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る

(形質変更特要届出区域の指定の公示)

指定及びその解除の公示は、当該指定及びその解除をする旨、当第二項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。)の規定により、都道府県が行う形質変更時要届出区域(法第十一条第四十七条 法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の

定を準用する。 該形質変更時要届出区域の明示については、第三十二条後段の規する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当た汚染の除去等の措置を明示して、都道府県又は今<u>第十条</u>に規定示の場合にあっては当該形質変更時要届出区域において講じられ京・特定有害物質の種類並びに第五十八条第五項第十号から第十條の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合してい該形質変更時要届出区域、当該形質変更時要届出区域において土

を提出して行うものとする。 第四十八条 法第十二条第一項の届出は、<u>様式第十五</u>による届出書(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出)

ならない。2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければ

↑~□ (盤)

を明らかにした図面に弾じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態をしようとするときは、第三条から第十五条までに定める方法合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更を超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場面 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートル

定を準用する。 該形質変更時要届出区域の明示については、第三十二条後段の規する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当た汚染の除去等の措置を明示して、都道府県又は今<u>第九条</u>に規定示の場合にあっては当該形質変更時要届出区域において講じられずの特定有害物質の種類並びに第五十八条第五項第九号から第十級形質変更時要届出区域、当該形質変更時要届出区域において出談形質変更時要届出区域において土

提出して行うものとする。第四十八条 法第十二条第一項の届出は、<u>様式第十</u>による届出書を(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出)

。 る 前項の届出書には、次に<u>掲げる図面</u>を添付しなければならない

| ~□ (盤)

(粧型)

書類及び図面をいう。以下同じ。)を使用する場合にあっては、次に掲げるら桃出された自然由来等土壌(同項に規定する自然由来等土壌する自然由来等形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。)か

- いられた土砂に由来するものであることを明らかにした書類態が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用区域であって、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状イ 当該自然由来等形質変更時要届出区域が形質変更時要届出
- 定有害物質による汚染状態を明らかにした図面ロ 当該自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特
- 土地の所有者等の同意書ら搬出された自然由来等土壌を使用することについての当該でない場合にあっては、自然由来等形質変更時要届出区域かい 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等

汚染状態を明らかにした図面を添付することができる。の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、当該形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域内の土地の土壌る土壌の採取及び測定その他の方法と同等な方法により、土地のの頃から七の項まで又は十の項第二号に規定するボーリングにより。別表第八の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五

(権戡)

(粧規)

第四十九条 (略)

| ~||| (盤)

場合における対応方法団 土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された

法 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方

結果に関する事頃 量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の 点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計 を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地 に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態をしようとするときは、第三条から第十五条までに定める方法 合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更を超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場

届出区域の所在地工壌を使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要」 自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等

形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域内の土地の土壌る土壌の採取及び測定その他の方法と同等な方法により、土地のの項から七の項まで又は十の項第二号に規定するボーリングによる 別表第八の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、五

第四十九条 (略)

| ~|1| (盤)

(粧型)

(粧型)

(粧型)

(粧規)

(脊規)

きる。名又は名称その他の調査の結果に関する事項を記載することがで果並びに当該分析を行った計量法第百七条の登録を受けた者の氏その他の試料の採取を行った地点及び日時、当該試料の分析の結の特定有害物質による汚染状態を把握した場合にあっては、土壌

(焔行管理方針の確認の申請)

申請書を提出しなければならない。 土地の所有者等は、次に掲げる事項を記載した様式第十六による 第四十九条の二 法第十二条第一項第一号の確認を受けようとする

- 氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の
- 形質変更時要届出区域の所在地に関する方針(以下「施行管理方針」という。)の確認に係る二、法第十二条第一項第一号の土地の形質の変更の施行及び管理
- 形質の変更の施行方法びに当該土地の区分に応じた施行管理方針の確認に係る土地の三、次条第一項第二号の表の上欄及び中欄に掲げる土地の区分並
- 方法四 土地の形質の変更の施行及び管理に係る記録及びその保存の
- 汚染状態が人為等に由来することが確認された場合における対五 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による

(海型)

(施行管理方針に係る基準)

(楚黙)

る場合にあっては、これらの所有者等全員の当該申請すること についての台意を得たことを証する書類

大 施行管理方針の確認に係る土地に申請者以外の所有者等がい

五 申請者が施行管理方針の確認に係る土地の所有者等であるこ とを証する書類

四 施行管理方針の確認に係る土地を次条第一項第二号の表の上 欄及び中欄に掲げる土地に区分した図面

九条の五に規定する要件に該当することを証する書類

三 施行管理方針の確認に係る土地が第四十九条の四及び第四十

二 施行管理方針の確認に係る土地の場所を明らかにした図面

応方法

ならない。

する事項その他都道府県知事が必要と認める事項 2 前項の申請書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければ

地下水汚染の拡大が確認された場合における対応方法 七 前各号に掲げるもののほか、土地の所有者等が自主的に実施

若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は

大 土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壌、特定有害物質

りとする。のうち上地の形質の変更の施行に関する方針の基準は、次のとお

- 掲げる土地に区分すること。一 施行管理方針の確認に係る土地を次号の表の上欄及び中欄に
- 同表下欄に掲げる施行方法とすること。
 二 次の表の上欄及び中欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ

施行管理方針の確認に係	土地の土壌の汚	土地の形質の変
る土地	染状態が人為等	更の施行方法
	に由来するおそ	
	れがない土地又	
	は第三条の二第	
	一号若しくは第	
	二号に掲げる土	
	和	
一上地の土壌の特定有	人為等に由来す	第五十三条第二
害物質による汚染状態	るおそれがない	号から第四号ま
が自然に由来する土地	土地又は第三条	でに定める基準
	の二第一号に掲	に適合する施行
	げる土地	方法

- 1			
			適合する施行方
			쓮
	二 土地の土壌の特定有	人為等に由来す	第五十三条第二
	害物質による汚染状態	るおそれがない	号から第四号ま
	が昭和五十二年三月十	土地又は第三条	でに定める基準
	五日以降に公有水面埋	の二第一号に掲	に適合する施行
	立法による埋立て若し	げる土地	方法
	くは干拓の事業により	第三条の二第二	第五十三条第一
	造成が開始された土地	号に掲げる土地	号ロの環境大臣
	(廃棄物が埋め立てら		が定める基準に
	れている場所を除く。		適合する施行方
)又は大正十一年四月		法及び第五十三
	十日から昭和五十二年		条第二号から第
	三月十四日までに公有		四号までに定め
	水面埋立法による埋立		る基準に適合す
	て若しくは干拓の事業		る施行方法
	により造成が開始され		

壌の第一種特定有害物た土地(当該土地の土

第三条の二第二 第五十三条各号

に定める基準に

号に掲げる土地

質、第三種特定有害	逐
質及び令第一条第五	中
に掲げる特定有害物	3. 作画
による汚染状態が土	極
溶出量基準及び土壌	१५/प
有量基準に適合する	9+1
地(廃棄物が埋め立	14
られている場所を除	<u> </u>
。) に限る。) の土	一一一
に由来する土地であ	30
て、当該土地の土壌	K C
特定有害物質による	。形
染状態が第二溶出量	曲曲
準に適合する土地	

三 土地の土壌の特定有	人為等に由来す	第五十三条第一
害物質による汚染状態	るおそれがない	号口の環境大臣
が大正十一年四月十日	土地又は第三条	が定める基準に
から公有水面埋立法に	の二第一号若し	適合する施行方
よる埋立て又は干拓の	くは第二号に掲	法及び第五十三
事業により造成が開始	げる土地	条第二号から第
された土地(二の項を		四号までに定め
除く。)の土壌に由来		る基準に適合す
する土地		る施行方法
四 土地の土壌の特定有	人為等に由来す	第五十三条各号
害物質による汚染状態	るおそれがない	に定める基準に
が大正十一年四月九日	土地又は第三条	適合する施行方
以前に埋立て又は干拓	の二第一号若し	瓶
の事業により造成が開	くは第二号に掲	
始された土地の土壌に	げる土地	
由来する土地		

を記録し、土地の所有者等は、当該記録をその作成の日から五く。以下この号において同じ。)を行う者は、汝に掲げる事項一 土地の形質の変更(第五十条に定める土地の形質の変更を除形質の変更の管理に関する方針の基準は、汝のとおりとする。2 法第十二条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土地の

年間保存すること。

- イ 土地の形質の変更の種類
- ロ 土地の形質の変更の場所
- ハ 土地の形質の変更の施行方法
- を施行中である場合にあっては完了予定日) 土地の形質の変更の着手日及び完了日(土地の形質の変更の
- ホ 土地の形質の変更の範囲及び深さ
- た措置地下への浸透又は地下水汚染の拡大を防止するために実施し地下水汚染の拡大を確認した場合にあっては、当該飛散等、又は地下水汚染の拡大の有無及び飛散等、地下への浸透又は質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透及は、土地の形質の変更の施行中の基準不適合土壌、特定有害物
- る汚染状態ト 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質によ

れた土砂に由来するものに係る要件) (汚染が専ら自然又は専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いら

件は、次の各号のいずれかに該当することとする。 第四十九条の四 法第十二条第一項第一号イの環境省令で定める要

汚染状態が専ら自然に由来するものとして次の要件のいずれに一施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による

(犛戡)

- ること。 今第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。)であ城の指定に係る特定有害物質の種類が第二種特定有害物質(イ 施行管理方針の確認に係る土地を含む形質変更時要届出区
- る汚染状態が地質的に同質な状態で広がっていること。ロ 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質によ
- る汚染状態が第二溶出量基準に適合するものであること。ハ 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質によ
- と認められる土地であること。 面埋立てに用いられた土砂及び人為等に由来する土地でない方法に準じた方法により調査した結果、土地の造成に係る水土壌汚染状況調査若しくは第三条から第十五条までに定めるあって、第三条の二第一号若しくは第二号に掲げる土地又は水面埋立てに用いられた土砂に由来するおそれがない土地で及び人為等に由来するおそれがない土地、土地の造成に係るる汚染状態が土地の造成に係る木面埋立てに用いられた土砂」、施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質によ
- れること。 に由来するものとして次の要件のいずれにも該当すると認めら汚染状態が専ら土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂二 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質による

 \propto

- と。

 水面埋立てに用いられた土砂が次のいずれかに該当するこ
 - 水面埋立てに用いられた土砂であること。め立てられている場所を除く。)であって、当該造成時の又は干柘の事業により造成が開始された土地(廃棄物が埋印 大正十一年四月十日以降に公有水面埋立法による埋立て
 - 水面埋立てに用いられた土砂であること。め立てられている場所を除く。)であって、当該造成時のにより造成が開始されたことが明らかな土地(廃棄物が埋② 大正十一年四月九日以前に水面の埋立て又は干拓の事業
 - めること。

 ③ の造成時の水面埋立てに用いられた土砂と同一の土砂で一の事業により造成が開始された土地における当該① 又はれている場所を除く。)であって、① 又は② の事業と同③ 以又は②の土地と隣接する土地(廃棄物が埋め立てら
- れる土地であること。により調査した結果、人為等に由来する土地でないと認めら若しくは第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法二第一号若しくは第二号に掲げる土地又は土壌汚染状況調査る汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地、第三条の口 施行管理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質によ

(法第十二条第一項第一号ロの環境省合で定める要件)

件は、次の各号のいずれにも該当することとする。 第四十九条の五 法第十二条第一項第一号ロの環境省令で定める要

- と。られている区域(以下「工業専用地域等」という。)であるこま第二(わ)に掲げる建築物を建設してはならないことが定め条の条例により建築基準法第四十八条第十三項に定める同法別号の工業専用地域である区域を除く。)であって、同法第四十分ことができることが定められている区域を除く。)又は港湾五年法律第二百一号)別表第二(わ)に掲げる建築物を建設するであって、同法第四十条の条例により建築基準法(昭和二十の工業専用地域(港湾法第三十九条の規定により指定された分の工業申請法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号
- 下流側に工業専用地域等以外の地域がないこと。 1 一 施行管理方針の確認に係る土地から海域までの間の地下水の

しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要

に掲げる行為とする。 第五十条 法<u>第十二条第一項第二号</u>の環境省令で定めるものは、狄

一 次のいずれにも該当しない行為

(海型)

しない通常の管理行為、軽易な行為その他の行為)(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出を要

に掲げる行為とする。第五十条 法第十二条第一項第一号の環境省令で定めるものは、次

一 次のいずれにも該当しない行為

~~ (と)

更に自然由来等形質変更特要届出区域内の自然由来等土壌を 、自ら使用し、若しくは他人に使用させるために、当該自然 由来等形質変更特要届出区域内で土地の形質の変更を行うこ と又は一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数 の形質変更持要届出区域の間において、他の形質変更非要届 出区域内の土地の形質の変更に一の形質変更特要届出区域か

三他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変

させるために、当該形質変更特要届出区域内で土地の形質の 変更を行うこと。

ら腴出された汚染土壌を、自ら使用し、若しくは他人に使用

引 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、 他の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変更 に自ら使用し、若しくは他人に使用させること又は一の土壌 汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の形質変更時要 届出区域の間において、一の形質変更時要届出区域から搬出 された汚染土壌を他の形質変更特要届出区域内の土地の形質

の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させること。

<u>二</u> 土壌汚染の状況その他の必要な情報を把握するために行う土

嬢の除取及び測定に除るボーリング又は観測井を設けるために

行うボーリングであって、炊のいずれにも該当すること。

イ

基準不適合土壌又は特定有害物質のボーリング孔への流出

 $\sim <$ (密)

(楚盟)

(楚盟)

(海熙)

を防止するために必要な措置が講じられているもの

- が講じられているもの
 液体の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置より基準不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含むロ 掘削に当たって水等を用いる場合にあっては、当該水等に
- 確認を受けたもの第二号の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の三 土地の形質の変更であって、その施行方法が第四十条第二項
- あるのは「形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。について準用する。この場合において、同条中「要措置区域」と3、第四十四条の規定は、前項第一号ロの確認を受けようとする者

あるのは「形質変更時要届出区域」と読み替えるものとする。について準用する。この場合において、同条中「要措置区域」と3 第四十六条の規定は、第一項第三号の確認を受けようとする者

4・で (器)

- を受けたもの引の環境大臣が定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認 土地の形質の変更であって、その施行方法が<u>第四十三条第二</u>
- とする。
 とあるのは、「形質変更時要届出区域」と読み替えるもの一号ロ」とあるのは「前項第一号ロ」と、同条第五項中「要措置時要届出区域」と、同条第三項から第五項までの規定中「前条第三号並びに第二項第二号中「要措置区域」とあるのは「形質変更について準用する。この場合において、同条第一項第二号及び第20 第四十四条の規定は、前項第一号ロの確認を受けようとする者
- み替えるものとする。 」と、第二項中「同条第三号」とあるのは「第一項第二号」と読 及び第七号中「要措置区域」とあるのは「形質変更時要届出区域について準用する。この場合において、<u>第四十六条第一項第二号</u>3 第四十六条の規定は、<u>第一項第二号</u>の確認を受けようとする者

4・で (器)

(既に土地の形質の変更に着手している者の届出)

た様式第十五による届出書を提出して行うものとする。第五十一条 法第十二条第二項の届出は、次に掲げる事項を記載し

| • 1 | (盤)

三 土地の形質の変更の種類

回 土地の形質の変更の場所

五 土地の形質の変更の施行方法

(番) (番)

場合の対応方法
「土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡大が確認された

法 事故、災害その他の緊急事態が発生した場合における対応方

に関する事頃 第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果 び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法 らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地点及 じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態を明をしているときは、第三条から第十五条までに定める方法に準合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更を超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場 十 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートル

十一 自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来

た様式第十による届出書を提出して行うものとする。第五十一条 法第十二条第二項の届出は、次に掲げる事項を記載し(既に土地の形質の変更に着手している者の届出)

|・|| (2)

三 土地の形質の変更の種類、場所及び施行方法

(犛戡)

(犛戡)

回・日 (盤)

(楚黙)

(楚熙)

(海蝦)

(粧型)

要届出区域の所在地等土壌を使用する場合にあっては、当該自然由来等形質変更時

は、「<u>を</u>している」と読み替えるものとする。用する。この場合において、<u>同条</u>中「<u>を</u>しようとする」とあるのと 第四十八条第二項及び第三項の規定は、前項の届出について準

た者の届出) (非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をし

のは「完了日」と、それぞれ読み替えるものとする。変更をした」と、同項第七号中「完了日又は完了予定日」とあるる」とあり、及び前条第一項中「変更をしている」とあるのは「いて準用する。この場合において、第四十八条中「をしようとす号及び第九号を除く。)の規定は、法第十二条第三項の届出につ第五十二条 第四十八条第二項及び第三項並びに前条第一項(第八

出) (施行管理方針の確認に係る土地における土地の形質の変更の届

出書を提出して行うものとする。 第五十二条の二 法第十二条第四項の届出は、様式第十七による届

ならない。2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければ

る。とする」とあるのは、「<u>変更を</u>している」と読み替えるものとすの場合において、同条第二項第一号及び第二号中「変更をしよう2 第四十八条第二項の規定は、前項の届出について準用する。こ

た者の届出) (非常災害のために必要な応急措置として土地の形質の変更をし

「日」と、それぞれ読み替えるものとする。 た」と、同項第五号中「完了日又は完了予定日」とあるのは「完び前条第一項第二号中「変更をしている」とあるのは「変更をし条第二項第一号及び第二号中「変更をしようとする」とあり、及条第三項の届出について準用する。この場合において、<u>第四十八</u>第五十二条 第四十八条第二項及び<u>前条第一項</u>の規定は、法第十二

(楚黙)

- た図面に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにしまでの間に行った土地の形質の変更ごとに施行管理方針の確認一、法第十二条第四項の期間の開始の日から当該期間の終了の日
- 及び断面図
 工 土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図
- を明らかにした図面に弾いた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態をしたときにあっては、第三条から第十五条までに定める方法合であって、当該深さの位置の土壌について土地の形質の変更を超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場三 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートル
- 土壌を使用した場合にあっては、次に掲げる書類及び図面四 自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等
 - いられた土砂に由来するものであることを明らかにした書類態が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用区域であって、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状イ 当該自然由来等形質変更時要届出区域が形質変更時要届出
 - 定有害物質による汚染状態を明らかにした図面口 当該自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特
 - 合にあっては、自然由来等形質変更時要届出区域から搬出さい 土地の形質の変更をした者が当該土地の所有者等でない場

有者等の同意書れた自然由来等土壌を使用したことについての当該土地の所

物質による汚染状態を明らかにした図面を添付することができる土壌の搬出を行った場合にあっては、当該区域の土壌の特定有害内の土壌の移動又は区域外からの土壌の搬入若しくは区域外への3 第一項の届出書には、施行管理方針の確認を受けた土地の区域

出期間) (施行管理方針の確認に係る土地における土地の形質の変更の届

年とする。 第五十二条の三 法第十二条第四項の環境省令で定める期間は、一

(施行管理方針の確認に係る土地における土地の形質の変更の届

丑)

のとおりとする。 第五十二条の四 法第十二条第四項の環境省令で定める事項は、次

- 氏名 | 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の
- 二 土地の形質の変更を行った形質変更時要届出区域の所在地
- 三 土地の形質の変更の施行方法
- 四 土地の形質の変更の着手日

(楚規)

(権規)

- 五 土地の形質の変更の完了日
- ために実施した措置び当該飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大を防止する下水汚染の拡大を確認した場合にあっては、次条の届出の日及地下水汚染の拡大の有無及び当該飛散等、地下への浸透又は地若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透又は大、土地の形質の変更の施行中に基準不適合土壌、特定有害物質大
- 結果に関する事項 量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地に準じた方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状態をしたときにあっては、第三条から第十五条までに定める方法合であって、当該採さの位置の土壌について土地の形質の変更を超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場と土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートル
- 届出区域の所在地土壌を使用した場合にあっては、当該自然由来等形質変更時要人 自然由来等形質変更時要届出区域から搬出された自然由来等
- 合にあっては、その旨、当該土壌の量、当該土壌の移動又は土壌域外からの土壌の搬入若しくは区域外への土壌の搬出を行った場2 施行管理方針の確認を受けた土地の区域内の土壌の移動又は区

に関する事項を記載することができる。 法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結果点及び日時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量態を明らかにした調査に係る土壌その他の試料の採取を行った地三号に定める方法により、当該土壌の特定有害物質による汚染状の搬入若しくは土壌の搬出を行った場所並びに第四十条第二項第

ことが確認された場合等の届出)(施行管理方針の確認に係る土地の汚染状態が人為等に由来する

に届け出なければならない。 に掲げる事項を記載した様式第十八の届出書により都道府県知事地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された場合は、次土壌、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、とが確認された場合又は土地の形質の変更の施行中に基準不適合土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来するこ第五十二条の五

- 氏名 | 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の
- 所在地 一 施行管理方針の確認を受けた土地の形質変更時要届出区域の
- 地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された土地の場三 人為等に由来することが確認された土地の場所又は飛散等、

(楚思)

朌

- が確認された特定有害物質の種類質の種類質の種類又は飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の拡大四 人為等に由来することが確認された土地の土壌の特定有害物
- への浸透若しくは地下水汚染の拡大が確認された年月日五 人為等に由来することが確認された年月日又は飛散等、地下
- 大を防止するために実施した措置合にあっては、当該飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大、飛散等、地下への浸透又は地下水汚染の拡大が確認された場
- 付しなければならない。 又は地下水汚染の拡大が確認された場所を明らかにした図面を添害物質若しくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透等に由来することが確認された場所又は基準不適合土壌、特定有2 前項の届出書には、土壌の特定有害物質による汚染状態が人為

(施行管理方針の変更の届出)

。 式第十六の届出書により都道府県知事に届け出なければならない第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、様認を受けた施行管理方針のうち第四十九条の二第一項第二号及び第五十二条の六 上地の所有者等は、法第十二条第一項第一号の確

2 土地の所有者等は、法第十二条第一項第一号の確認を受けた施

(楚盟)

の届出書により都道府県知事に届け出なければならない。七号までに掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、様式第十六行管理方針のうち第四十九条の二第一項第一号及び第四号から第

(施行管理方針の廃止の届出)

り都道府県知事に届け出なければならない。するときは、次の掲げる事項を記載した様式第十九の届出書によ第五十二条の七 土地の所有者等は、施行管理方針を廃止しようと

- 氏名 | 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の
- 所在地 一 施行管理方針の確認を受けた土地の形質変更時要届出区域の
- 三 施行管理方針を廃止する場所
- 四 施行管理方針の確認を受けた年月日
- 五 施行管理方針の廃止予定年月日
- 大 施行管理方針を廃止する理由
- 汚染状態 七 施行管理方針の廃止に係る土地の土壌の特定有害物質による
- は、当該特定有害物質の種類汚染状態が人為等に由来する汚染のおそれがある場合にあって人 施行管理方針の廃止に係る土地の土壌の特定有害物質による
- 2 前項の届出書には、法第十二条第四項の期間の開始の日から廃

(海型)

した図面を添付しなければならない。確認に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかに止の日までの間に行った土地の形質の変更ごとに施行管理方針の

有者等が調査した結果その他の情報により把握するものとする。から第十五条までに定める方法に準じた方法により当該土地の所該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、第三条3 都道府県知事は、第一項の規定による届出を受けた場合は、当

(施行管理方針の確認の取消し)

。ときは、法第十二条第一項第一号の確認を取り消すことができる第五十二条の八 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する

- き。一施行管理方針が第四十九条の三の基準に適合しなくなったと
- 九条の五に規定する要件に該当しなくなったとき。 二 施行管理方針の確認に係る土地が第四十九条の四及び第四十
- なかったとき。 三 土地の形質の変更をした者が法第十二条第四項の届出を行わ
- 所有者等が調査した結果その他の情報により把握するものとする条から第十五条までに定める方法に準じた方法により当該土地の当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、第三2 都道府県知事は、前項の規定により確認を取り消した場合は、

(粧規)

(土地の形質の変更の施行方法に関する基準)

おりとする。第五十三条 法第十二条第五項の環境省令で定める基準は、次のと

(証の)

- かに該当する場合は、この限りでない。の環境大臣が定める基準に適合すること。ただし、次のいずれ。この条において同じ。)の施行方法が第四十条第二項第一号の変更(施行管理方針の確認を受けた土地の形質の変更を除く時要届出区域内の帯水層に接する場合にあっては、土地の形質」土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が形質変更
 - おける土地の形質の変更である場合イ 第五十八条第五項第十号又は第十一号に該当する区域内に
 - 準に適合するものである場合の形質の変更であって、その施行方法が環境大臣が定める基ロ 第五十八条第五項第十二号に該当する区域内における土地
- 等を防止するために必要な措置を講ずること。 不適合土壌、特定有害物質又は特定有害物質を含む液体の飛散| | 前号に定めるもののほか、土地の形質の変更に当たり、基準

おりとする。 第五十三条 法<u>第十二条第四項</u>の環境省令で定める基準は、次のと(土地の形質の変更の施行方法に関する基準)

- るために必要な措置を講ずること。質の飛散、揮散又は流出(以下「飛散等」という。)を防止す「土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌又は特定有害物
- る場合は、この限りでない。 層に接しないようにすること。ただし、次のいずれかに該当す準に係るものに限る。)が当該形質変更時要届出区域内の帯水|| 土地の形質の変更に当たり、基準不適合土壌(土壌溶出量基
 - ける土地の形質の変更である場合
 イ 第五十八条第五項第九号又は第十号に該当する区域内にお
 - 準に適合するものである場合の形質の変更であって、その施行方法が環境大臣が定める基ロ 第五十八条第五項第十一号に該当する区域内における土地

(粧型)

更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあっては、当該土 地の形質の変更は、当該自然由来等土壌が当該他の自然由来等形 質変更時要届出区域に搬入された日から六十日以内に終了するも のかかる。 2 一の土壌汚染状況調査の結果に基づき指定された複数の形質変 更時要届出区域の間において、一の形質変更時要届出区域から腺 出された汚染土壌を他の形質変更特要届出区域内の土地の形質の 変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場合にあっては、当該

土地の形質の変更は、当該汚染土壌が当該他の形質変更時要届出

区域に搬入された日から六十日以内に終了するものとする。

第五十三条の二 自然由来等形質変更特要届出区域内の自然由来等 土壌を他の自然由来等形質変更特要届出区域内の土地の形質の変

(土地の形質の変更の例外)

に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に 人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

<u>回</u> 土地の形質の変更を行った後、法<u>第七条第四項の技術的基準</u>

土壌汚染状況調査により指定された他の形質変更時要届出区域 から腺出された汚染土壌を使用する場合にあっては、当該土壌 の使用に伴い、人の健康に係る被害が生ずるおそれがないよう にすること。

三 形質変更時要届出区域の指定に係る土壌汚染状況調査と一の

三 土地の形質の変更を行った後、法第七条第六項の技術的基準 に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に 人の健康に係る被害が生ずるおそれがないようにすること。

(楚盟)

(楚熙)

(指定の申請)

を提出して行うものとする。 第五十四条 法第十四条第一項の申請は、様式第二十による申請書

第五十五条 (路)

|~||| (魯)

量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称点及び目時、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計四 申請に係る調査において土壌その他の試料の採取を行った地

旧 (密)

無比十六条 (器)

|・|| (쌀)

かにした図面 | 田請に係る土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明ら

回・日 (盤)

提示しなければならない。 、その身分を示す<u>様式第二十一</u>による証明書を携帯し、関係者に第五十七条 法第十四条第四項の規定により立入検査をする職員は (指定の申請)

を提出して行うものとする。 第五十四条 法第十四条第一項の申請は、<u>様式第十一</u>による申請書

第五十五条 (略)

| ~|1| (盤)

計量法第百七条の登録を受けた者の氏名又は名称点及び年月日、当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った四 申請に係る調査において土壌その他の試料の採取を行った地

H (盤)

第五十六条 (略)

(粧點)

<u>III・</u>国 (2)

示しなければならない。 、その身分を示す<u>様式第十二</u>による証明書を携帯し、関係者に提第五十七条 法第十四条第四項の規定により立入検査をする職員は (和厭)

第五十八条 (略)

○○4 (隔)

りとする。 第二十二、形質変更時要届出区域にあっては<u>様式第二十三</u>のとお頃を記載するものとし、その様式は、要措置区域にあっては<u>様式</u>ら 要措置区域等に係る第一項の帳簿は、少なくとも次に掲げる事

| ~|1| (咎)

っては、その旨四 法第十四条第三項の規定により指定された要措置区域等にあ

| 五|| 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートル

条第三項の規定<u>により</u>指定された要措置区域等にあっては、同料採取等を省略した場合における土壌汚染状況調査(法第十四汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試団条の二第一項の規定により<u>土壌汚染状況調査の対象地</u>の土壌十三条第一項、第十三条の二第一項、第十四条第一項又は第十項 要措置区域等内の土壌の汚染状態並びに第十一条第一項、第合有量基準に適合していないおそれがある特定有害物質の種類び当該深さの位置の土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌合はその旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及を超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場

頃の規定により土壌汚染状況調査とみなされた申請に係る調査

(加惠)

第五十八条 (略)

○○4 (隔)

する。第十三、形質変更時要届出区域にあっては様式第十四のとおりと項を記載するものとし、その様式は、要措置区域にあっては様式ら 要措置区域等に係る第一項の帳簿は、少なくとも次に掲げる事

|~|| (密)

あっては、その旨四 法第十四条第三項の規定<u>に基づき</u>指定された要措置区域等に

(権規)

り土壌汚染状況調査とみなされた申請に係る調査。<u>牧項第一号に基づき</u>指定された要措置区域等にあっては、同項の規定によした場合における土壌汚染状況調査(法第十四条第三項の規定把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略四条の二第一項の規定により<u>調査対象地</u>の土壌汚染のおそれの十三条第一項、第十三条の二第一項、第十四条第一項又は第十五

- 要措置区域等にあっては、当該省略をした旨及びその理由、第十一条第一項又は第十四条第三項の規定<u>により</u>指定された。<u>第七項第一号</u>において同じ。)の結果により法第六条第一項
- 者)の氏名又は名称により土壌汚染状況調査とみなされた申請に係る調査を行ったの規定により指定された要措置区域等にあっては、同項の規定

 土壌汚染状況調査を行った指定調査機関(法第十四条第三項

⟨ と)

- その旨及び当該汚染の除去等の措置に講じられたものにあっては、に適合する汚染の除去等の措置が講じられたものにあっては、利 形質変更時要届出区域であって法<u>第七条第四項</u>の技術的基準
- 強がある区域である場合にあっては、その旨を含む。)
 をいう。)にあっては、その旨(自然由来盛士等に使用した土に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。)除く。)による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準は定有害物質(今第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類をら自然に由来すると認められるもの(当該土地の土壌の第二種要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専に使用した土壌がある区域を含む。)であって当該形質変更時十 自然由来特例区域(形質変更時要届出区域(自然由来盛土等

- にあっては、当該省略をした旨及びその理由項又は第十四条第三項の規定に基づき指定された要措置区域等において同じ。)の結果により法第六条第一項、第十一条第一
- た者)の氏名又は名称定により土壌汚染状況調査とみなされた申請に係る調査を行っの規定に基づき指定された要措置区域等にあっては、同項の規対 土壌汚染状況調査を行った指定調査機関(法第十四条第三項

力 (器)

- その旨及び当該汚染の除去等の措置に講じられたものにあっては、に適合する汚染の除去等の措置が講じられたものにあっては、八 形質変更時要届出区域であって法<u>第七条第六項</u>の技術的基準
- ば、<u>その旨ず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。)</u>にあってによる汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せずると認められるもの(当該土地の土壌の第二種特定有害物質の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来、 利 | 形質変更時要届出区域であって当該形質変更時要届出区域内

規定する土地(当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態)
・ 形質変更時要届出区域であって第十三条の二第二項括弧書に

ものをいう。) にあっては、その旨るものであって、次の要件のいずれにも該当すると認められる状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来す

するもの土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合られている場所を除く。)に限る。)であって、当該土地の基準及び土壌含有量基準に適合する土地(廃棄物が埋め立て条第五号に掲げる特定有害物質、第三種特定有害物質及び令第一て又は干柘の事業により造成が開始された土地(当該土地のら昭和五十二年三月十四日までに公有水面埋立法による埋立て又は干柘の事業により造成が開始された土地(廃棄物が埋て又は干柘の事業により造成が開始された土地(廃棄物が埋て又は干柘の事業により造成が開始された土地(廃棄物が埋

地でないと認められるもの 法により調査した結果、当該汚染状態が人為等に由来する土調査その他第三条から第十五条までに定める方法に準じた方げる土地の区分に分類した土地であること又は土壌汚染状況由来するおそれがある土地であって、第三条の二第一号に掲するおそれがない土地であること、当該汚染状態が人為等に日来日 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来

十二 埋立地管理区域(形質変更時要届出区域であって、当該形

旨溶出量基準に適合するものに限る。)のものにあっては、そのが土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合せず、かつ、第二

(粧眠)

(粧規)

十一 次に掲げる土地の形質変更時要届出区域であって公有水面

ずれにも該当すると認められるものをいう。) にあっては、そは干柘の事業により造成が開始された土地として次の要件のい質変更時要届出区域内の土地が公有水面埋立法による埋立て又

口 (器)

その旨地の区域をいう。第七項第五号において同じ。)にあっては、二条第一項第一号の確認を受けた施行管理方針の確認に係る土十三 臨海部特例区域(形質変更時要届出区域であって、法第十

十回 (盤)

6 (容)

一 指定解除要措置区域等に関する<u>前項各号までの事項</u>

11~目 (盤)

- マ 要措置区域等に係る第一項の図面は、次のとおりとする。
 - <u>架状態を明らかにした</u>図面 地点及び要措置区域等内の土地の土壌の特定有害物質による汚一 土壌汚染状況調査において土壌その他の試料の採取を行った
 - <u>二</u> 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートル

<u>た土地のもの</u>にあっては、その旨埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成され

<u>て同じ。)</u>内にある土地 八条第一項第一号に規定する地域をいう。以下この号において 工業専用地域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第

口 (器)

(犛뢨)

十11 (盤)

の (器)

の事項 - 指定解除要措置区域等に関する前項第一号から第十二号まで

11~目 (盎)

- マ要措置区域等に係る第一項の図面は、次のとおりとする。
- <u>地点を明示した</u>図面 一 土壌汚染状況調査において土壌その他の試料の採取を行った

(粧點)

した図面合は当該試料採取等の対象としなかった深さの位置を明らかにを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場

- る汚染状態を明らかにした図面方法により、要措置区域等内の土地の土壌の特定有害物質によングによる土壌の採取及び測定その他の方法又はこれと同等な五の項から七の項まで若しくは十の項第二号に規定するボーリ 別表第八の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、
- <u>五</u> 臨海部特例区域にあっては、次に掲げる図面
 - **イ 施行管理方針の確認に係る土地の場所を明らかにした図面**
 - 二号の表の上欄及び中欄に掲げる土地に区分した図面口 施行管理方針の確認に係る土地を第四十九条の三第一項第
 - 拡大が確認された場所を明らかにした図面された場所又は飛散等、地下への浸透若しくは地下水汚染の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認くは地下水汚染の拡大が確認された場合にあっては、土壌のしくは特定有害物質を含む液体の飛散等、地下への浸透若し地の形質の変更の施行中に基準不適合土壌、特定有害物質若る汚染状態が人為等に由来することが確認された場合又は土地の衝預力は理方針の確認に係る土地の土壌の特定有害物質によ

(粧點)

を<u>明示した</u>図面 <u>一 汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法</u>

(新規)

- 指定解除要措置区域等に関する前項各号に掲げる図面及び書
- ∞ 指定解除要措置区域等に係る第一項の図面及び書類は、次のと 我とかかる。
- (器)
- || 注第十六条第一項の調査(第六十条第一項第三号において「 認定調査」という。)を行った場合にあっては、土壌の掘削の 対象となる土地の区域(以下「堀割対象地」という。)の土地 の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした図面
- 置を講じたとき又は土地の形質の変更をしたときにあっては、
- <u>七</u> 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートル を超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場 合であって、当該院さの位置の土壌について汚染の除去等の措 第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当
- 地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び 医里森
- 三 施行管理方針の確認を受けた土地の区域内の土壌の移動又 は区域外からの土壌の搬入若しくは区域外への土壌の搬出を 行った場合であり、第五十二条の二第三項の規定により図面 を添付したときは、当該区域の土壌の特定有害物質による汚 染状態を明らかにした図面

- 指定解除要措置区域等に関する前頭第一号から第三号までの
- ∞ 指定解除要措置区域等に係る第一項の図面は、次のとおりとす \mathcal{W}_{\circ}
- (器) 111

(楚盟)

(海蝦)

(粧型)

類

- 二 指定解除要措置区域等の範囲を明らかにした図面及び書類
- を明らかにした図面 | 汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施行方法
- の 台帳には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 試料の分析の結果 関帯置区域等の指定に係る土壌汚染状況調査の土壌その他の
 - 果る汚染状態を明らかにした調査の土壌その他の試料の分析の結方法により、要措置区域等内の土地の土壌の特定有害物質によングによる土壌の採取及び測定その他の方法又はこれと同等な五の項から七の項まで若しくは十の項第二号に規定するボーリニ 別表第八の一の項第二号、二の項、三の項、四の項第二号、
 - 譲その他の試料の分析の結果 該土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした調査の土第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により、当置を講じたとき又は土地の形質の変更をしたときにあっては、合であって、当該深さの位置の土壌について汚染の除去等の措を超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった場」 土壌汚染状況調査において最大形質変更深さより一メートル
 - 、第四十条第二項第三号に定める方法その他の方法により当該四 要措置区域外から搬入された土壌を使用した場合にあっては

図屆

(新規) 二 指定解除要措置区域等の範囲を<u>明示した図面</u>

機入された土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした 調査の土壌の分析の結果その他の調査の結果に関する事項 五 法第十二条第一項第一号の確認を受けた施行管理方針

県知事は、速やかにこれを訂正しなければならない。

(熊出しようとする土壌の調査)

第五十九条 (略)

- 要措置区域等内の土地の土壌を掘削する前に当該掘削しよう とする土壌を調査する方法(<u>炊頃、炊条並びに第六十条第一頃</u> 第四号及び第三項第一号において「掘削前調査の方法」という
- 二 要措置区域等内の土地の土壌を掘削した後に当該掘削した土 薬を調査する方法(吹頂、第五十九条の三述びに第六十条第一 項第五号及び第三項第二号において「掘削後調査の方法」とい \mathcal{V}_{\circ})
- 2 堀削前調査の方法は炊条に定めるとおりとし、堀削後調査の方 法は第五十九条の三に定めるとおりとする。

は、速やかにこれを訂正しなければならない。

(熊出しようとする土壌の調査)

第五十九条 (略)

- 要措置区域等内の土地の土壌を掘削する前に当該掘削しよう とする土壌を調査する方法(炊項並びに炊条第一項第四号及び
- 三要措置区域等内の土地の土壌を掘削した後に当該掘割した土 薬を調査する方法(第三頃並びに吹条第一頃第五号及び第二頃 第二号において「堀削後調査の方法」という。)
- <u>2</u> 掘判前調査の方法は、炊に掲げるとおりとする。
- 土壌の掘削の対象となる土地の区域(以下「掘削対象地」と いう。)について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使 用又は処理の状況、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染 の概況その他の掘削対象地における土壌の特定有害物質による 汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握すること。

- く。)ごとに次に掲げる区分に分類すること。がないと認められる場合における当該第三種特定有害物質を除。)による汚染状態が土壌溶出量基準に適合していないおそれに掲げる特定有害物質の種類を除く。以下この条において同じ象地において土壌の第三種特定有害物質(令第一条第二十五号害物質の種類(同号の規定により把握した情報により、掘削対象地を特定有
 - するおそれがないと認められる土地である旨の情報その他の情報により、基準不適合土壌が存在る都道府県知事の認定を受けた土壌により埋め戻された場所る浄化等済土壌をいう。)又は法第十六条第一項の規定によ(平成二十一年環境省令第十号)第五条第十七号イに規定すて 掘削対象地が浄化等済土壌(汚染土壌処理業に関する省令
 - る土地より、基準不適合土壌が存在するおそれが少ないと認められ。)により埋め戻された場所である旨の情報その他の情報に口 掘削対象地が基準不適合土壌以外の土壌(イの土壌を除く
 - く イ及びロに掲げる土地以外の土地
- 基づき調査対象地を区画した単位区画(申請に係る調査にあっ査対象地を区画した場合にあっては同条)及び第二項の規定に壌汚染状況調査において第四条第一項(第五条の規定により調三)掘削対象地を、当該掘削対象地を含む要措置区域等に係る土

- ① 第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 前号 の規定により阻削対象地を区面する線であって起点を通る もの及びこれらと平行して三十メートル間隔で引いた線に より分割されたそれぞれの部分(以下この条において「掘 部対象単位区面のうちいずれか一区画(当該掘削対象三十 メートル格子の中心を含む掘削前調査一部対象単位区画が
- ロ 第二号ロ文はハに掲げる土地のうち掘削対象地を含む要措 象単位区画」という。)がある場合において、次の①又は ②に掲げる場合の区分に応じ、当該○ 又は②に定める掘削 対象単位区面
- より分類された土地を除く。)を含む掘削対象単位区面 置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物 質の種類により分類されたものを含む掘削対象単位区面(イ に掲げる堀割対象単位区画を徐く。以下「堀割前謂査一部対
- 四 前号の規定により区画された掘削対象地(以下「掘削対象単 位区画「という。)について、次に定めるところにより、試料 除取等の対象とすること。

イ 第二号へに掲げる土地(掘削対象地を含む要措置区域等の 指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種類に

ては、第四条第一項及び第二項に準じて調査対象地を区画した 単位区画)に区画する方法により区画すること。

ある場合にあっては、当該掘削前調査一部対象単位区画)

- じ、当該小又は河に定める掘削対象単位区面採取等を行う場合 次の小又は凹に掲げる場合の区分に応図 第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料
 - ちいずれか五区面メートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画のう象単位区画の数が六以上である場合 当該掘削対象三十川 掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対
 - 区面 メートル格子内にあるすべての掘削前調査一部対象単位 象単位区画の数が五以下である場合 当該掘削対象三十回 掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対
- うこと。 当該部分における任意の地点)において、次の土壌の採取を行在するおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、画の中心(当該掘削対象単位区画において基準不適合土壌が存正 前号の規定により試料採取等の対象とされた掘削対象単位区
 - イ 表層の上壌
 - ロ 深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌
 - ハ 地表から深さ五十センチメートルの土壌
 - での一メートルごとの土壌 一 深さ一メートルから土壌の掘削の対象となる部分の深さま

- 内に帯水層の底面がある場合に限る。) ホ 帯水層の底面の土壌(掘削の対象となる部分の深さの範囲
- 〈 堀削の対象となる部分の深さの土壌
- 生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌深さ五十センチメートルまでの土壌及び当該汚染のおそれが所の位置の土壌、当該汚染のおそれが生じた場所の位置からと認められる場合にあっては、当該汚染のおそれが生じた場り、かつ、汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかであるト 汚染のおそれが生じた場所の位置が助表より深い位置にあ
- ある場合に限る。)の土壌(掘削の対象となる部分の深さの範囲内に当該地層が「トル末満である場合にあっては、当該地層内の任意の位置の位置が明らかである場合であって、当該地層の厚さが一メチ 基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層
- 量混合すること。センチメートルから五十センチメートルまでの土壌を、同じ重大 前号イ及びロの規定により採取された表層の土壌及び深さ五
- 取された土壌(前号に規定する場合には、同号の規定により混べ当該二以上の掘削対象単位区画に係る第五号の規定により採採取等の対象とされた掘削対象単位区画である場合にあっては象三十メートル格子内にある二以上の掘削対象単位区画が試料七 第四号(同号口3)に係る部分に限る。)の規定により掘削対

れぞれ同じ重量混合すること。合された土壌)を第五号イからチまでに掲げる土壌ごとに、そ

八 前三号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土 壌(第一種特定有害物質の量を測定する場合にあっては深さ五 センチメートルから五十センチメートルまでの土壌及び第五号 トの場合における汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五 十センチメートルまでの土壌を除き、第二種特定有害物質及び 第三種特定有害物質の量を測定する場合にあっては地表から深 さ五十センチメートルの土壌並びに同号下の場合における汚染 のおそれが生じた場所の位置の土壌及び当該汚染のおそれが生 じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌を徐く。) に水を加えた険液に溶出する特定有害物質の量にあっては第六 条第三項第四号の環境大王が定める方法により、当該土壌(地 表から深さ五十センチメートルの土壌並びに第五号トの場合に おける汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌及び当該汚染の おそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌 を徐く。)に含まれる第二種特定有害物質の量にあっては同条 第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定す MN70°

、当該測定に係る土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶等等の対象とされた掘削対象単位区画に係る前号の測定において丸 第四号(同号ロに係る部分に限る。)の規定により試料採取

(三る)

条第四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定り、当該土壌に含まれる第二種特定有害物質の量にあっては同量にあっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法によ院五号、第六号及び前号の規定により採取され、又は混合されメートル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画と名がに、料採取等の対象とされた掘削対象単位区画を含む掘削対象三十出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかったときは、当該試

- g 掘削後調査の方法は、次に掲げるとおりとする。
 - ごとに同号イからいまでに掲げる区分に分類すること。に有効な情報を把握し、当該掘削対象地を特定有害物質の種類おける土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するため一前項第一号及び第二号に定めるところにより、掘削対象地に
 - |メートルごとの土壌を掘削すること。 対象単位区面において土壌の掘削の対象となる部分の深さまで || 掘削対象地を、前項第三号に定める方法により区画し、掘削
 - にあっては、同項に準じて隣接する単位区画を一の単位区画と隣接する単位区画を一の単位区画とした場合(申請に係る調査に係る土壌汚染状況調査において第四条第二項の規定に基づきに、百立方メートル以下ごと(掘削対象地を含む要措置区域等三 前号の規定により掘削した土壌が混合するおそれのないよう

- すること。した場合)にあっては、百三十立方メートル以下ごと)に区分
- 四 前号の規定により区分されたそれぞれの土壌(以下「ロット
- の対象とすること。」という。)について、次に掲げるところにより、試料採取等
- 類により分類された土地を徐く。)の土壌を含むロット等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有害物質の種イ 前項第二号へに掲げる土地(掘削対象地を含む要措置区域
- 応じ、当該①又は②に定めるロットがある場合において、次の①又は②に掲げる場合の区分にに掲げるロットを除く。以下「一部対象ロット」という。)害物質の種類により分類されたものの土壌を含むロット(イ要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類以外の特定有口 前項第二号ロ又はハに掲げる土地のうち掘削対象地を含む
 - トのうちいずれか一の一部対象ロット対象三十メートル格子内にあった同じ深さの一部対象ロッ(関)第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 掘削
 - 応じ、当該①又は①に定める一部対象ロット採取等を行う場合 次の①又は①に掲げる場合の区分に② 第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料
 - 対象ロットの数が六以上である場合 当該掘削対象三十の 掘削対象三十メートル格子内にあった同じ深さの一部

- ちいずれか五の一部対象ロットメートル格子内にあった同じ深さの一部対象ロットのう
- ットメートル格子内にあった同じ深さのすべての一部対象ロ対象ロットの数が五以下である場合 当該掘削対象三十回 掘削対象三十メートル格子内にあった同じ深さの一部
- て掘削直後に、任意の五点の土壌を採取すること。いと認められる部分がある場合にあっては、当該部分)におい分(当該ロットにおいて基準不適合土壌が存在するおそれが多五 前号の規定により試料採取等の対象とされたロットの中心部
- 量混合すること。 大 前号の規定により採取された五点の土壌を、それぞれ同じ重
- と。号の規定により混合された土壌をそれぞれ同じ重量混合するこである場合にあっては、当該二以上の一部対象ロットに係る前の一部対象ロットが試料採取等の対象とされた一部対象ロット象三十メートル格子内にあった同じ深さのロットのうち二以上生 第四号(同号口のに係る部分に限る。)の規定により掘削対
-)に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあっては第号の規定により採取された五点の土壌のうち任意の一点の土壌壌 (第一種特定有害物に係る測定を行う場合にあっては、第五人 前三号の規定により採取され、又は混合されたそれぞれの土

(掘削前調査の方法)

な情報を把握するものとする。 る土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効下水の特定有害物質による汚染の概況その他の掘削対象地におけの状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壌又は地第五十九条の二 指定調査機関は、掘削対象地について、その利用

- 等の対象とするものとする。 れぞれ当該各号に定める特定有害物質の種類について、試料採取特定有害物質の種類及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、そ対象地において当該掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る2 指定調査機関は、前項の規定により把握した情報により、掘削
 - いおそれがあると認められる場合 当該特定有害物質の種類について、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していな査において試料採取等の対象としなかった特定有害物質の種類一 掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る土壌汚染状況調
 - 準又は土壌合有量基準に適合していないおそれが生じたと認め内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基二 掘削対象地を含む要措置区域等の指定後に当該要措置区域等

の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定すること。合まれる第二種特定有害物質の量にあっては同条第四項第二号六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌に

(楚型)

の種類られる場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該特定有害物質

- - 者の氏名 | 古名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表
 - ② 掘削対象地を含む要措置区域等の所在地
 - ® 掘削対象地を含む要措置区域等の指定された年月日
 - ④ 掘削対象地を含む要措置区域等外からの土壌の搬入の有

- 区域等に係る土壌汚染状況調査において第四条第一項(第五条の3 指定調査機関は、掘削対象地を、当該掘削対象地を含む要措置定有害物質を除く。)の種類いないおそれがないと認められる場合における当該第三種特
- にいないおそれがないと認められる場合における当該第三種特種類を除く。)による汚染状態が土壌溶出量基準に適合して特定有害物質(令第一条第二十五号に掲げる特定有害物質のより把握した情報により、掘削対象地において土壌の第三種びこの号イに定める特定有害物質の種類並びに前項の規定にひ要措置区域等の指定に係る特定有害物質の種類、前二号及り、以外の場合 全ての特定有害物質(当該掘削対象地を含有量基準に適合する場合にあっては、当該土壌の管理方法
- イはより場合、全にの存置するです。(自该項別は長也となる重量準に適合する場合にあっては、当該土壌の管理方法特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌合限削対象地を含む要措置区域等外から搬入された土壌の果に関する事項
- 百七条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の調査の結べ当該試料の分析の結果並びに当該分析を行った計量法第態を明らかにした調査の土壌の採取を行った地点及び日時措置区域等に搬入された土壌の特定有害物質による汚染状十条第二項第三号に定める方法その他の方法により当該要場合にあっては、搬入された年月日、土壌の量並びに第四側 掘削対象地を含む要措置区域等外から土壌が搬入された

- 規定により土壌汚染状況調査の対象地を区画した場合にあっては 同条)及び第二項に基づき土壌汚染状況調査の対象地を区画した 単位区画(申請に係る調査にあっては、第四条第一項及び第二項 に準じて土壌汚染状況調査の対象地を区画した単位区画)に区面
- 4 指定調査機関は、前項の規定により区画された掘削対象地(以 下「掘削対象単位区画」という。)について、第二項の規定によ り試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類ごとに、次の各 号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める掘削対象単位区

掘削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質の 種類並びに第二項第一号、第二号及び第三号イに掲げる特定有 害物質の種類を試料採取等の対象とする場合 掘割対象単位区

| | 第二項第三号ロに掲げる特定有害物質の種類を試料採取等の 対象とする場合、炊のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当 **該イ又は口に定める掘削対象単位区面(前頃に掲げる掘削対象** 単位区画を除く。以下「掘削前調査一部対象単位区画」という

イ 第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 前項の

規定により掘削対象地を区画する線であって起点を通るもの 及びこれらと平行して三十メートル間隔で引いた線により分

- する方法により区面するものとする。

ては、当該掘割前調査一部対象単位区面)の中心を含む掘削前調査一部対象単位区面がある場合にあって田のうちいずれか一区面(当該掘削対象三十メートル格子十メートル格子」という。)にある掘削前調査一部対象単位割されたそれぞれの部分(以下この条において「掘削対象三

- 、当該心又は②に定める掘削対象単位区画取等を行う場合 次の①又は②に掲げる場合の区分に応じ日 第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採
 - れか五区面トル格子内にある掘削前調査一部対象単位区画のうちいず単位区画の数が六以上である場合 当該掘削対象三十メー印 掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象
 - トル格子内にある全ての掘削前調査一部対象単位区面単位区画の数が五以下である場合 当該掘削対象三十メーツ 掘削対象三十メートル格子内にある掘削前調査一部対象
- 土壌の採取を行うものとする。あっては、当該部分における任意の地点)において、次に掲げる適合土壌が存在するおそれが多いと認められる部分がある場合に掘削対象単位区面の中心(当該掘削対象単位区面において基準不ら 指定調査機関は、前項の規定により試料採取等の対象とされた
 - 一表層の土壌
- 11 深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌

- 三 地表から深さ五十センチメートルの土壌
- の一メートルごとの土壌の 探さーメートルから土壌の掘削の対象となる部分の深さまで
- に帯水層の底面がある場合に限る。) 五 帯水層の底面の土壌(掘削の対象となる部分の深さの範囲内
- 大 掘削の対象となる部分の深さの土壌
- の位置から深さ五十センチメートルの土壌センチメートルの土壌センチメートルまでの土壌及び当該汚染のおそれが生じた場所置の土壌、当該汚染のおそれが生じた場所の位置から深さ五十められる場合にあっては、当該汚染のおそれが生じた場所の位、かつ、汚染のおそれが生じた場所の位置が明らかであると認と 汚染のおそれが生じた場所の位置が地表より深い位置にあり
- 該地層がある場合に限る。) 任意の位置の土壌(掘削の対象となる部分の深さの範囲内に当までに掲げる土壌に当該地層が含まれるときは、当該地層内の位置が明らかである場合であり、第一号及び第三号から第七号八 基準不適合土壌が存在するおそれが多いと認められる地層の
- ことができる。 かに該当する場合には、当該各号に定める土壌の採取を行わないら 指定調査機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれ
 - 等の指定後に当該要措置区域等外から搬入された土壌(土壌の一、第二項第三号イの規定により、掘削対象地を含む要措置区域

基準に適合していると認められる土壌を含む。)他の方法により測定した結果、土壌溶出量基準及び土壌含有量知事が認めた土壌及び第四十条第二項第三号に定める方法その等済土壌をいう。)、法第十六条第一項の規定による都道府県二十一年環境省令第十号)第五条第二十二号イに規定する浄化当該土壌(浄化等済土壌(汚染土壌処理業に関する省合(平成た場合であり、かつ、当該土壌が適切に管理されている場合基準に適合するものに限る。)について都道府県知事に届け出特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準及び土壌含有量

- 東 があり、かつ、当該土壌が適切に管理されている場合 当該土出量基準及び土壌含有量基準に適合するものと認められる土壌内の土地の土壌のうち、特定有害物質による汚染状態が土壌溶の他の方法による調査の結果、掘削対象地を含む要措置区域等の項第二号に規定するボーリングによる土壌の採取及び測定を項、三の項、四の項第二号、五の項から七の項まで若しくは十二 土壌汚染状況調査の結果又は別表第八の一の項第二号、二の
- 準及び土壌含有量基準に適合することを確認した場合に限る。土壌(当該土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基要措置区域等内に設置した施設において浄化し、当該浄化した態又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にある土壌を当該三 別表第八の五の項に規定する目標土壌溶出量を超える汚染状

- に管理されている場合 当該理め戻した土壌) で埋め戻した場合であり、かつ、当該埋め戻した土壌が適切
- までの土壌を、司じ重量混合するものとする。た表層の土壌及び深さ五センチメートルから五十センチメートル・ 指定調査機関は、前項第一号及び第二号の規定により採取されて
- 重量混合するものとする。第五項第一号から第八号までに掲げる土壌ごとに、それぞれ同じ前項に規定する場合には、前項の規定により混合された土壌)をの掘削対象単位区画に係る第五項の規定により採取された土壌(象とされた掘削対象単位区画である場合にあっては、当該二以上ートル格子内にある二以上の掘削対象単位区画が試料採取等の対例 指定調査機関は、第四項第二号ロの規定により掘削対象三十メ
- く。)に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあってはそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌を除おける汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌及び当該汚染のお表から深さ五十センチメートルの土壌並びに同項第七号の場合に電から深さ五十センチメートルまでの土壌を除き、第二種特定有度が第五項第七号の場合における汚染のおそれが生じた場所の位っては深さ五センチメートルから五十センチメートルまでの土壌での土壌のたそれぞれの土壌(第一種特定有害物質の量を測定する場合にあたそれぞれの土壌(第一種特定有害物質の量を測定する場合にあり、指定調査機関は、前四項の規定により採取され、又は混合され

四項第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定するもを除く。)に含まれる第二種特定有害物質の量にあっては同条第のおそれが生じた場所の位置から深さ五十センチメートルの土壌合における汚染のおそれが生じた場所の位置の土壌及び当該汚染地表から深さ五十センチメートルの土壌並びに第五項第七号の場第大条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当該土壌(

により、それぞれ側定することができる。 害物質の量にあっては同条第四項第二号の環境大臣が定める方法 環境大臣が定める方法により、当該土壌に含まれる第二種特定有液に溶出する特定有害物質の量にあっては第六条第三項第四号の たより採取され、又は混合されたそれぞれの土壌に水を加えた検める掘削対象単位区画において、第五項、第六項及び前項の規定とされた掘削対象単位区画を含む掘削対象三十メートル格子内に 上壌合有量基準に適合しなかったときは、当該試料採取等の対象とされた掘削対象単位区画に係る前項の測定において、当該減料採取等の対象とされた掘削対象単位区画に係る前項の測定において、当該測定2 指定調査機関は、第四項第二号の規定により試料採取等の対象

(掘削後調査の方法)

り、掘削対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれ第五十九条の三 指定調査機関は、前条第一項に定めるところによ

(犛뢨)

- 試料採取等の対象とするものとする。、当該掘削対象地において、同条第二項に定めるところにより、を推定するために有効な情報を把握し、当該把握した情報により
- 分の深さまで一メートルごとの土壌を掘削するものとする。り区画し、掘削対象単位区画において土壌の掘削の対象となる部2 指定調査機関は、掘削対象地を、前条第三項に定める方法によ
- 分するものとする。画とした場合)にあっては、百三十立方メートル以下ごと)に区る調査にあっては、同項に準じて隣接する単位区画を一の単位区定により隣接する単位区画を一の単位区画とした場合(申請に係要措置区域等に係る土壌汚染状況調査において第四条第二項の規それのないように、百立方メートル以下ごと(掘削対象地を含むち 指定調査機関は、前項の規定により掘削した土壌が混合するお
- 、試料採取等の対象とするものとする。(以下「ロット」という。)について、次に掲げるところにより4 指定調査機関は、前項の規定により区分されたそれぞれの土壌
 - を含む全てのロット物質を試料採取等の対象とする場合は、当該掘削対象地の土壌びに前条第二項第一号、第二号及び第三号イに掲げる特定有害一組削対象地を含む要措置区域等の指定に係る特定有害物質並
 - 象とする場合は、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当二 前条第二項第三号ロに掲げる特定有害物質を試料採取等の対

- 該イ又は口に定めるロット
- イ 第一種特定有害物質に係る試料採取等を行う場合 掘削対 象三十メートル格子内にあった同じ深さのロットのうちいず れか一のロット
- ロ 第二種特定有害物質又は第三種特定有害物質に係る試料採 取等を行う場合 次の ① 又は ② に掲げる場合の区分に応じ 、当該①又は②に定めるロット
 - 三 開門対象三十メートル格子内にあった同じ深さのロット の数が大以上である場合 当該掘削対象三十メートル格子 内にあった同じ深さのロットのうちいずれか五のロット
 - ② 掘削対象三十メートル格子内にあった同じ深さのロット の数が五以下である場合 当該阻削対象三十メートル格子
 - 内にあった同じ深さの全てのロット
- 5 指定調査機関は、前項の規定により試料採取等の対象とされた ロットの中心部分(当該ロットにおいて基準不適合土壌が存在す るおそれが多いと認められる部分がある場合にあっては、当該部
- 分)において掘削直後に、圧管の五点の土壌を採取するものとす。 \mathcal{W}_{\circ}
- ら 前項の規定にかかわらず、指定調査機関は、前条第六項各号の いずれかに該当する場合には、当該各号に定める土壌の採取を行 わないことができる。
- ト 指定調査機関は、前項の規定により採取された五点の土壌を、

それぞれ同じ重量混合するものとする。

- 同じ重量混合するものとする。 以上のロットに係る前項の規定により混合された土壌をそれぞれ試料採取等の対象とされたロットである場合にあっては、当該ニートル格子内にあった同じ深さのロットのうち二以上のロットが 指定調査機関は、第四項第二号ロの規定により掘削対象三十メ
- する。 第二号の環境大臣が定める方法により、それぞれ測定するものと該土壌に含まれる第二種特定有害物質の量にあっては同条第四項あっては第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により、当の一点の土壌) に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量にあっては、第五項の規定により採取された五点の土壌のうち任意たそれぞれの土壌(第一種特定有害物質に係る測定を行う場合にら 指定調査機関は、前四項の規定により採取され、又は混合され

旨の認定) ・(搬出しようとする土壌に係る環境省令で定める基準に適合する

る申請書を提出しなければならない。けようとする者は、次に掲げる事項を記載した<u>様式第二十五</u>によ第六十条 法第十六条第一項の規定による都道府県知事の認定を受

|・|| (盤)

三一認定調査の方法の種類

旨の認定) (搬出しようとする土壌に係る環境省令で定める基準に適合する

申請書を提出しなければならない。けようとする者は、次に掲げる事項を記載した<u>様式第十五</u>による第六十条 法第十六条第一項の規定による都道府県知事の認定を受

|・|| (2)

三 法第十六条第一項の調査(以下「認定調査」という。)の方

回~ (格)

- 図面を添付しなければならない。 等内の土地の土壌の特定有害物質による汚染状態を明らかにした 2 前項の申請書には、認定を受けようとする範囲及び要措置区域
- 、法第十六条第一項の認定をするものとする。げる調査の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める土壌について引 都道府県知事は、第一項の申請があったときは、次の各号に掲
 - を含む連続する二の土壌を採取した深さの位置の間の部分にあらかとなった土壌を採取した位置を含む場合における当該位置いて土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明えの他の調査の結果、少なくとも一の特定有害物質の種類につる同条第四項の掘削対象単位区画内の土壌(当該二以上の土壌を採取した深さの位置の間の部分において、土壌汚染状況調査上の土壌を採取した深さの位置の間の部分において、土壌汚染状況調査は、生物工壌を採取した深さの位置の間の部分において、土壌汚染状況調査の特定有害物質の種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量型続する二以上の深さにおいて採取された土壌を同条第九項荷両までの規定により採取され、若しくは混合された土壌のうち項取り合うなかった土壌及び第五十九条の二第五項から第八の採取を行わなかった土壌及び第五十九条の二第六項の規定により土壌

法の種類

回~九 (器)

(粧型)

- 法第十六条第一項の認定をするものとする。る調査の方法に応じ、それぞれ当該各号に定める土壌について、3 都道府県知事は、前項の申請があったときは、次の各号に掲げ
 - した深さの位置の間の部分にある土壌を除く。) 置を含む場合における当該位置を含む連続する二の土壌を採取 も1の特定有害物質の種類について土壌溶出量基準又は土壌合 位置の間の部分において、土壌汚染状況調査の結果、少なくと た深さの位置の間の部分にある当該測定に係る同項第四号の超 種類について土壌を採取した深さの 種類について土壌を採取した深さの 種類について土壌をは固身の 種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するこ 種類について土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合するこ 深さにおいて採取された土壌を同項第八号又は第九号の規定に 深さにおいて採取された土壌を同項第八号又は第九号の規定に により採取され、
 | 又は混合された土壌のうち連続するこ以上の 押削前調査の方法 | 前条第二項第五号から第七号までの規定

る土壌を除く。)

場合における、当該土壌に係るロット 出量基準及び土壌含有量基準に適合することが明らかになったる土壌の汚染状態が全ての特定有害物質の種類について土壌溶けなかった土壌及び同条第九項の測定において同項の測定に係

(汚染土壌の 熊田 の 届田)

- 書を提出して行うものとする。第六十一条 法第十六条第一項の届出は、様式第二十六による届出
- ならない。 2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添けしなければ

| 〜 | (盤)

- <u>村</u> 汚染土壌を処理する場合にあっては、次に掲げる書類
 - 託したことを証する書類二号に規定する汚染土壌処理業者をいう。以下同じ。)に委イ 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者(法第十六条第四項第
 - いう。第六十四条第二項第五号ロにおいて同じ。)の写し土壌処理業に関する省令第十七条第一項に規定する許可証を二条第一項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証(汚染ロ 汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第二十
- <u>七</u> 汚染土壌を法第十八条第一項第二号に規定する土地の形質の

かになった場合における、当該土壌に係るロットいて土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合することが明ら測定に係る土壌の汚染状態が<u>すべて</u>の特定有害物質の種類につ二 掘削後調査の方法 <u>前条第三項第八号</u>の測定において<u>同号</u>の

(汚染土)寒の熊田の届出)

- を提出して行うものとする。第六十一条 法第十六条第一項の届出は、様式第十六による届出書
- ならない。 2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければ

」~H (盤)

たことを証する書類号に規定する汚染土壌処理業者をいう。以下同じ。) に委託し対 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者(法第十六条第四項第二

<u>七</u> 汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第二十二

変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面

- た図面変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにし由来等形質変更時要届出区域」という。)内の土地の形質の他の自然由来等形質変更時要届出区域(以下「搬出先の自然イ 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、
- とを証する書類る汚染の状況が第六十五条の二に規定する基準に該当するこ等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質によ口 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来
- 規定する基準に該当することを証する書類等形質変更時要届出区域内の土地の地質が第六十五条の三にへ自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来
- 規定する要件に該当することを証する書類に用いられた土砂に由来するものとして、第六十五条の四にる汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立て等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質によこ 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来
- 内 汚染土壌を法第十八条第一項第三号に規定する土地の形質の更に他人に使用させる場合にあっては、その旨を証する書類出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質の変水 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を概

いて同じ。)の写し第一項に規定する許可証をいう。第六十四条第二項第六号にお処理業に関する省令(平成二十一年環境省合第十号)第十七条条第一項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証(汚染土壌

若しくは他人に使用させる場所を明らかにした図面届出区域」という。)内の土地の形質の変更に自ら使用し、を他の形質変更時要届出区域(以下「搬出先の形質変更時要解要なは一の形質変更時要届出区域から搬出された汚染土壌(以下「搬出先の要措置区域」という。)内の土地の形質のイ 一の要措置区域から機出された汚染土壌を他の要措置区域変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面

する書類調査の結果に基づき指定された要措置区域等であることを証区域及び搬出先の形質変更時要届出区域が一の土壌汚染状況ロ 要措置区域及び搬出先の要措置区域又は形質変更時要届出

次のとおりとする。 第六十二条 <u>法第十六条第一項第十号の環境省令で定める事項は、</u>

(と)

(記る)

□ 汚染土壌の熊出及び運搬の完了予定日

<u>川〜</u> (と)

<u>大</u> 汚染土壌を処理する場合にあっては、次に掲げる事項

- イ 要措置区域等の所在地
- ロ 処理の完了予定日
- <u>七</u> 汚染土壌を法第十八条第一項第二号に規定する土地の形質の

次のとおりとする。 第六十二条 <u>法第十六条第一項第七号の</u>環境省令で定める事項は、

(盤)

二 要措置区域等の所在地

三、汚染土壌の熊出、運搬及び処理の完了予定日

(盤) <u>가</u>~回

(犛型)

変更に使用する場合にあっては、次に掲げる事項

- イ 自然由来等形質変更時要届出区域の所在地
- ロ 当該土地の形質の変更の完了予定日
- 変更に使用する場合にあっては、炊に掲げる事項川 汚染土壌を法第十八条第一項第三号に規定する土地の形質の
 - イ 要措置区域等の所任地
 - ロ 当該土地の形質の変更の完了予定日

(変更の届出)

書を提出して行うものとする。第六十三条 法第十六条第二項の届出は、横式第二十七による届出

23 (器)

場合の届出) (非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌の機出をした

た様式第二十八による届出書を提出して行うものとする。第六十四条 法第十六条第三項の届出は、次に掲げる事項を記載し

(と)

(記る)

□~</br>
(器)

<u>札</u> 汚染土壌を運搬する<u>者</u>の氏名又は名称

(粧眠)

(変更の届出)

を提出して行うものとする。 第六十三条 法第十六条第二項の届出は、<u>様式第十七</u>による届出書

23 (器)

場合の届出)(非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌の機出をした

た様式第十八による届出書を提出して行うものとする。第六十四条 法第十六条第三項の届出は、次に掲げる事項を記載し

(盤)

三 要措置区域等の所在地

三~<u>七</u> (略)

ては名称 - 汚染土壌を運搬する者及び当該汚染土壌を処理する者の氏名

十 汚染土壌の運搬の完了予定日

 $\frac{+1}{+1} \sim \frac{+11}{1}$ (泰)

<u>十四</u> 汚染土壌を処理する場合にあっては、炊に掲げる事項

- イ 要措置区域等の所在地
- ロ 汚染土壌を処理する施設の折在地
- ハ 汚染土壌を処理する者の氏名又は名称
- ニ 汚染土壌の処理の完了予定日

- の変更に使用する場合にあっては、炊に掲げる事項
- イ 自然由来等形質変更時要届出区域の所在地
- ロ 搬出先の自然由来等形質変更特要届出区域の所在地
- ハ 当該土地の形質の変更の完了予定日
- <u>十六</u> 汚染土壌を法第十八条第一項第三号に規定する土地の形質
 - の変更に使用する場合にあっては、炊に掲げる事項

 - イ 要措置区域等の所任地
 - ロ 搬出先の要措置区域等の所任地
 - ハ 当該土地の形質の変更の完了予定日
- (密) $^{\circ}$

→ □ (容)

<u>五</u> 汚染土壌の処理を行う場合にあっては、次に掲げる書類

イ 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証す

る書類

十一 汚染土壌の運搬及び処理の完了予定日

<u>┼</u>11~<u>十</u>国 (盤)

十五 汚染土壌を処理する施設の所在地

(粧點)

(粧點)

(密)

」~□ (容)

書類

<u>国</u> 汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する

- 写し 二十二条第一項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証のロ 汚染土壌の処理を委託した汚染土壌処理施設に関する法第
- - た図面変更に自ら使用し、又は他人に使用させる場所を明らかにし機出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の形質のイ 自然由来等形質変更時要届出区域内の自然由来等土壌を、
 - とを証する書類る汚染の状況が第六十五条の二に規定する基準に該当するこ等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質によ日、自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来
 - 規定する基準に該当することを証する書類等形質変更時要届出区域内の土地の地質が第六十五条の三にへ自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来
 - 規定する要件に該当することを証する書類に用いられた土砂に由来するものとして、第六十五条の四にる汚染が専ら自然又は専ら当該土地の造成に係る水面埋立て等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質によ」 自然由来等形質変更時要届出区域内及び搬出先の自然由来
- <u>七</u> 汚染土壌を法第十八条第一項第三号に規定する土地の形質の

条第一項の許可を受けた者の当該許可に係る許可証の写し、「汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する法第二十二

(脊規)

変更に使用する場合にあっては、汝に掲げる書類及び図面

- 場所を明らかにした図面土地の形質の変更に自ら使用し、若しくは他人に使用させるら機出された汚染土壌を練出先の形質変更時要届出区域内の区域内の土地の形質の変更又は一の形質変更時要届出区域かイ 一の要措置区域から機出された汚染土壌を搬出先の要措置
- する書類調査の結果に基づき指定された要措置区域等であることを証区域及び搬出先の形質変更時要届出区域が一の土壌汚染状況ロ 要措置区域及び搬出先の要措置区域又は形質変更時要届出

(運搬に関する基準)

| ~|1| (盤)

いて同じ。)を備え付けること。あっては、第五条第二十三号の管理票をいう。以下この条にお第五条第二十三号及び第十三条第一項第一号に規定する場合に等に当該汚染土壌に係る管理票(汚染土壌処理業に関する省令の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車る旨を日本工業規格と八三○五に規定する百四十ポイント以上四 運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬してい

円~十 (と)

(運搬に関する基準)

熙大十 五 《 图)

| ~|| (と)

っては、第五条第十八号の管理票をいう。以下この条において第五条第十八号及び第十三条第一項第一号に規定する場合にあ等に当該汚染土壌に係る管理票(汚染土壌処理業に関する省令の大きさの文字を用いて表示し、かつ、当該運搬を行う自動車る旨を日本工業規格2八三○五に規定する百四十ポイント以上四 運搬の用に供する自動車等の両側面に汚染土壌を運搬してい

同じ。)を備え付けること。

円~十 (器)

への機出の日)から三十日以内に終了すること。第一号に規定する場合にあっては、同号の汚染土壌処理施設外壌処理業に関する省令第五条第二十二号ロ及び第十三条第一項十二 汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日(汚染土

十川~十円 (器)

する基準) (自然由来等形質変更時要届出区域に係る処理の委託の例外に関

れぞれ同表の下欄に掲げる汚染状態であるものとする。いて、搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域内の土地が、そ質の種類ごとに、次の表の上欄に掲げる汚染状態である場合にお準は、自然由来等形質変更時要届出区域の指定に係る特定有害物第六十五条の二、法第十八条第一項第二号イの環境省令で定める基

自然由来等形質変更時要届出	機出先の自然由来等形質変更	
区域内の土地の汚染状態	時要届出区域内の土地の汚染	
	状態	
土壌溶出量基準に適合しない	土壌溶出量基準に適合しない	
ものであって、土壌含有量基	ものであって、土壌含有量基	
準に適合するもの	準に適合するもの又は土壌溶	
	出量基準及び土壌含有量基準	
	に適合しないもの	

の練出の日)から三十日以内に終了すること。一号に規定する場合にあっては、同号の汚染土壌処理施設外へ壌処理業に関する省合第五条第十七号ロ及び第十三条第一項第十二 汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日(汚染土

十川~十円 (器)

(楚盟)

土壌溶出量基準に適合するも	土壌溶出量基準に適合するも	
のであって、土壌含有量基準	のであって、土壌含有量基準	
に適合しないもの	に適合しないもの又は土壌溶	
	出量基準及び土壌含有量基準	
	に適合しないもの	
土壌溶出量基準及び土壌含有	土壌溶出量基準及び土壌含有	
量基準に適合しないもの	量基準に適合しないもの	

準は、炊のとおりとする。

第六十五条の三 法第十八条第一項第二号ロの環境省令で定める基

一 自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害 物質による汚染が専ら自然に由来する場合にあっては、当該自 然由来等形質変更時要届出区域内の土地と搬出先の自然由来等 形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害物質による汚 染状態が地質的に同質な状態で広がっているものであること。

二 自然由来等形質変更時要届出区域内の土地の土壌の特定有害 物質による汚染が専ら当該土地の造成に係る水面埋立てに用い られた土砂に由来する場合にあっては、当該自然由来等形質変 更時要届出区域の港湾(漁業の用に供する港湾を含む。以下こ の号において同じ。)内の公有水面の埋立てに係る埋立地と搬

出先の自然由来等形質変更時要届出区域の港湾内の公有水面の

埋立てに係る埋立地が同一の港湾であること。

(自然由来等形質変更時要届出区域に係る要件)

のいずれかに該当するものとする。
| 第六十五条の四 | 法第十八条第二項の環境省令で定める要件は、次

- と。するものとして次の要件のいずれにも該当すると認められるこ 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来
 - る特定有害物質の種類を除く。)であること。害物質の種類が第二種特定有害物質(令第一条第五号に掲げて 当該土地を含む形質変更時要届出区域の指定に係る特定有
 - 同質な状態で広がっていること。 ロ 当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が地質的に
 - 準に適合するものであること。
 、 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基
 - その他第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法に土地の区分に分類した土地であること又は土壌汚染状況調査するおそれがある土地であって、第三条の二第一号に掲げる成に係る水面埋立てに用いられた土砂若しくは人為等に由来するおそれがない土地であること、当該汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂若しくは人為等に由来成に係る水面埋立てに用いられた土砂若しくは人為等に由来」当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が土地の造

(海蝦)

- と認められる土地であること。立てに用いられた土砂若しくは人為等に由来する土地でないより調査した結果、当該汚染状態が土地の造成に係る水面埋
- 要件のいずれにも該当すると認められること。 に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来するものとして次の二 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が専ら土地の造成
 - するものであること。
 士壌の特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合られている場所を除く。)に限る。)であって、当該土地の基準及び土壌含有量基準に適合する土地(廃棄物が埋め立て条第五号に掲げる特定有害物質、第三種特定有害物質及び令第一て又は干柘の事業により造成が開始された土地(当該土地のら昭和五十二年三月十四日までに公有水面埋立法による埋立て又は干柘の事業により造成が開始された土地(廃棄物が埋て又は干柘の事業により造成が開始された土地(廃棄物が埋て又は干柘の事業により造成が開始された土地(廃棄物が埋く 昭和五十二年三月十五日以降に公有水面埋立法による埋立
 - 調査その他第三条から第十五条までに定める方法に準じた方げる土地の区分に分類した土地であること又は土壌汚染状況由来するおそれがある土地であって、第三条の二第一号に掲するおそれがない土地であること、当該汚染状態が人為等に口 土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来

地でないと認められるものであること。 法により調査した結果、当該汚染状態が人為等に由来する土

(管理票の記載事項等)

継代十九条 (器)

2 管理票の様式は、様式第二十九のとおりとする。

(汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出)

を提出して行うものとする。第七十四条 法第二十条第六項の届出は、様式第三十による届出書

(処理受託者の<u>管理票</u>の保存期間)

継九十七条 (器)

(舞田)

同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ変更に使用させる場合について準用する。この場合において、次人に法第十八条第一項第二号又は第三号に規定する土地の形質の第七十六条の二 第六十六条から前条までの規定は、汚染土壌を他

読み替える規定 読み替えられる字句 読み替える字句

(管理票の記載事項等)

継代十九条 (器)

2 管理票の様式は、様式第十九のとおりとする。

(汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出)

を提出して行うものとする。 第七十四条 法第二十条第六項の届出は、<u>様式第二十</u>による届出書

(処理受託者の<u>管理票の写し</u>の保存期間)

継九十七条 (器)

(粧規)

第六十六条第三号	運搬受託者(処理受	運搬受託者(土壌使
	託者がある場合にあ	用者(法第二十条第
	っては、当該処理受	九項に規定する土壌
	汽 拖)	使用者をいう。以下
		同じ。)がある場合
		にあっては、当該土
		嬢使用者)
第六十七条第一項第	当該要措置区域等の	汚染土壌を法第十八
11 0 0	严在 型	条第一項第二号に規
		定する土地の形質の
		変更に使用する場合
		にあっては、当該自
		然由来等形質変更時
		要届出区域の所在地
		又は汚染土壌を同項
		第三号に規定する土
		地の形質の変更に使
		用する場合にあって
		は、当該要措置区域
		等の所在地
第六十七条第一項第	処理受託者	土壌使用者

< 中		
第六十七第一項第九	当該委託に係る汚染	汚染土壌を法第十八
中	土壌の処理を行う汚	条第一項第二号に規
	染土壌処理施設の名	定する土地の形質の
	称及び所在地	変更に使用する場合
		にあっては、当該機
		出先の自然由来等形
		質変更時要届出区域
		の所在地又は汚染土
		嬢を同項第三号に規
		定する土地の形質の
		変更に使用する場合
		にあっては、当該機
		出先の要措置区域等
		の所在地
第七十条見出し	処理受託者	土壌使用者
第七十条第一号	w 淵	土地の形質の変更
第七十条第二号	処理を担当した	土地の形質の変更を
		した
第七十条第三号	処理を終了した	土地の形質の変更を
		した

第七十条第四号	必理	土地の形質の変更
第七十一条見出し	処理受託者	土壌使用者
第七十 《	処理を終了した	土地の形質の変更を
		した
第七十 回 条 民 丑 し	必 期	土地の形質の変更した

(立入検査の身分証明書)

おりとする。立入検査に係る同条第七項の証明書の様式は、様式第三十一のと第七十七条 法第五十四条第一項、第三項及び第四項の規定による

(権限の委任)

権限は、環境大臣が自ら行うことを妨げない。 環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。<u>ただし、当該</u>第七十八条 法第五十四条第一項及び第五十六条第一項に規定する

別表第一(第三条第二項及び第八条第一項関係)

特定有害物質の種類	分解により生成するおそれのある特定有
	害物質の種類(以下「分解生成物」とい

(立入検査の身分証明書)

おりとする。立入検査に係る同条第七項の証明書の様式は、<u>様式第二十一</u>のと第七十七条 法第五十四条第一項、第三項及び第四項の規定による

(権限の委任)

ことを妨げない。 五十四条第一項に規定する権限については、環境大臣が自ら行う 環境大臣の権限は、地方環境事務所長に委任する。<u>ただし、法第</u>第七十八条 法第五十四条第一項及び第五十六条第一項に規定する

(犛戡)

特定有害物質の種類	地下水基準
(盎)	(盤)
・1 -ジシロロH	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以

別表第二 (第七条第一項関係)

	$\kappa_{\mathcal{O}_{\circ}}$)
四塩化炭素	ジクロロメタン
1 · 1 — 沙 夕 ロ ロ H	クロロエチフン
ポ フン	
1 ·11—沙夕口口H	クロロエチフン
ポ フン	
テトラクロロエチン	クロロエチレン、一・一―ジクロロエチ
λ	フン、一・ニージグロロエチフン、トリ
	クロロエチフン
1 • 1 • 1 — ← ⇒ ♦	クロロエチレン、一・一―ジクロロエチ
ロロエダン	7 7
1 • 1 • 11—45	クロロエチレン、一・二―ジクロロエタ
ロロエダン	ソ、 ・ -ジシロロH#フン、 ・
	―ジグロロエチフン
トリクロロエチフン	クロロエチレン、一・一―ジクロロエチ
	フン、 ・1 ―ジゼロロH쓔フン

別表第一 (第七条第一項関係)

	特定有害物質の種類	地下水基準
	(と)	(盤)
	ジスーー・ニージグ	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以

村 工 型 大 世 大 世	無
---	---

別表第六 (第三十六条関係)

別表第五 (第三十一条第二項関係)

特定有害物質の種類	
(盤)	(盤)
・1 -ジクロロH	検液一リットルにつき○・○四ミリグラ
<u>#77</u>	ム以下であること。
(盤)	(智)

別表第四 (第三十一条第一項関係)

特定有害物質の種類	据 工 強 上 親 出 歌
(盤)	(盤)
· -	検液一リットルにつき○・四ミリグラム
#77	以下であること。
(盤)	(盤)

別表第三 (第九条第一項第二号関係)

<u>#77</u>	下であること。
(盤)	(盤)

土地

別表第五 (第三十六条、第三十九条関係)

別表第四 (第三十一条第二項関係)

特定有害物質の種類	敗生
(盤)	(盤)
ツベー ・ニージグ	検液一リットルにつき○・○四ミリグラ
ロロイチァン	ム以下であること。
(盤)	(盤)

別表第三 (第三十一条第一項関係)

特定有害物質の種類	第二游出量基準
(盤)	(智)
ジスーー・ニージグ	検液一リットルにつき○・四ミリグラム
ロロイチァン	以下であること。
(盤)	(智)

別表第二 (第九条第一項第二号関係)

ロロイチァン	下であること。
(盤)	(盤)

5)
4	1
	1

<u>中の緊 関 を</u> で 使 を	
の定鉄の篠北郷の荘	
(略)	(盤)
の七種に超がる土型	
の土壌の汚染状態に	
(で)、 かだがれいた	
<u> </u>	
る指示措置及び下欄	
に伝める形殊の際北	
(株の 世間) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株) (株	
1 (略)	(盤)
のある区域の側 【 地下水の水質の	
面に、 <u>下葱</u>	
(厚さが五メー 基準下適合土壌の	
トル以上であり ある範囲及び深さ	
、かつ、癌水廃 その他の土壌汚染	
数が毎秒百十~ の状況並びにその	
メートラ (中盤 色の 汚染 係 土 等 計)	
にあっては、 之 画の作成のために	
<u> ジャン値が </u>	

	除去等の措置	染の除去等の措置
(盤)	(盤)	次項から六の項まで
		の上欄に掲げる土地
		に応じ、それぞれこ
		れらの項の中欄及び
		下欄に定める汚染の
		除去等の措置
11 (隺)	基準不適合土壌	√・□ (盤)
	のある区域の側	(犛戡)
	面に、不透水層	
	のうち最も浅い	
	位置にあるもの	
	の深さまで地下	
	水の浸出の防止	
	のための構造物	
	を設置すること	
	(以下「原位置	

c		>	
Ĺ	2	j	
_	_	4	

以下である地層	て、ボーリングに
又はこれと同等	よる土壌の採取並
以上の速水の効	びに測定その他の
力を有する地層	方法により把握し
をいう。以下同	た結果、当該土地
じ。) のうち展	の土壌並びに地下
も浅い位置にあ	水の第一種特定有
るものの深さま	害物質による汚染
で地下水の浸出	状態が目標土壌溶
の防止のための	出量(当該土地に
構造物を設置す	ある地下水の当該
ること(以下「	土地より下流側か
原位置封じ込め	つ要措置区域の指
」という。) 又	定に係る第三十条
は基準不適合上	各号の地点より上
壌を当該土地か	流側にある地点で
ら掘削し、当該	あって、実施措置
土地に地下水の	を講じた後に地下
浸出を防止する	水基準に適合する
ための構造物を	ことを評価する地
設置し、及び当	点(以下「評価地

封じ込め」とい う。)又は基準 不適合土壌を当 該土地から掘削 し、当該土地に 地下水の浸出を 防止するための 構造物を設置し 、及び当該構造 物の内部に掘削 した基準不適合 土壌を埋め戻す こと(以下「遮 水工封じ込め」 かいる。)

核構造物の内部	点」という。以下	
に据削した基準	厄 り。) おおさん	
不適合土壌を埋	地下水基準に適合	
め戻すこと(以	するよう定められ	
下「瀬水工丼じ	た当該要措置区域	
込め」という。	内の土地の土壌に	
)	水を加えた検液に	
	溶出する特定有害	
	物質の量(当該特	
	定有害物質の量を	
	第六条第三項第四	
	号の環境大臣が定	
	める方法により測	
	定した結果が第二	
	溶出量基準に適合	
	するものに限る。	
)をいう。以下同	
	じ。)並びに目標	
	地下水濃度(評価	
	地点において地下	
	水基準に適合する	

C	1
L)
_	-

		よう定められた当
		該要措置区域内の
		土地の地下水から
		検出される特定有
		害物質の量をいう
		。)を超えないも
		のであることが確
		認されている場合
		に限る。)
111 (盤)	(智)	(盤)
日 (盤)	(盤)	ケ〜リ (と)
	\ <u>_</u> /	ボ 地下水の水質の
		測定(当該土地の
		基準不適合土壌の
		ある範囲及び深さ
		その他の土壌汚染
		の状況並びにその
		他の形染除去等計の対象である。
		画の作成のために
		国っ个瓦のために
		STEM SCHIEDE LI O C
		て、ボーシングに 必要な情報につい

11 (盤)	(盤)	(盤)
日 (智)	(ช)	(権根)

\mathcal{C}	-
Ĺ	•
_	

	T	Г
		よる土壌の採取並
		びに測定その他の
		方法により把握し
		た結果、当該土地
		の土壌並びに地下
		水の第二種特定有
		害物質による汚染
		状態が目標土壌溶
		出量並びに目標地
		下水濃度を超えな
		いものでもること
		が確認されている
		場合に限る。)
月 (と)	(盤)	(盤)
长 (と)	(盤)	ケ〜 (と)
		3 地下水の水質の
		測定(当該土地の
		基準不適合土壌の
		ある鉱囲及び深さ
		その他の土壌汚染
		の状況並びにその
		- 70 1/2 1/1 1 = 1 = 0

H (盤)	(盤)	(雀)
长 (と)	(盤)	((

<	H
کا)
_	-

	Т	<u> </u>
		他の汚染除去等計
		画の作成のために
		必要な情報につい
		て、ボーリングに
		よる土壌の採取並
		びに測定その他の
		方法により把握し
		た結果、当該土地
		の土壌並びに地下
		水の第三種特定有
		害物質による汚染
		状態が目標土壌溶
		出量並びに目標地
		下水濃度を超えな
		いものであること
		が確認されている
		場合に限る。)
力 (磊)	(盤)	(と)
< (盤)	土壌を掘削して	(盤)
	地表面を低くし	
	、基準不適合土	

力 (磊)	(盤)	(盤)
< (盤)	上壌を掘削して	(盤)
	地表面を低くし	
	、土壌含有量基	

		え」という。) 以下「土壌入換より覆うこと(嬢以外の土壌に	
九	盘)	う。) 下「盛土」といり聴うこと(以外の土壌によ	(盤)

七 (魯)	・) 入換え」という と(以下「土壌 強により覆うこ 染状態にある土 弾に適合する汚	(隺)
	という。) (以下「盛土」により覆うこと状態にある土壌	

別表第七(第三十六条の二第十三号、第三十六条の四第四号関係)

_ `			
	実施措置の種	画	軽微な変更の対
	葉		象となる事項
	一地下水の	一地下水汚染が生じてい	該当なし
	水質の測定	ない土地の地下水の水質	
		の測定	
		イ 地下水の水質の測定	

(犛規)

置する理由地点に当該観測井を設設置する地点及び当該を行うための観測井を

- 法ロ 観測井を設置する方
- 測定の期間及び頻度物質の種類並びに当該の対象となる特定有害へ 地下水の水質の測定
- び方法への報告を行う時期及の結果の都道府県知事二、地下水の水質の測定
- 測定る土地の地下水の水質の二 地下水汚染が生じてい
 - にその他の汚染除去等の土壌汚染の状況並びる範囲及び深さその他人 基準不適合土壌のあ

- 要な情報計画の作成のために必
- に設定した理由 び当該目標地下水濃度 当該目標土壌溶出量及 目標地下水濃度並びに 「目標土壌溶出量及び に関土域溶出量及び 価地点に設定した理由 は 評価地点及び当該評
- 置する理由地点に当該観測井を設設置する地点及び当該を行うための観測井をはたりための観測井を二地下水の水質の測定
- 法 観測井を設置する方
- 測定の期間及び頻度物質の種類並びに当該の対象となる特定有害へ 地下水の水質の測定
- ト 地下水の水質の測定

(χ	_
L	2	•
		_

	の結果の都道府県知事	
	への報告を行う時期及	
	び方法	
二 原位置封	イ 基準不適合土壌のある	イ この項の中
じ込め	範囲及び深さその他の土	欄二に掲げる
	壌汚染の状況並びにその	事項の変更の
	他の汚染除去等計画の作	うち、障害物
	成のために必要な情報	等が発見され
	ロ 評価地点及び当該評価	たことに起因
	地点に設定した理由	する銅矢板そ
	ハ 目標土壌溶出量及び目	の他の遮水の
	標地下水濃度並びに当該	効力を有する
	目標土壌溶出量及び当該	構造物を設置
	目標地下水濃度に設定し	する範囲の変
	た理由	更であって、
	二 鋼矢板その他の遮水の	甲萘玉藻溶出
	効力を有する構造物を設	量を超える汚
	置する鉱囲及び深さ	染状態にある
	ホ 目標土壌溶出量を超え	土壌の外側に
	る汚染状態にある土壌の	ある範囲への
	下に不透水層があること	変更

を確認した	結果	D 116	境の中
〈 駕代板や	の他の速水の	欄下の士	ク法の
効力を有す	る構造物の種	変更の	C+C,
類及び当該	構造物を設置	当談上	の結果
する方法		により、	無二
七 無川添田	量基準に適合	漆田 叫	産準に
しない形染	状態にある土	適合する	のハシ
払にもって	は、当該土地	を確認で	じきる
を無一添田	量基準に適合	方法への	の変更
する汚染状	態にある土地		
とする方法	及び当該方法		
によっ継げ	溶出量基準に		
適合するこ	とを確認した		
指 账			
チトの方法	により、第二		
	に適合する汚		
染状態にあ	る土地とした		
ことを確認	する方法		
リ 構造物に	より囲まれた		
湾田の 十割	を覆う覆いの		
種類、鶴囲	及び厚さ		

- ための措置ヌ 覆いの損壊を防止する
- 寝ら覆いの種類、範囲及に応じりの覆いの表面をる土地にあっては、必要れる用途に用いられていとが適当でないと認めらは、スマスファルトとすること 表面をコンクリートス
- 側井を設置する理由点及び当該地点に当該観めの観測井を設置する地水の水質の測定を行うたみることを確認する地下度を超えない汚染状態にヲ 地下水が目標地下水濃
- 方法 フラの観測井を設置する
- 定の対象となる特定有害力 ヲの地下水の水質の測

_	-	4
¢	(\supset
_		4

	物質の種類並びに当該測	
	定の期間及び頻度	
	ヨ 構造物により囲まれた	
	範囲に雨水、地下水その	
	他の水の浸入がないこと	
	を確認するための観測井	
	を設置する地点	
	タョの観測井を設置する	
	七 卷	
	レ ヨの確認を行う期間及	
	び頻度は、実の存置を合い其間の	
三 速水工封	イ 基準不適合土壌のある	イ この頃の中
じ込め	範囲及び深さその他の土	欄二に掲げる
	壌汚染の状況並びにその	事項の変更の
	他の汚染除去等計画の作	うち、目標士
	成のために必要な情報	操容出量を超
	ロ 評価地点及び当該評価	える汚染状態
	地点に設定した理由	にある土壌の
	へ 目標土壌溶出量及び目	外側にあり、
	標地下水濃度並びに当該	かつ、準不透
	目標土壌溶出量及び当該	水層(厚さが

9	

目標地下水濃度に設定し	メートル以
た理由	上であり、か
こ 目標土壌溶出量を超え	つ、透水係数
る汚染状態にある土壌を	が毎秒一マイ
掘削する範囲及び深さ	クロメートル
ホ 掘削を行う方法	以下である地
〈 掘削された土壌のうち	層又はこれと
第二溶出量基準に適合し	同等以上の遮
ない汚染状態にある土壌	水の効力を有
を第二溶出量基準に適合	する地層をい
する汚染状態にある土壌	ろ。以下同じ
にする方法及び当該方法	。)又は不透
により第二溶出量基準に	水層であって
適合することを確認した	もっとも浅い
	位置にあるも
ト への方法により、第二	のより浅い鉱
溶出量基準に適合する汚	囲及び深さへ
染状態にある土壌とした	の変更であっ
ことを確認する方法	て、新たに基
チ 遮水工の種類及び当該	準不適合土壌
速水工を設置する方法	が帯水層に接

リ 遮水工が二重の遮水シ	することがな
ートを敷設した遮水層と	い変更
同等以上の効力を有する	ロ この項の中
ことを確認した結果	欄への方法の
ヌ 遮水工の内部に掘削さ	変更のうち、
れた目標土壌溶出量を超	当該への結果
える汚染状態にある土壌	により、第二
を埋め戻す方法	溶出量基準に
ル 埋め戻しを行った場所	適合すること
を覆う覆いの種類、鉱囲	を確認できる
及び厚さ	方法への変更
ヲ 覆いの損壊を防止する	
ための措置	
ワ 表面をコンクリート又	
はアスファルトとするこ	
とが適当でないと認めら	
れる用途に用いられてい	
る土地にあっては、必要	
に応じルの覆いの表面を	
覆う覆いの種類、鉱囲及	
30000	

- る汚染状態 下水の特定有害物質によ为 実施措置を行う前の地
- 当該観測井を設置する理する地点及び当該地点に行うための観測井を設置の地下水の水質の測定をあることを確認するため度を超えない汚染状態に買地下水源
- 方法タ ヨの観測井を設置する
- 定の期間及び頻度物質の種類並びに当該測定の対象となる特定有害し ヨの地下水の水質の測
- とを確認するための観測の他の水の浸入がないこの内部に雨水、地下水そり 埋め戻しを行った場所

65	
$\overline{}$	

	井を設置する地点	
	ツ ソの観測井を設置する	
	方法	
	ネ ソの確認を行う期間及	
	び頻度	
四 地下水汚	一 揚水施設による地下水	一 揚水施設に
染の拡大の	汚染の拡大の防止	よる地下水汚
怒引	イ 揚水施設を設置する	染の拡大の防
	地点及び当該地点に当	끸
	該揚水施設を設置する	該当なし
	型田	二 透過性地下
	ロ 揚水施設の構造	水浄化壁によ
	ハ 揚水施設を設置する	る地下水汚染
	方法	の拡大の防止
	ニ 揚水した地下水に含	イ この項の
	まれる特定有害物質を	中齷雞二克
	除去する方法及び当該	への方法
	方法により当該地下水	の変更のう
	の水質が排出水基準(ち、当談へ
	汚染土壌処理業に関す	の結果によ
	る省令第四条第一号リ	り、目標地

¢	ح
¢	حَ
_	

①に規定する排出水	下水濃度を
基準をいう。以下同じ	超えない汚
。) 又は排除基準 (同	染状態とな
令第四条第一号 X →	ることを確
に規定する排除基準を	認できる方
いる。以下同じ。)に	法への変更
適合することを確認し	
た結果	
木 公共用水域(水質汚	
に規定する公共用水域	
をいる。以下同じ。)	
に排出するこの方法に	
より特定有害物質を除	
去した地下水の水質が	
排出水基準に適合して	
いること又は下水道(
下水道 () () () () () () ()	
年 、	
二条第三号に規定する	
公共下水道及び同条第	

井を設置する地点及び 測定を行うための観測 ための地下水の水質の 地の区域外に拡大しる とを確認する方法 基準に適合しているこ 高じ。)に排除する当 各はいる。以下 高い。)をいう。以下 の(その流域下水道と

理場を設置しているも大号に規定する終末処水道であって、同条第四号に規定する流域下

当該地点に当該観測井

ト 観測井を設置する方

を設置する理由

洴

チ 地下水の水質の測定 の対象となる特定有害 物質の種類並びに当該 測定の期間及び頻度 り 地下水の水質の測定 の結果の都道府県知事 への報告を行う時期及 び方法 二 透過性地下水浄化壁に よる地下水汚染の拡大の 防止 イ 当該土地の地下水汚 染の状況その他の汚染 除去等計画の作成のた めに必要な情報 ロ評価地点及び当該評 価地点に設定した理由 ハ 目標地下水濃度及び 当該目標地下水濃度に 設定した理由

二 透過性地下水浄化壁

(汚染された地下水を 通過させる過程におい て、特定有害物質を分 解し、又は吸着する方 法により、当該汚染さ れた地下水を目標地下 水濃度を超えない汚染 状態にするために必要 な機能を備えた設備で あって、地中に設置さ れた設備をいう。以下 同じ。)を設置する地 点及び当該地点に当該 透過性地下水浄化壁を 設置する理由 太 透過性地下水浄化壁 を設置する方法 〈 透過性地下水净化壁 により汚染された地下 水を目標地下水濃度を 程えない汚染状態にす

る方法及び当該方法に より目標地下水濃度を 超えない汚染状態とな ることを確認した結果 ト 目標地下水濃度を超 える汚染状態にある地 下水が当該土地の地下 水の評価地点より下流 側に拡大していないこ とを確認するための地 下水の水質の測定を行 うための観測井を設置 する地点及び当該地点 に当該観測井を設置す る理由 チ 観測井を設置する方 浜 り 地下水の水質の測定 の対象となる特定有害 物質の種類並びに当該 測定の期間及び頻度

$\overline{}$	
<u></u>	
\vdash	

「日内上地にあっては、 「日内上地にあっては、 「日内上地にあっては、 「日子地にあっては、 「日子域が出量基準にありたけ、 一工域が出量基準に適り、 「日子域が出量基準に適り、 「日子域が残の状況並び。 「日本域が残の状況並び。 「日本地下適合土壌のあり、 「日本地下適合土壌のあり、 「日本地下適合土壌の地間に、 「日本地下適合土壌の相間に、 「日本地下適合土壌の相間に、 「日本地下適合土壌の相間に、 「日本地下適合土壌の相間に、 「日本地下海の土壌の相間に、 「日本地下海の土壌の相間に、 別定の結果の都道所具、 別での結果の都道所具、 別での結果の都道所具、 別でのはまりが方は、 別でのはまりが方は、 「日本地下海合			
点に設定した理由 地における ちょう ちょう ちょう きょう きょう きょう ない 汚染状態 にあっては、評 ない 汚染状態 にある 土壌溶出量基準に適 強溶 出量 基質 のうち、 土壌 汚染の状況並び 中欄第一号 でよる除去 による除去 この頃の 十 基準不適合土壌のあ しょう除去 一 基準不適合土壌の掘削 一 基準不適合 東側の 対象 対事への報告を行う時		ヌ 当該地下水の水質の	
「個地点及び当該評価地 態にある土地にあっては、評 ない汚染状態にあるしない汚染状態にあるとは、評 ない汚染状態にある 世頃合し 女子 直面合作成のために必 事項の変更 ひとの他の汚染除去等 こに掲げる 中欄第一号 な範囲及び深さその他 てる除去 による除去 この頃の 土壌汚染の状況並び 中欄第一号 1 上壌の線上 上壌の線出 上壌の掘削に 土壌の掘削に 1 基準不適合土壌の混削 1 基準不適合		測定の結果の都道府県	
「世地点及び当該評価地 態にある土地にあっては、評 ない汚染状態にあっては、評 ない汚染状態にあ 準に適合し 英格田量基準に適 なる他の汚染除去等 ことの他の汚染除去等 こに掲げるの金囲及び深さその他 イ この頃の よる解理及び深さその他 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		知事への報告を行う時	
点に設定した理由 地における 毎にある土 各上地にあっては、評 合しない汚染状態にあ 準に適合し日 土壌溶出量基準に適 類溶出量基 あうち、土 この他の汚染除去等 こに掲げる 中欄第一号 古 基準不適合土壌のあ 上 この頃の よる除去 上途の辞書 はる除去 土壌の掘削に		期及び方法	
点に設定した理由 価地点及び当該評価地 る土地にあっては、評 合しない汚染状態にあ 単く情報 計画の作成のために必 にその他の汚染除去等 の土壌汚染の状況並び の土壌汚染の状況並び す 上層の の土壌汚染の状況並び 中欄第一号 と 100項の 大 基準不適合土壌のあ よる除去	五 土壌汚染	一 基準不適合土壌の掘削	1 基準不適合
「他地点及び当該評価地 能にある土 発に設定した理由 を上地にあっては、評 ない汚染状態にあ 神に適合し 王壌溶出量基準に適 嬢溶出量基 ならら、土 この頃の土壌汚染の状況並び 中欄第一号 中欄第一号	の除去	による除去	土壌の掘削に
点に設定した理由 地における 福地点及び当該評価地 能にある土る土地にあっては、評 ない汚染状態にあ 準に適合し日 土壌溶出量基準に適 嬢溶出量基 あうち、土計画の作成のために必 事項の変更にその他の汚染除去等 ニに掲げる中欄第一号		イ 基準不適合土壌のあ	よる除去
点に設定した理由 地における価地点及び当該評価地 態にある土る土地にあっては、評 ない汚染状態にあ 準に適合し口 土壌溶出量基準に適 嬢溶出量基 気付割 のうち、土計画の作成のために必 事項の変更にその他の汚染除去等 ニに掲げる		る範囲及び深さその他	イ この項の
点に設定した理由 地における価地点及び当該評価地 態にある土る土地にあっては、評 ない汚染状態にあ 準に適合し口 土壌溶出量基準に適 嬢溶出量基要な情報 のうち、土計画の作成のために必 事項の変更		の土壌汚染の状況並び	中뻹雞一中
点に設定した理由 地における価地点及び当該評価地 態にある土る土地にあっては、評 ない汚染状態にあ 準に適合し口 土壌溶出量基準に適 嬢溶出量基要な情報 のうち、土		にその他の汚染除去等	こに掲げる
点に設定した理由 地における価地点及び当該評価地 態にある土る土地にあっては、評 ない汚染状色しない汚染状態にあ 準に適合し口 土壌溶出量基準に適 壌溶出量基		計画の作成のために必	事項の変更
点に設定した理由 地における価地点及び当該評価地 態にある土る土地にあっては、評 ない汚染状態にあ 準に適合し		要な情報	のうち、土
点に設定した理由 地における価地点及び当該評価地 態にある土る土地にあっては、評 ない汚染状		ロ 土壌溶出量基準に適	藥溶出量基
点に設定した理由 地における価地点及び当該評価地 態にある土		合しない汚染状態にあ	準に適合し
点に設定した理由 地における		る土地にあっては、評	ない汚染状
		価地点及び当該評価地	態にある土
、 4の七色と多っては		点に設定した理由	地における
() 「) 「 () 「) 「 () 「 () 「 () 「 () 「 () 「 () 「 () 「 () 「 () 「 () 「 () 「 () 「 () 「 () 「 () 「 () 「 () 「 () 」 () 「 () 「 () 「 () 「 () 「 () 「 () 」 () 「 () 「 () 「 () 「 () 」 () 「 () 「 () 「 () 「 () 「 () 「 () 」 () 「 () 「 () 「 () 「 () 「 () 」 () 「 () 「 () 「 () 「 () 「 () 」 () 「 () 「 () 「 () 「 () 「 () 「 () 「 () 「 () 」 () 「() 「 () 「() 「 () 「 () 「 () 「 () 「 () 「(く ロの土地にあっては	目標土壌溶
、目標土壌溶出量及び 田量を超え		、目標土壌溶出量及び	出量を超え
目標地下水濃度並びに る汚染状態		目標地下水濃度並びに	る汚染状態
当該目標土壌溶出量及 にある土壌		当該目標土壌溶出量及	にある土壌

(``
ì	• `
L	

び当該目標地下水濃度	の外側にあ
に設定した理由	る、かし、
二 目標土壌溶出量を超	準不透水層
える汚染状態又は土壌	又は不透水
含有量基準に適合しな	層であって
い汚染状態にある土壌	もつとも漢
を掘削する範囲及び深	い位置にあ
*t0	るものより
ホー掘削を行う方法	浅い鉱囲及
〈 堀削された場所を基	び踩さへの
準不適合土壌以外の土	変更であっ
藤若しくはロの土地に	て、新たに
あっては、日標土壌溶	基準不適合
出量を超えない汚染状	土壌が帯水
態かつ土壌含有量基準	層に接する
に適合する汚染状態に	ことがない
ある土壌により埋める	変更並びに
方法又は建築物の建築	土壌含有量
若しくは工作物の建設	基準に適合
を行う場合等掘削され	しない汚染
た場所に土壌を埋め戻	状態にある

C	•
^	_
_	

さない場合にあっては	土地におけ
、 ₩ €7Ⅲ	る土壌合有
ト 掘削された目標土壌	量基準に適
溶出量を超える汚染状	合しない汚
態にある土壌を当該要	染状態にあ
措置区域内に設置した	る土壌の外
施設において浄化した	側にある館
もので埋め戻す場合に	囲及び突き
あっては、目標土壌溶	への変更
出量を超えない汚染状	ロ この頃の
態にある土壌にする方	于薰粥 中
法及び当該方法により	トに掲げる
目標土壌溶出量を超え	変更のうち
ない汚染状態となるこ	、賭罰され
とを確認した結果又は	た目標土壌
掘削された土壌合有量	溶出量を超
基準に適合しない汚染	える汚染状
状態にある土壌を当該	態にある土
要措置区域内に設置し	嬢を目標土
た施設において浄化し	操容出量を
たもので埋め戻す場合	超えない汚

にあっては、土壌合有	染状態にあ
量基準に適合する汚染	る土壌にす
状態にある土壌にする	る方法の変
方法及び当該方法によ	更であって
り土壌含有量基準に適	、当該トの
合する汚染状態となる	結果により
ことを確認した結果	、目標土壌
チ 掘削された目標土壌	溶出量を超
溶出量を超える汚染状	えないこと
態にある土壌を当該要	汚染状態に
措置区域内に設置した	あることを
施設において浄化した	確認できる
もので埋め戻す場合に	方法への変
あっては、浄化により	更並びに掘
目標土壌溶出量を超え	削された土
ない汚染状態にある土	嬢含有量基
嫌にする方法により目	準に適合し
標土壌溶出量を超えな	ない汚染状
い汚染状態にある土壌	態にある土
としたことを確認する	嬢を土壌含
方法又は掘削された土	有量基準に

175	

 壌合有量基準に適合し	適合する汚
ない汚染状態にある土	染状態にあ
壌を当該要措置区域内	る土壌にす
に設置した施設におい	る方法の変
て浄化したもので埋め	更であって
戻す場合にあっては、	、当該トの
トの浄化により土壌含	結果により
有量基準に適合する汚	、土壌名有
染状態にある土壌にす	量基準に適
る方法により土壌含有	合すること
量基準に適合する汚染	を確認でき
状態にある土壌とした	る方法への
ことを確認する方法	変更
リ ロの土地にあっては	二 原位置での
、実施措置を行う前の	浄化による除
地下水の特定有害物質	#4
による汚染状態	イ この項の
ヌ ロの土地にあっては	
、地下水が目標地下水	こに勘げる
濃度を超えない汚染状	事項の変更
能にあることを確認す	のわな、土

C	(
1		_

るための地下水の水質	難容出量基
の測定を行うための観	準に適合し
測井を設置する地点及	ない汚染状
び当該地点に当該観測	態にある土
井を設置する理由	地における
ル 観測井を設置する方	目標土壌溶
郑	出量を超え
ヲ 地下水の水質の測定	る汚染状態
の対象となる特定有害	にある土壌
物質の種類並びに当該	の外側にあ
測定の期間及び頻度	٥, ٤٥,
二 原位置での浄化による	準不透水層
	又は不透水
イ 基準不適合土壌のあ	層であって
る範囲及び深さその他	もっとも浅
の土壌汚染の状況並び	い位置にあ
にその他の汚染除去等	るものより
計画の作成のために必	浅い範囲及
要な情報	び深さへの
ロ 土壌溶出量基準に適	変更であっ
合しない汚染状態にあ	て、新たに

1	_
1	_

る土地にあっては、評	基準不適合
価地点及び当該評価地	土壌が帯水
点に設定した理由	層に接する
く ロの土型にあっては	ことがない
、目標土壌溶出量及び	変更並びに
目標地下水濃度並びに	土壌含有量
当該目標土壤溶出量及	基準に適合
び当該目標地下水濃度	しない汚染
に設定した理由	状態にある
二 目標土壌溶出量を超	土地におけ
える汚染状態にある土	る土壌合有
嬢を目標土壌溶出量を	量基準に適
超えない汚染状態にあ	合しない汚
る土壌とする鉱囲及び	染状態にあ
深さ又は土壌合有量基	る土壌の外
準に適合しない汚染状	側にある館
態にある土壌を土壌含	囲及び探さ
有量基準に適合する汚	への変更
染状態にある土壌とす	ロ この項の
る範囲及が洗さ	中뻹第二号
术 目標土壌溶出量を超	ホに掲げる

∞	
\sim	

、地下水が目標地下水 にあることた結果 た結果 態となることを確認し 標土壌溶出 基準に適合する汚染状 だより、目類にする方法外態にある土壌を有量基準に適合 ない汚染状態にある土壌を 間した結果又は土壌含 出量を超えない汚染状態による 間標土壌溶 間様土壌を出 を は は ない た	える汚染状態にある土	事項の変更
、地下水が目標地下水 にあることた結果 た 日の土地にあっては と 活果 態となることを確認し 様 土壌 溶出 存 し 方法により土壌 含有量 なって、 当該 方 有 単 全 足 と ない 方 染 状態 じ なる 土壌 る 力 ない 汚 染 状態 と なる 土壌 る ち は い ち な り て い ま な り た は ま な り た は ま な り た は ま な り た は ま な り た は ま な り た は ま な り た は は な ら ま な り た は ま な り と な は は な ら ま な ら 土 壌 な ら と は な ら 土 壌 な は は な ら 土 壌 な は な ら 土 壌 な は は な ら 土 壌 な は は な ら 土 壌 な ま な ら 土 壌 な ま な ら 土 壌 な ま な ら 土 壌 な は は な ら 土 壌 な は は な ら 土 壌 な は は な ら 土 壌 な は は な ら 土 壌 な は は な ら 1 様 な は は な ら 1 様 な は は な ら 1 様 な は な ら 1 様 な は は な ら 1 様 な は は な ら 1 様 な は は な ら 1 様 な は は な ら 1 様 な は は な は な ら 1 様 な は な は は な は な ら 1 様 な は な は な な ら 1 様 な は な は な な ら 1 様 な は な は な な ら 1 様 な は な な ら 1 様 な は な な ら 1 様 な は な な ら 1 様 な は な な ら 1 様 な は な な ら 1 様 な は な な ら も な な ら も な な ら 1 様 な な ら 1 様 な は な な ら 1 様 な は な な ら も な な な ら も な な な ら も な な な な な ら も な な な な	壌を目標土壌溶出量を	のうち、目
、地下水が目標地下水 にあることた は 日の土地にあっては た 発果 態となることを確認し 標 土壌 溶出 海にする方洗 以 い 汚染 状態に する 汚染 状態 に ある 土壌 含有量 基準に 適合しない ない 汚染 状態 となる 土壌を 音量 を を と ない 汚染 状態 となる ことを 強に 力を はい 汚染 状態 となることを 間 を 超え 対 対 対 対 とを は とを は は ない 汚染 状態 となることを 間 を 対 と ない 汚染 状態 となることを 間 を 対 と ない 汚染 状態 となる ことを は に み ら 土 壌 な 対 が 大 禁 が は い と ない た 染 状 熱 と は と ない た 染 状 熱 と は と ない に 染 状 熱 な 日 は 土 壌 な ち み 入 上 壌 な ま が 大 が 大 熱 た 出 は か れ り 日 は 土 壌 な た 染 大 熱 た ば い な り と は な ら 上 塚 な と 上 様 な ま が 大 熱 た 出 は か れ ま が 大 熱 大 態 に み ら 上 塚 な か と ま が 大 熱 大 態 に み ら 上 塚 な か と も な か と ま か が 大 熱 大 態 に か ら で ま か と ま か と ま か と ま か と ま か と ま か と か と	超えない汚染状態にあ	標土藥際出
、地下水が目標地下水 にあることた は 日の土地にあっては た 発果 態となることを確認し 舞土 嬢 溶出 方法により土壌合有量 旅 こより、目 なって、当様 合有量基準に適合しない 海 にかる土 強にある土 ない 汚染状態となることを確認ととは、現 は 関 と を は は ない 汚染 状態となることを確 間 は と を を 土 嬢 溶出量を 超えない が ま ない ことを 強 溶出量を 超えない が ま ない 上 嬢 な 出 場 な 出 場 な 出 具 な 日 は 上 嬢 な 出 具 な 日 は 上 嬢 な 1 場 な 1 場 な 1 場 な 1 1 週 を 超 え な 1 1 週 を 超 え ま な 1 1 週 を 超 え ま な 1 1 週 を 超 え ま な 1 1 1 週 を 超 え ま な 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	る土壌にする方法及び	量を超える
、地下水が目標地下水 にあることた 1 の土地にあっては 1 行発 1 量を超えな 2 存えることを確認し 標土 壌溶出 音準に適合する汚染状 により、目 ない 5 栄状態にある土 後の 変更で 1 を量基準に適合しない はい 5 洗状 2 を上 後合 2 ない 5 洗头状態となることを確 1 出量を超え 2 計量を超え 2 計量を超え 2 計量を超え 2 計算を超い 3 計算を 2 計算を 3 計算を 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	当該方法により目標土	汚染状態に
、地下水が目標地下水 にあることた にほ (ロの土地にあっては い 汚染 状態と なることを確認し 標 土壌 溶出 基準に適合する 汚染状態にする方法及び当該 あって、当する汚染状態にある土 法の 変更で 法染状態にある土壌を 傷にある土壌 自量基準に適合しない ない 汚染状態 ははらない はい 汚染状態 はは はい た 発状 は 出量を超え はい 汚染状 出量を 超え 出量を 超え 対 出	壌溶出量を超えない汚	ある土壌を
、地下水が目標地下水 にあることた は しの土地にあっては と に 発状態 し を 単を 超えな 態となることを 離記 標 土 壊 溶出 ま 準に 適合する 汚染状態に ある て、 当 なの 変更 で する 汚染状態に ある 土 矮 合 有 量 基準に 適合しない ない 汚染状態 にある 土 ない た 染 状態 に ある 土 ない た 染 状 れ い た 染 状 れ れ い た 染 状 れ れ い た 染 状 れ れ い た 染 状 れ い た 染 状 れ れ れ れ い た 染 状 れ い た 染 状 れ い た 染 状 れ い た み れ と な い た 染 状 れ れ れ ら 変 す と な い た 染 状 れ れ れ ら え と れ ら え れ ら え れ ら え れ ら え れ ら え れ ら え れ ら え れ ら え れ ら え み い た 乳 状 れ ら え ら え れ ら え れ ら え れ ら え み ら え れ ら え れ ら え み ら え み れ れ ら え み ら え み ら え み ら え み ら え み ら え み ら え み ら え み ら え み ら え み れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ れ	染状態となることを確	目標土壌溶
、地下水が目標地下水 にあることた にままく ロの土地にあっては い汚染状態 単を超えな 龍となることを確認し 標土壌溶出 基準に適合する汚染状 により、目方法により土壌含有量 該ホの結果 あって、当する汚染状態にある土 法の変更で 法の変更で 強にする方法をは 強にする方法 ほの変更で 法の変更で 強にある土壌を有量基準に適合	認した結果又は土壌含	出量を超え
、地下水が目標地下水 にあることた にあることた にまま た に となることを確認し 標 土壌 溶出 基準に適合する汚染状 により、目方法により土壌含有量 該ホの結果 あって、当する汚染状態にある土 法の変更で生壌含有量基準に適合 嬢にする方	有量基準に適合しない	ない汚染状
、地下水が目標地下水 にあることた は 10土地にあっては い 汚染 状態 と 着を 超えな 態となることを確認し 標 土壌 溶出 基準に適合する 汚染状 により、 目方法により土壌合有量 該ホの 結果 あって、当する汚染状態にある土 法の変更で	汚染状態にある土壌を	態にある土
、地下水が目標地下水 にあることた 101出地にあっては い汚染状態と結果 量を超えなほとなることを確認し 標土壌溶出基準に適合する汚染状 により、目方法により土壌合有量 該ホの結果 あって、当	土壌合有量基準に適合	壌にする方
、地下水が目標地下水 にあることへ ロの土地にあっては い汚染状態と結果 量を超えな態となることを確認し 標土壌溶出基準に適合する汚染状 により、目方法により土壌含有量 該ホの結果	する汚染状態にある土	法の変更で
、地下水が目標地下水 にあることへ ロの土地にあっては い汚染状態と結果 量を超えな態となることを確認し 標土壌溶出基準に適合する汚染状 により、目	壌にする方法及び当該	あって、当
、地下水が目標地下水 にあることへ ロの土地にあっては い汚染状態た結果 量を超えな態となることを確認し 標土壌溶出	方法により土壌合有量	該ホの結果
、地下水が目標地下水 にあることへ ロの土地にあっては い汚染状態た結果 量を超えな	基準に適合する汚染状	により、目
、地下水が目標地下水 にあることへ ロの土地にあっては い汚染状態	態となることを確認し	標士藥菸田
、地下水が目標地下水 にあること	た結果	量を超えな
	へ ロの土地にあっては	い汚染状態
護度を超えない汚染状 を確認でき	、地下水が目標地下水	にあること
	濃度を超えない汚染状	を確認でき
態にあることを確認す る方法への	態にあることを確認す	る方法への

(C	5	`
ı	_		

るための地下水の水質	変更並びに
の測定を行うための観	土壌合有量
測井を設置する地点及	基準に適合
び当該地点に当該観測	しない汚染
井を設置する理由	状態にある
ト 観測井を設置する方	土壌を土壌
护	含有量基準
チ 地下水の水質の測定	に適合する
の対象となる特定有害	汚染状態に
物質の種類並びに当該	ある土壌に
測定の期間及び頻度	する方法の
リ 土壌含有量基準に適	変更であっ
合しない汚染状態にあ	て、当該ホ
る土地にあっては、土	の結果によ
嬢含有量基準に適合す	り、土壌合
る汚染状態にある土壌	有量基準に
としたことを確認する	適合するこ
ための試料採取等を行	とを確認で
う地点及び深さ並びに	きる方法へ
測定の対象となる特定	の変更
有害物質の種類	

イ 基準不適合土壌のある	イ この項の中
範囲及び深さその他の土	欄二に掲げる
壌汚染の状況並びにその	事項の変更の
他の汚染除去等計画の作	うち、目標土
成のために必要な情報	嬢溶出量を超
ロ 評価地点及び当該評価	える汚染状態
地点に設定した理由	にある土壌の
ハ 目標土壌溶出量及び目	外側にあり、
標地下水濃度並びに当該	かつ、準不透
目標土壌溶出量及び当該	水層又は不透
目標地下水濃度に設定し	水層であって
た理由	もっとも浅い
ニ 目標土壌溶出量を超え	位置にあるも
る汚染状態にある土壌を	のより浅い鉱
掘削する範囲及び深さ	囲及び深さへ
ホ 掘削を行う方法	の変更であっ
〈 堀削した目標土壌溶出	て、新たに基
量を超える汚染状態にあ	準不適合土壌
る土壌を埋め戻すための	が帯水層に接
構造物のうち仕切設備の	することがな
種類及び当該仕切設備を	い変更
	構る できる できる できる できます できる

設置する方法

- した結果たものであることを確認及びその他の要件を備えた 仕切設備が遮断の効力
- 壌を埋め戻す方法超える汚染状態にある土削した目標土壌溶出量をチ 仕切設備の内部に、掘
- により閉鎖する方法仕切設備の開口部を覆いり 埋め戻しを行った後、
- 結果のであることを確認したその他の要件を備えたもヌ 覆いが遮断の効力及び
- の効力を有する材料であ速水の効力及び腐食防止う材料並びに当該材料が適合土壌と接する面を覆水 覆いの埋め戻す基準不

ることを確認した結果

- ヲ 覆いの構造
- ための措置り 覆いの損壊を防止する
- 寝いの種類、範囲及び厚に応じ覆いの表面を覆うる土地にあっては、必要れる用途に用いられていとが適当でないと認めらは、天スファルトとするこれを開発にけられていけでスファルトとすることを表面をコンクリート又
- る汚染状態 下水の特定有害物質によう 実施措置を行う前の地
- する地点及び当該地点に行うための観測井を設置の地下水の水質の測定をあることを確認するため度を超えない汚染状態にタ 地下水が目標地下水濃

$^{\circ}$	
∞	
Τ	

	当該観測井を設置する理	
	毌	
	レ タの観測井を設置する	
	方法	
	ソ タの地下水の水質の測	
	定の対象となる特定有害	
	物質の種類並びに当該測	
	定の期間及び頻度	
	ツ構造物の内部に雨水、	
	地下水その他の水の浸入	
	がないことを確認するた	
	めの観測井を設置する地	
	乓	
	ネ ツの観測井を設置する	
	方法	
	ナッの確認を行う期間及	
	び頻度	
七 不添允	一 原位置不溶化	一 原位置不溶
	イ 基準不適合土壌のあ	名
	る範囲及び深さその他	イ この項の
	の土壌汚染の状況並び	中뻹第一中

J
∞
_

にその他の汚染除去等	こに掲げる
計画の作成のために必	事項の変更
要な情報	のうち、目
ロ 評価地点及び当該評	標士操際出
価地点に設定した理由	量を超える
ハ 目標土壌溶出量及び	汚染状態に
目標地下水濃度並びに	ある土壌の
当該目標土壌溶出量及	外側にあり
び当該目標地下水濃度	、かつ、準
に設定した理由	不透水層又
ニ 目標土壌溶出量を超	は不透水層
える汚染状態にある土	であっても
壌を特定有害物質が水	っとも浅い
に答出しないように性	位置にある
状を変更して目標土壌	ものより浅
溶出量を超えない汚染	い範囲及び
状態にある土壌とする	深さへの変
範囲及び深さ	更であって
ホ 目標土壌溶出量を超	、新たに基
える汚染状態にある土	準不適合土
壌を特定有害物質が水	壌が帯水層

LC.	
α	

に添出しないよのに触	に接するこ
状を変更して目標土壌	とがない変
溶出量を超えない汚染	≡ <
状態にある土壌にする	ロ この頃の
方法及び当該方法によ	中뻹第一中
り目標土壌溶出量を超	ホの方法の
えない汚染状態となる	変更のうち
ことを確認した結果	、当該ホの
〈 ホの方法により、目	結果により
標土壌溶出量を超えな	、目標土壌
い汚染状態にある土壌	溶出量を超
としたことを確認する	えない汚染
大法	状態となる
ト 性状を変更して目標	ことを確認
土壌溶出量を超えない	できる方法
汚染状態にある土壌と	への変更
した土壌のある範囲に	二 不溶化埋め
ついて、当該土地の区	展し
域外への目標土壌溶出	イ この項の
量を超えない汚染状態	中뻹策二中
にある土壌又は特定有	こに掲げる

9
∞
$\overline{}$

害物質の飛散等を防止	事項の変更
するための措置及び当	のうち、目
該措置を講ずる範囲	標土壌溶出
チ 地下水が目標地下水	量を超える
濃度を超えない汚染状	汚染状態に
態にあることを確認す	ある土壌の
るための地下水の水質	外側にあり
の測定を行うための観	、かつ、準
測井を設置する地点及	不透水層又
び当該地点に当該観測	は不透水層
井を設置する理由	であっても
リ 観測井を設置する方	っとも浅い
郑	位置にある
ヌ 地下水の水質の測定	ものより浅
の対象となる特定有害	い範囲及び
物質の種類並びに当該	深さへの変
測定の期間及び頻度	更であって
二 不溶化埋め戻し	、新たに基
イ 基準不適合土壌のあ	準不適合土
る範囲及び深さその他	壌が帯水層
の土壌汚染の状況並び	に接するこ

_
\propto
_

にその他の汚染除去等	とがない変
計画の作成のために必	⊯ ⟨
要な情報	ロ この項の
ロ 評価地点及び当該評	中뻹第二号
価地点に設定した理由	への方法の
ハ 目標土壌溶出量及び	変更のうち
目標地下水濃度並びに	、当該への
当該目標土壌溶出量及	結果により
び当該目標地下水濃度	、目標土壌
に設定した理由	溶出量を超
ニ 目標土壌溶出量を超	えない汚染
える汚染状態にある土	状態となる
壌を掘削する鉱囲及び	ことを確認
炭セ	できる方法
ホ 掘削を行う方法	への変更
〈 掘削した目標土壌溶	
出量を超える汚染状態	
にある土壌を特定有害	
物質が水に溶出しない	
ように性状を変更して	
目標土壌溶出量を超え	

- ない汚染状態にある土 壌にする方法及び当該 方法により目標土壌溶 出量を超えない汚染状 態となることを確認し た結果 ト への方法により、目 標土壌溶出量を超えな い汚染状態にある土壌 としたことを確認する 方法 目標土壌溶出量を超え ない汚染状態にある土 壌とした土壌を埋め戻
- チ 当該土地の区域内に す方法
- リ 埋め戻しを行った場 所について、当該土地 の区域外への目標土壌 溶出量を超えない汚染 状態にある土壌又は特

び当該措置を講ずる範防止するための措置及定有害物質の飛散等を

#

- による汚染状態地下水の特定有害物質ヌ 実施措置を行う前の
- 置する理由 地点に当該観測井を設設置する地点及び当該を行うための観測井を を行うための観測井を 急地下水の水質の測定 態度を超えない汚染状 ル 地下水が目標地下水
- 法 観測井を設置する方
- 測定の期間及び頻度物質の種類並びに当該の対象となる特定有害り 地下水の水質の測定

C	_	>	
C	5	5	
_	_	4	

. 4mm 11k/	1 1/1 1/1 1/1 1/1 1/1 1/1 1/1 1/1 1/1 1	• ○ 1m/ ○ □
《 舗装	イ 基準不適合土壌のある	イ この風の中
	灣 田	触口にあげる
	ロ 基準不適合土壌のある	事項の変更の
	鉱囲を覆う覆いの種類、	うち、基準不
	鉱囲及び厚さ	適合土壌のあ
	く モルタルその他の土壌	る鉱囲を覆う
	以外のものであって、容	覆いの範囲の
	易に取り外すことができ	変更であって
	ないもの(以下「モルタ	、基準不適合
	か等」という。) を覆い	土壌の外側に
	として用いる場合にあっ	ある範囲への
	ては、その理由	変更
	ニ 舗装の施行の方法	
	ホ 覆いの損壊を防止する	
	ための措置	
九 立入禁止	イ 基準不適合土壌のある	イ この頃の中
	建	触口に掲げる
	ロみだりに人が立ち入る	事項の変更の
	ことを防止するために設	いち、みだり
	ける囲いの種類及び範囲	に人が立ち入
	〈 当該土地の区域外への	ることを防止

基準不適合土壌又は特定 するために設 有害物質の飛散等を防止 置する囲いの するための措置及び当該 範囲の変更で 措置を講ずる範囲 あって、基準 ニ 立入りを禁止する旨を 不適合土壌の 表示する設備の種類及び 外側にある鉱 方法 囲への変更 ロ この項の中 欄へに掲げる 事項の変更の うち、当該土 地の区域外へ の基準不適合 土壌又は特定 有害物質の飛 散等を防止す るための措置 を講じる範囲 の変更であっ て、基準不適 合土壌の外側

C	1
C	\mathcal{L}
_	-

		にある範囲へ
		の変更
十 土壌入換	区域外土壌入換え	1 区域外土壌
'K	イ 基準不適合土壌のあ	入換え
	る範囲及び深さ	イ この項の
	ロ 土壌入換えを行う館	中뻹第一中
	囲及び深さ	ロに掲げる
	ハ 当該土地の土壌を掘	事項の変更
	削し、覆いを設けた際	のうち、基
	に当該土地に建築され	準不適合土
	ている建築物に居住す	壌の外側に
	る者の日常の生活に著	ある範囲へ
	しい支障が生じないよ	の変更
	うにする方法	二 区域内土壌
	こ 覆いの種類、鉱囲及	入換え
	沙 탈も	イ この項の
	ホ 覆いとして用いる土	中뻹第二号
	壌が基準不適合土壌以	ロに掲げる
	外の土壌であることを	事項の変更
	確認した結果	のうち、基
	へ モルタル等を覆いと	準不適合土

\mathcal{C}^{\prime}	
0	

して用いる場合にあっ	壌の外側に
ては、その理由	ある範囲へ
ト 覆いの損壊を防止す	の変更
るための措置	
二 区域内土壌入換え	
イ 基準不適合土壌のあ	
る範囲及び深さその他	
の土壌汚染の状況並び	
にその他の汚染除去等	
計画作成のために必要	
な情報	
ロ 土壌入換えを行う鉱	
囲及び深さ	
ハ 基準不適合土壌及び	
地表から当該基準不適	
合土壌のある深さより	
五十センチメートル以	
上深い深さまでの基準	
不適合土壌以外の土壌	
の掘削の方法	
ニ 掘削した基準不適合	
	の 本 上 田 や 由 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日

_	Н
a	Ś
_	Ä

	土壌を埋め戻す方法	
	ホ一覆いの種類、鉱囲及	
	び厚さ	
	〈 基準不適合土壌以外	
	の土壌を覆いとして用	
	いる場合にあっては、	
	その戸	
	ト 覆いの損壊を防止す	
	るための措置	
十1 選刊	イ 基準不適合土壌のある	イ この項の中
	鉱囲及び突さ	欄口に掲げる
	ロ 盛土を行う範囲及び厚	事項の変更の
	10	うち、盛土を
	へ 盛土を行う方法	行う鉱囲の変
	ニ 覆いの種類、鉱囲及び	更であって、
	厚さ	基準不適合土
	ホ 覆いとして用いる土壌	壌の外側にあ
	が基準不適合土壌以外の	る範囲への変
	土壌であることを確認し	(
	た結果	
	1-215-11	

L	2	•
	5	
т	-	

て用いる場合にあっては
、かの麒田
ト 覆いの損壊を防止する
ための措置

別表第八 (第四十条関係)

実施措置の種類	実施措置の実施の方法
1 (盤)	地下水汚染が生じていない土地の地下水
	の水質の測定
	イ 当該土地において土壌汚染に起因す
	る地下水汚染の状況を的確に把握でき
	ると認められる地点に観測井を設け、
	当初一年は四回以上、二年目から十年
	目までは一年に一回以上、十一年目以
	降は二年に一回以上定期的に地下水を
	採取し、当該地下水に含まれる特定有
	害物質の量を、第六条第二項第二号の
	環境大臣が定める方法により測定する
	NJ-2J°
	ロ イの測定の結果を都道府県知事に報

別表第六 (第四十条関係)

汚染の除去等の	汚染の除去等の措置の実施の方法
措置の種類	
1 (盤)	<u>イ</u> 当該土地において土壌汚染に起因する地
	下水汚染の状況を的確に把握できると認め
	られる地点に観測井を設け、当初一年は四
	回以上、二年目から十年目までは一年に一
	回以上、十一年目以降は二年に一回以上定
	期的に地下水を採取し、当該地下水に含ま
	れる特定有害物質の量を、第六条第二項第
	二号の環境大臣が定める方法により測定す
	₩N70°

告すること。

- が地下水基準に適合しないおそれがな下水から検出された特定有害物質の量間は一年に四回以上測定した結果、地測定を五年間以上継続し、直近の二年完了を報告する場合にあっては、イの失施措置に係る全ての実施の方法の
- 水質の測定 地下水汚染が生じている土地の地下水の
 - 把握すること。 壌の採取及び測定その他の方法によりな情報について、ボーリングによる土の汚染除去等計画の作成のために必要その他の土壌汚染の状況並びにその他イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さ
 - 目標地下水濃度を定めること。口 評価地点並びに目標土壌溶出量及び
 - ること。 超えない汚染状態にあることを確認すい 当該土地の土壌が目標土壌溶出量を

ること。

「ローイの測定の結果を都道府県知事に報告す

ľ	_	
\subset	5	•
Т	_	

	ニ 当該土地において土壌汚染に起因す
	る地下水汚染の状況を的確に把握でき
	ると認められる地点に観測井を設け、
	当初一年は四回以上、二年目から十年
	目までは一年に一回以上、十一年目以
	降は二年に一回以上定期的に地下水を
	採取し、当該地下水に含まれる特定有
	害物質の量を、第六条第二項第二号の
	環境大臣が定める方法により測定する!
	NAO°
	ホ ニの測定の結果を都道府県知事に報
	告すること。
	〈 実施措置に係る全ての実施の方法の
	完了を報告する場合にあっては、イの
	測定を五年間以上継続し、直近の二年
	間は一年に四回以上測定した結果、当
	該地下水が目標地下水濃度を超えるお
	それがない汚染状態にあることを確認
	をあれる。
11 (2)	イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその
	他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除った。
	作の日頃沿数の出沙立てにその他の沿鉄房

11 (2)	イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さにつ
	いて、ボーリングによる土壌の採取及び測 イ 基準不適合土壌のある鉱田及び深さにつ

その他の方法により把握すること。て、ボーリングによる土壌の採取及び測定去等計画の作成のために必要な情報につい

- 地下水濃度を定めること。 口 評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標
- を出量基準に適合する汚染状態にある土地は分解する方法その他の方法により、第二は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又うに性状を変更する方法、土壌中の気体又合土壌を特定有害物質が水に溶出しないよある土地にあっては、当該土地の基準不適
- ことを確認すること。 二溶出量基準に適合する汚染状態になった 三 次のいずれかの方法により、へにより第
 - ごとの土壌を採取し、当該土壌に含まれついて、深さ一メートルから一メートルしない汚染状態にある土壌のある鉱囲ににより把握された第二溶出量基準に適合() イの方法と同等以上の方法により、イ

定その他の方法により把握すること。

(楚戝)

に適合する汚染状態にある土地とすること方法その他の方法により、第二溶出量基準含まれる特定有害物質を抽出又は分解する変更する方法、土壌中の気体又は地下水に定有害物質が水に溶出しないように性状をある土地にあっては、基準不適合土壌を特口 第二溶出量基準に適合しない汚染状態に

(粧規)

	7	
	7	
т	-	

- する方法四号の環境大臣が定める方法により測定る特定有害物質の量を、第六条第三項第
- 認する方法 当該掘削された土壌の範囲及び搬出を確一条に規定する届出その他の情報により 当該掘削された土壌の搬出に係る第六十にある土壌を掘削する場合にあっては、 別 第二溶出量基準に適合しない汚染状態
- 合にあっては、百立方メートル以下ごと質の種類が第一種特定有害物質である場第二溶出量基準に適合しない特定有害物状態にある土壌とし、当該土壌と可いて、により、第二溶出量基準に適合する汚染相出若しくは分解する方法その他の方法に性状を変更する方法、土壌中の気体若体を存在害物質が水に溶出しないよう場を拇引と、当該掘削された土壌を掘削し、当該掘削された土壌出量基準に適合しない汚染状態(E)

の量を、第六条第三項第四号の環境大臣の量を、第六条第三項第四号の環境大臣量混合したものに含まれる特定有害物質取し、当該五点の土壌をそれぞれ同じ重立方メートル以下ごとに五点の土壌を採特定有害物質である場合にあっては、百類が第二種特定有害物質若しくは第三種は記合しない特定有害物質の種に一点の土壌を採取したもの又は第二溶

の効力を有する構造物を設置すること。あるものの深さまで、鋼矢板その他の遮水下にある<u>不透水層</u>であって最も浅い位置に土壌のある範囲の側面を囲み、当該土壌の

−下又は厚さが三センチメートル以上のア、厚さが十センチメートル以上のコンクリ✓ 木の構造物により囲まれた範囲の土地を

をする構造物を設置すること。 の深さまで、鋼矢板その他の遮水の効力をいう。)であって最も浅い位置にあるものれと同等以上の遮水の効力を有する地層を、ルジオン値が一)以下である地層又はこ数が毎秒百ナノメートル(岩盤にあってはさが五メートル以上であり、かつ、透水係、基準不適合土壌の下にある不透水層(厚

J への構造物により囲まれた範囲の土地を

、厚さが十センチメートル以上のコンクリ

ート又は厚さが三センチメートル以上のア

- ヌ ホの構造物により囲まれた範囲の一以上
- <u>リ</u> 木の構造物により囲まれた範囲にある地 下水の下流側の周縁の一以上の地点に観測 井を設け、一年に四回以上定期的に地下水 を採取し、当該地下水に含まれる特定有害 物質の量を、第六条第二項第二号の環境大 臣が定める方法により測定した結果、目標 地下水濃度を超えない汚染状態が二年間継 続することを確認すること。
- することが適当でないと認められる用途に 用いられている土地にあっては、必要に応 じ人により設けられた覆いの表面を基準不 適合土壌以外の土壌(基準不適合土壌を特 定有害物質が水に溶出しないように性状を 変更して基準不適合土壌以外の土壌とした ものを徐く。以下同じ。)により覆うこと
- るための措置を講ずること。
- ト 〈により設けられた覆いの損壊を妨止す

スファルトにより覆うこと。

<u> イ への構造物により囲まれた範囲に一以上</u>

とを確認すること。

- ト 八の構造物により囲まれた範囲にある地 下水の下流側の当該範囲の周縁に一以上の 観測井を設け、一年に四回以上定期的に地 下水を採取し、当該地下水に含まれる特定 有害物質の量を第六条第二項第二号の環境 大臣が定める方法により測定し、地下水汚 染が生じていない状態が二年間継続するこ
- ▽ 表面をコンクリート又はアスファルトと することが適当でないと認められる用途に 用いられている土地にあっては、必要に応 じ」により設けられた覆いの表面を基準不 **適合土壌以外の土壌(基準不適合土壌を特** 定有害物質が水に熔出しないように性状を 変更して基準不適合土壌以外の土壌とした ものを徐く。以下同じ。)により覆うこと
- ボーゴにより設けられた覆いの損壊を防止す るための措置を講ずること。
- スファルトにより覆うこと。

C	\
\subset	
C	\

	<u>の地点に</u> 観測井を設け、 ソの確認がされる
	までの間、雨水、地下水その他の水の浸入
	がないことを確認すること。
111 (盤)	イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその
	他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除
	去等計画の作成のために必要な情報につい
	て、ボーリングによる土壌の採取及び測定
	その他の方法により把握すること。
	ロ 評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標
	地下水濃度を定めること。
	<u>(目標土壌溶出量を超える汚染状態にある</u>
	<u>土壌</u> を掘削し、掘削された <u>土壌</u> のうち第二
	溶出量基準に適合しない汚染状態にあるも
	のについては、特定有害物質が水に溶出し
	ないように性状を変更する方法、土壌中の
	気体又は地下水に含まれる特定有害物質を
	抽出又は分解する方法その他の方法により
	、第二溶出量基準に適合する汚染状態にあ
	る土壌とすること。
	へにより第二溶出量基準に適合する汚染
	状態にある土壌としたものについて、第二

	の観測井を設け、下の確認がされるまでの
	間、雨水、地下水その他の水の浸入がない
	ことを確認すること。
11 (盤)	イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さにつ
	いて、ボーリングによる土壌の採取及び測
	定その他の方法により把握すること。
	(権戡)
	ロ イにより把握された基準不適合土壌を掘
	制し、掘削された基準不適合土壌のうち第
	二溶出量基準に適合しない汚染状態にある
	ものについては、特定有害物質が水に溶出
	しないように性状を変更する方法、土壌中
	の気体又は地下水に含まれる特定有害物質
	を抽出又は分解する方法その他の方法によ
	り、第二溶出量基準に適合する汚染状態に
	ある土壌とすること。
	(

溶出量基準に適合しない特定有害物質の種 類が第一種特定有害物質である場合にあっ ては、百立方メートル以下ごとに一点の土 壌を採取したもの又は第二溶出量基準に適 合しない特定有害物質の種類が第二種特定 有害物質若しくは第三種特定有害物質であ る場合にあっては、百立方メートル以下ご

とに五点の土壌を採取し、当該五点の土壌 をそれぞれ同じ重量混合したものに含まれ る特定有害物質の量を、第六条第三項第四 号の環境大臣が定める方法により測定した 結果、第二溶出量基準に適合する汚染状態 にある土壌であることを確認すること。 ボ 当該土地に、不織布その他の物の表面に 二重の遮水シートを敷設した遮水層又はこ れと同等以上の効力を有する遮水層を有す る速水工を設置し、その内部にへにより掘 削された目標土壌熔出量を超える汚染状態 にある土壌(当該土壌のうち第二溶出量基 準に適合しない汚染状態にあるものについ ては、ハにより第二溶出量基準に適合する

二重の遮水シートを敷設した遮水層又はこ れと同等以上の効力を有する遮水層を有す る速水工を設置し、その内部に口により掘 削された基準不適合土壌を埋め戻すこと。

すこと。 汚染状態にある土壌としたもの)を埋め戻

- により覆うこと。 さが三センチメートル以上のアスファルトセンチメートル以上のコンクリート又は厚く 内により埋め戻された場所を、厚さが十
- るための措置を講ずること。 ト 〈により設けられた覆いの損壊を防止す
- 適合土壌以外の土壌により覆うこと。 じ√により設けられた覆いの表面を基準不用いられている土地にあっては、必要に応することが適当でないと認められる用途に ★ 表面をコンクリート又はアスファルトと
- ることを確認すること。 水濃度を超えない汚染状態が二年間継続す 定める方法により<u>測定した結果、目標地下の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が</u>取し、当該地下水に含まれる特定有害物質設け、一年に四回以上定期的に地下水を採の下流側の周縁<u>の一以上の地点に</u>観測井を 別 ボにより埋め戻された場所にある地下水

- により覆うこと。 さが三センチメートル以上のアスファルトセンチメートル以上のコンクリート又は厚」 〈により埋め戻された場所を、厚さが十
- るための情置を講ずること。 ボ ゴにより設けられた覆いの損壊を防止す
- 適合土壌以外の土壌により覆うこと。 じ<u>「</u>により設けられた覆いの表面を基準不用いられている土地にあっては、必要に応することが適当でないと認められる用途に ★ 素面をコンクリート又はアスファルトと
- 確認すること。 生じていない状態が二年間継続することをが定める方法により測定し、地下水汚染が物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣を採取し、当該地下水に含まれる特定有害井を設け、一年に四回以上定期的に地下水の下流側の当該場所の周縁に一以上の観測ト人人により埋め戻された場所にある地下水

	ヌ ボにより埋め戻された場所の内部の一以
	上 <u>の地点に</u> 観測井を設け、 <u>リ</u> の確認がされ
	るまでの間、雨水、地下水その他の水の浸
	入がないことを確認すること。
曰 (盤)	(盤)
	ケ (盤)
	ロ イにより揚水した地下水に含まれる特
	定有害物質を除去し、当該地下水の水質
	を排出水基準に適合させて公共用水域に
	排出するか、又は当該地下水の水質を排
	除基準に適合させて下水道に排除するこ
	الله عال

		<u> イ</u> により埋め戻された場所の <u>内部に</u> 一以
		上の観測井を設け、下の確認がされるまで
		の間、雨水、地下水その他の水の浸入がな
		いことを確認すること。
凹	(盤)	(盤)
		← (盤)
		ロ イにより揚水した地下水に含まれる特
		定有害物質を除去し、当該地下水の水質
		を排出水基準(汚染土壌処理業に関する
		省令(平成二十一年環境省令第十号)第
		四条第一号ト()に規定する排出水基準
		をいう。) に適合させて公共用水域(水
		質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三
		十八号)第二条第一項に規定する公共用
		<u>水域をいう。)</u> に排出するか、又は当該
		地下水の水質を排除基準(同今第四条第
		一号チ①に規定する排除基準をいう。
) に適合させて下水道(下水道法(昭和
		三十三年法律第七十九号) 第二条第三号
		に規定する公共下水道及び同条第四号に
		規定する流域下水道であって、同条第六

ない。 の距離は、三十メートルを超えてはならこの場合において、隣り合う観測井の間に拡大していないことを確認すること。 た結果、地下水汚染が当該土地の区域外特定有害物質の量を、第六条第二項第二地下水を採取し、当該地下水に含まれる 観測井を設け、一年に四回以上定期的に 準不適合土壌のある名類により 連次は、一年に四回以上定期的に 対があると話により。 選手を設け、一年に四回以上定期的に 当該土地の地下水汚染が拡拡大するおそ

い (盤)

11 (盤)

について、ボーリングによる土壌の採取汚染除去等計画作成のために必要な情報
「 当該土地の地下水汚染の状況その他の

大道を含む。)をいう。)に排除するこもの(その流域下水道に接続する公共下号に規定する終末処理場を設置している

て、隣り合う観測井の間の距離は、三十いことを確認すること。この場合においけことを確認すること。この場合におい汚染が当該土地の区域外に拡大していな大臣が定める方法により測定し、地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有を設け、一年に四回以上定期的に地下水準で適合土壌のある範囲の周縁に観測井はがあると認められる範囲であって、基地上地の地下水汚染が拡大するおそ

(格)

11 (盤)

(新規)

と。及び測定その他の方法により把握するこ

- こと。 評価地点及び目標地下水濃度を定める
- すること。られる地点に透過性地下水浄化壁を設置水汚染の拡大を的確に防止できると認め目標地下水濃度を超える汚染状態の地下(当該土地において土壌汚染に起因する

| 療覧大臣が定める方法により<u>制定した結</u>|| 有害物質の量<u>を、</u>第六条第二項第二号の水を採取し、当該地下水に含まれる特定井を設け、一年に四回以上定期的に地下適合土壌のある範囲の<u>周縁の地点</u>に観測あると認められる範囲であって、基準不強状態の地下水汚染が拡大するおそれが

(粧眠)

<u>イ</u> 当該土地において土壌汚染に<u>型因する</u> 地下水汚染の拡大を的確に防止できると 認められる地点に透過性地下水浄化壁(汚染された地下水を通過させる過程にお いて、特定有害物質を分解し、又は吸着 する方法により、当該汚染された地下水 を地下水基準に適合させるために必要な 機能を備えた設備であって、地中に設置 された設備をいう。)を設置すること。 ロ 当該土地の地下水汚染が拡大するおそ れがあると認められる範囲であって、基 準不適合土壌のある範囲の同縁に観測井 を設け、一年に四回以上定期的に地下水 を採取し、当該地下水に含まれる特定有 害物質の量を第六条第二項第二号の環境 大臣が定める方法により測定し、地下水 <u> 汚染</u>が当該土地の区域外に拡大していな

С	\circ	
C	\supset	
C	7	

	,
	果、目標地下水濃度を超える汚染状態の
	地下水汚染が当該土地の区域外に拡大し
	ていないことを確認するとともに、へに
	より汚染された地下水を通過させる過程
	において、特定有害物質を分解する方法
	により、目標地下水濃度を超えない汚染。
	状態にする場合にあっては、当該地下水い。「は、自然は、力液のであっては、当該地下水
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	に含まれる当該特定有害物質の分解生成
	物の量を、第六条第二項第二号の環境大
	臣が定める方法により測定した結果、地
	下水基準を超える汚染状態の地下水汚染
	が当該土地の区域外に拡大していないこ
	<u> とを確認すること。</u> この場合において、
	隣り合う観測井の間の距離は、三十メー
	トルを超えてはならない。
	<u>ホ 三</u> の測定の結果を都道府県知事に報告
	するいつ。
月 (2)	(盤)
	イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さ
	その他の土壌汚染の状況並びにその他
	の汚染除去等計画の作成のために必要
	= \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\

	いことを確認する <u>こと。</u> この場合におい
	て、隣り合う観測井の間の距離は、三十
	メートルを超えてはならない。
	<u>(</u> ロの測定の結果を都道府県知事に報告
	すること。
月 (2)	(と)
· · \	イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さ
	について、ボーリングによる土壌の採
	取及び測定その他の方法により把握す

把握すること。 壌の採取及び測定その他の方法により 付情報について、ボーリングによる土

- 度を定めること。 びに目標土壌溶出量及び目標地下水濃態にある土地にあっては、評価地点並回 土壌溶出量基準に適合しない汚染状
- は、この限りでない。た場所に土壌を埋める必要がない場合は工作物の建設を行う場合等掘削されば適合する汚染状態にある土壌により超えない汚染状態がつ土壌含有量基準所を基準不適合土壌以外の土壌では口間にある土壌を掘削し、掘削された場は土壌含有量基準に適合しない汚染状態又
- に適合しない汚染状態にある土壌を当を超える汚染状態又は土壌合有量基準11(により掘削された目標土壌溶出量

ること。

(海蝦)

でない。 各埋める必要がない場合は、この限り設を行う場合等掘削された場所に土壌ただし、建築物の建築又は工作物の建合土壌以外の土壌により埋めること。 を掘削し、掘削された場所を基準不適

(犛戡)

該要措置区域内に設置した施設におい て浄化したもので埋め戻す場合にあっ ては、当該埋め戻す土壌について、当 該要措置区域の指定に係る特定有害物 質の種類が第一種特定有害物質である 場合にあっては、百立方メートル以下 ごとに一点の土壌を採取したもの又は 当該要措置区域の指定に係る特定有害 物質の種類が第二種特定有害物質若し くは第三種特定有害物質である場合に あっては、百立方メートル以下ごとに 五点の土壌を採取し、当該五点の土壌 をそれぞれ同じ重量混合したものに含 まれる特定有害物質の量を、第六条第 三項第四号の環境大臣が定める方法又 は同条第四項第二号の環境大臣が定め る方法により測定した結果、基準不適 合土壌以外の土壌であること若しくは ロの土地にあっては目標土壌溶出量を 超えない汚染状態かつ土壌含有量基準 に適合する汚染状態にあることを確認

するいと。

(器)

<u>未</u> 土壌溶出量基準に適合しない汚染状 誤にある土地にあっては、

ハスは二に より土壌の埋め戻しを行った場合には 埋め戻された場所にある地下水の下流 側の当該土地の<u>周縁の一以上の地点</u>に 、土壌の埋め戻しを行わなかった場合 には掘削された場所にある地下水の下 流側の周縁<u>の</u>一以上<u>の地点に</u>観測井を 設け、一年に四回以上定期的に地下水 を採取し、当該地下水に含まれる特定 有害物質の量を、第六条第二項第二号 の環境大臣が定める方法により削定し た結果、目標地下水濃度を超えない汚 <u>架状態</u>が二年間継続することを確認す ること。ただし、現に自慄地下水濃度 を超えない汚染状態にあるときに土壌 汚染の除去を行う場合にあっては、目 標地下水濃度を超えない汚染状態にあ ることを一口確認すること。

人 土壌溶出量基準に適合しない汚染状 誤にある士型にあっては、

口により土 壌の埋め戻しを行った場合には埋め戻 された場所にある地下水の下流側の当 該土地の周縁に、土壌の埋め戻しを行 わなかった場合には掘削された場所に ある地下水の下流側の当該土地の周縁 に一以上の観測井を設け、一年に四回 以上定期的に地下水を採取し、当該地 下水に含まれる特定有害物質の量を第 大条第二項第二号の環境大臣が定める 方法により側定し、地下水汚染が生じ ていない状態が二年間継続することを 確認すること。ただし、現に<u>地下水汚</u> 染が生じていないときに土壌汚染の徐 去を行う場合にあっては、地下水汚染 が生じていない状態を一回確認するこ J٥

11 (咎)

- と。及び測定その他の方法により把握するこについて、ボーリングによる土壌の採取染除去等計画の作成のために必要な情報の他の土壌汚染の状況並びにその他の汚す 基準不適合土壌のある範囲及び深さそ
- めること。 目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を定にある土地にあっては、評価地点並びに □ 土壌溶出量基準に適合しない汚染状態
- ら特定有害物質を除去すること。 基準に適合しない汚染状態にある土壌が 溶出量を超える汚染状態又は土壌含有量 法により、イにより把握された<u>目標土壌</u>他の基準不適合土壌を掘削せずに行う方 定有害物質を抽出又は分解する方法その 土壌中の気体又は地下水に含まれる特
- からの特定有害物質の除去を行った後嬢溶出量を超える汚染状態にある土壌態にある土地にあっては、「<の目標土」 土壌溶出量基準に適合しない汚染状

び測定その他の方法により把握することついて、ボーリングによる土壌の採取及イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さに

台土壌から特定有害物質を除去すること法により、イにより把握された<u>基準不適</u>他の基準不適合土壌を掘削せずに行う方定有害物質を抽出又は分解する方法その□ 土壌中の気体又は地下水に含まれる特

後、イにより把握された基準不適合土壌土壌からの特定有害物質の除去を行ったにある土地にあっては、「ロの基準不適合」、土壌溶出量基準に適合しない汚染状態

、当該除去の効果を的確に把握できる と認められる地点に観測井を設け、一 年に四回以上定期的に地下水を採取し 、当該地下水に含まれる特定有害物質 の量を第六条第二項第二号の環境大臣 が定める方法により<u>測定した結果</u>、目 **標地下水濃度を超えない汚染状態が1** 年間継続することを確認するとともに 、特定有害物質を原位置で分解する方 法により特定有害物質の徐去を行う場 合にあっては、当該地下水に含まれる 当該特定有害物質の分解生成物の量を 第六条第二項第二号の環境大臣が定め る方法により測定した結果、地下水基 準に適合する汚染状態が二年間継続す ることを確認すること。ただし、特定 有害物質を化学的に分解する方法によ り目標土壌溶出量を超える汚染状態の 土壌から当該特定有害物質を除去した 場合であって、当該方法により当該特 定有害物質の分解生成物が生成しない

記する<u>こと。</u> でいない状態が二年間継続することを確る方法により<u>測定し、地下水汚染が生じ</u>を第六条第二項第二号の環境大臣が定め当該地下水に含まれる特定有害物質の量年に四回以上定期的に地下水を採取し、のある範囲に一以上の観測井を設け、一 ことの一回の確認とすることができる地下水基準に適合する汚染状態にある二年間継続することの確認に代えて、当該地下水基準に適合する汚染状態がことが明らかである場合にあっては、

と。合する汚染状態にあることを確認するこことの自る方法により<u>制定し</u>、当該基準に適取し、当該土壌に含まれる特定有害物質の洗さまでの一メートルごとの土壌を採っまし地点の割合で深さーメートルからっき一地点の割合で深さーメートルからのある範囲について、百平方メートルに後、イにより把握された<u>基準不適合土壌</u>後、イにより把握された<u>工壌不適合土壌</u>である土地にあっては、<u>口の基準不適合土壌</u>工壌含有量基準に適合しない汚染状態

(と)	イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さその
	他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除
	去等計画の作成のために必要な情報につい
	て、ボーリングによる土壌の採取及び測定
	その他の方法により把握すること。
	ロ評価地点並びに目標土壌溶出量及び目標
	地下水濃度を定めること。
	 日標土壌溶出量を超える汚染状態にある
	土壌を揺削すること。
	<u>」</u> 当該土地に、 <u>目標土壌溶出量を超える汚</u>
	<u> 染状態にある土壌</u> の投入のための開口部を
	除き、次の要件を備えた仕切設備を設置す
	₩ N J ~ J °
	(2) (2)
	② 埋め戻す目標土壌溶出量を超える汚
	<u> 染状態にある土壌</u> と接する面が遮水の効
	力及び腐食防止の効力を有する材料によ
	り十分に覆われていること。
	② (盤)
	ボ ゴにより設置した仕切設備の内部に、八
	により掘削した目標土壌溶出量を超える汚

(と)	イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さにつ
	いて、ボーリングによる土壌の採取及び測
	定その他の方法により把握すること。
	(権戡)
	ロ イにより把握された基準不適合土壌を掘
	当かること。
	<u> </u>
	めの開口部を除き、次の要件を備えた仕切
	設備を設置すること。
	① (盤)
	② 埋め戻す <u>基準不適合土壌</u> と接する面
	が速水の効力及び腐食防止の効力を有す
	る材料により十分に覆われていること。
	ⓒ (盤)
	<u>ゴ <</u> により設置した仕切設舗の内部に、ロ
	により掘削した <u>基準不適合土壌</u> を埋め戻す

	染状態にある土壌を埋め戻すこと。
	✓ ボにより土壌の埋め戻しを行った後、ゴ
	の開口部を「「ひから③までの要件を備え
	た覆いにより閉鎖すること。
	ト 〈により設けられた覆いの損壊を防止す
	るための措置を講ずること。
	<u>上</u> (磊)
	リ 木により埋め戻された場所にある地下水
	の下流側の周縁の一以上の地点に観測井を
	設け、一年に四回以上定期的に地下水を採
	取し、当該地下水に含まれる特定有害物質
	の量を、第六条第二項第二号の環境大臣が
	定める方法により測定した結果、目標地下
	水濃度を超えない汚染状態が二年間継続す
	ることを確認すること。
	ヌ ボにより埋め戻された場所の内部の一以
	上の地点に観測井を設け、リの確認がされ
	るまでの間、雨水、地下水その他の水の浸
	入がないことを確認すること。
力 (磊)	(盤)
	イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さそ

	ルノーン。
	ボーゴにより土壌の埋め戻しを行った後、八
	の開口部を六円から③までの要件を備え
	た覆いにより閉鎖すること。
	→ ボにより設けられた覆いの損壊を防止す
	るための措置を講ずること。
	工 () () () () () () () () () (
	チ 二により埋め戻された場所にある地下水
	の下流側の当該場所の周縁に一以上の観測
	井を設け、一年に四回以上定期的に地下水
	を採取し、当該地下水に含まれる特定有害
	物質の量を第六条第二項第二号の環境大臣
	が定める方法により測定し、地下水汚染が
	生じていない状態が二年間継続することを
	権閥をないか。
	リ ニにより埋め戻された場所の内部に一以
	上の観測井を設け、子の確認がされるまで
	の間、雨水、地下水その他の水の浸入がな
	いことを確認すること。
力 (器)	(盤)
,,	イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さに

及び測定その他の方法により把握するこについて、ボーリングによる土壌の採取染除去等計画の作成のために必要な情報の他の土壌汚染の状況並びにその他の汚

- **標地下水濃度を定めること。** 日 評価地点並びに目標土壌溶出量及び目
- る<u>土壌</u>とすること。 同標土壌溶出量を超えない汚染状態にあ が水に溶出しないように性状を変更して 掘削せずに行う方法により特定有害物質 る土壌を薬剤の注入その他の当該土壌を | 目標土壌溶出量を超える汚染状態にあ
- に含まれる特定有害物質の量を第六条第メートルごとの土壌を採取し、当該土壌 汚染状態にある土壌のある深さまでの一より把握された目標土壌溶出量を超える一地点の割合で深さーメートルからイにる範囲について、百平方メートルごとに溶出量を超える汚染状態にある土壌のあば出身を変更を行った。目標土壌

。 び測定その他の方法により把握すること ついて、ボーリングによる土壌の採取及

(粧眠)

<u>土地</u>とすること。 <u>嬢溶出量基準に適合する</u>汚染状態にある 水に溶出しないように性状を変更して土 削せずに行う方法により特定有害物質が 薬剤の注入その他の基準不適合土壌を超 ロ 人により把握された基準不適合土壌を

大臣が定める方法により<u>制定し、土壌符</u>害物質の量を第六条第三項第四号の環境土壌を採取し、当該土壌に<u>ついて</u>特定す合土壌のある深さまで一メートルごとのートルからイにより把握された基準不適トルごとに任意の地点において深さーメートプとに仕意の地点において深さーメース上壌のある範囲について、百平方メー

。 ない汚染状態にあることを確認すること り<u>測定した結果、目標土壌溶出量を超え 三項第四号の環境大臣が定める方法によ</u>

- 措置を講ずること。 るため、シートにより覆うことその他の 土壌又は特定有害物質の飛散等を防止す 目標土壌溶出量を超える汚染状態にあるる範囲について、当該土地の区域外への 溶出量を超える汚染状態にある土壌のあ

を確認すること。 出量基準に適合する汚染状態にあること

より覆うことその他の措置を講ずること物質の飛散等を防止するため、シートに反域外への基準不適合土壌又は特定有害合土壌のある範囲について、当該土地の「口により性状の変更を行った基準不適

○別定し、地下水汚染が生じていない状と測定し、地下水汚染が生じていない状に含まれる特定有害物質の量を第六条第上定期的に地下水を採取し、当該地下水に一以上の観測井を設け、一年に四回以合土壌のある鉱田にある地下水の下流側□により性状の変更を行った<u>基準不適</u>

11 (盤)

- と。及び測定その他の方法により把握するこについて、ボーリングによる土壌の採取染除去等計画の作成のために必要な情報の他の土壌汚染の状況並びにその他の汚く 基準不適合土壌のある範囲及び深さそ
- **標地下水濃度を定めること。** 日 評価地点並びに目標土壌溶出量及び目
- る土壌とすること。 目標土壌溶出量を超えない汚染状態にあ が水に溶出しないように性状を変更して の注入その他の方法により特定有害物質 る土壌を掘削し、掘削された土壌を薬剤 八 目標土壌溶出量を超える汚染状態にあ
- 号の環境大臣が定める方法により<u>側定し</u>特定有害物質の量<u>を、第六条第三項第四礼同じ重量混合し、当該土壌に含まれる土壌を採取し、当該五点の土壌をそれでいて、百立方メートル以下ごとに五点の「八により性状の変更を行った土壌につ</u>

1] (2)

び測定その他の方法により把握することついて、ボーリングによる土壌の採取及イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さに

(権期)

- よる土壌をすること。 て土壌溶出量基準に適合する汚染状態に質が水に溶出しないように性状を変更し剤の注入その他の方法により特定有害物掘削し、掘削された<u>基準不適合土壌</u>を薬
- 定める方法により測定し、土壌溶出量基の量を第六条第三項第四号の環境大臣が混合し、当該土壌について特定有害物質点から採取した土壌をそれぞれ同じ重量いて、おおむね百立方メートルごとに五人 口により性状の変更を行った土壌につ

220		

た結果、目標土壌溶出量を超えない汚染				<u> 準に適合する</u> 汚染状態にあることを確認
状態にあることを確認した後、当該土地				した後、当該土地の区域内に埋め戻すこ
の区域内に埋め戻すこと。				ڪي°
ボ ゴにより埋め戻された場所について、				<u>三 人</u> により埋め戻された場所について、
当該土地の区域外への汚染土壌又は特定				当該土地の区域外への汚染土壌又は特定
有害物質の飛散等を防止するため、シー				有害物質の飛散等を防止するため、シー
トにより覆うことその他の措置を講ずる				トにより覆うことその他の措置を講ずる
NAV°				اردر ر
<u> ゴにより埋め戻された場所にある地下</u>				ボーベにより埋め戻された場所にある地下
水の下流側の一以上の地点に観測井を設				水の下流側に一以上の観測井を設け、一
け、一年に四回以上定期的に地下水を採				年に四回以上定期的に地下水を採取し、
取し、当該地下水に含まれる特定有害物				当該地下水に含まれる特定有害物質の量
質の量を、第六条第二項第二号の環境大				<u>を</u> 第六条第二項第二号の環境大臣が定め
臣が定める方法により測定した結果、目				る方法により <u>測定し、地下水汚染が生じ</u>
標地下水濃度を超えない汚染状態が二年				ていない状態が二年間継続することを確
間継続することを確認すること。				記すること。
イ 当該土地のうち基準不適合土壌のある鉱		\prec	(盤)	イ 当該土地のうち基準不適合土壌のある鉱
囲を、厚さが十センチメートル以上のコン				囲を、厚さが十センチメートル以上のコン
クリート若しくは厚さが三センチメートル				クリート若しくは厚さが三センチメートル
以上のアスファルト又はこれと同等以上の				以上のアスファルト又はこれと同等以上の
耐久性及び遮断の効力を有するもの(当該				耐久性及び遮断の効力を有するもの(当該
	以上のアスファルト又はこれと同等以上のクリート若しくは厚さが三センチメートル以上のコント 当該地下水濃度を超えない汚染状態が二年頃の上海の方法により側をとばにより無地下水に含まれる特定有害物は、一年に四回以上定期的に地下水を探しこと。 コにより種の民教等を防止するため、シーキは、 コにより種の反域外への汚染土壌又は特定のは、 11により埋め戻された場所にある地下がは、 11により埋め戻された場所にあるが、シーの区域内に埋め戻すこと。	以上のアスファルト又はこれと同等以上のアスファルト又はこれと同等以上のクリート若しくは厚さが三センチメートル以上のコン・ 当該土地のうち基準下適合土壌のある範囲を、第七大濃度を超えない汚染状態が二年 頃の量を、第六条第二項第二号の環境大は、一年に四回以上定期的に地下水を採入した。例一以上の地点に観測井を設け、31により種の民なれた場所にある地下 有害物質の飛散等を防止するため、シーではの域内に埋め戻すたた場所について、対談上地の区域内に埋め戻すこと。 対談土地	以上のアスファルト又はこれと同等以上のアスファルト又はこれと同等以上のクリート若しくは厚さが三センチメートル 囲を、厚さが十センチメートル以上のコン 開発にすることを確認すること。 標地下水濃度を超えない汚染状態が二年 預の量を、第六条第二項第二号の環境大 は、一年に四回以上定期的に地下水を採 なってより側でした結果、目 水の下流側の一以上の地点に観測井を設 ここより種の戻された場所にある地下 本書物質の残数を防止するため、シー 大 二により埋め戻された場所について、 対能にあることを確認した後、当該土地 の区域内に埋め戻すこと。	以上のアスファルト又はこれと同等以上のクリート若しくは厚さが三センテメートル カリート若しくは厚さが三センテメートル 当該土地のうち基準下適合土壌のある範疇地下水濃度を超えない汚染状態が二年 原地下水濃度を超えない汚染状態が二年 庭の量を、第六条第二項第二号の環境大政・一年に四回以上定期的に地下水を採び、一年に四回以上定期的に地下水を採び、一年に四回以上で期的にある地下水で下流側で一以上の地点に観測井を設け、一年に四回以上で期的にある地下水でまか質の飛散等を防止するため、シートにより種の反域外への汚染土壌又は特定の区域内に埋め戻された場所について、 ま談上地の区域内に埋め戻された場所について、 ま談にあることを確認した後、当該土地

	土地の傾斜が著しいことその他の理由によ
	りこれらを用いることが困難であると認め
	られる場合には、モルタル等)により覆う
	ハつ。
	口 (盤)
九 (魯)	(盤)
十 (盤)	(盤)
	二 区城内土壤入換え
	イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さそ
	の他の土壌汚染の状況並びにその他の汚
	染除去等計画の作成のために必要な情報
	について、ボーリングによる土壌の採取
	及び測定その他の方法により把握するこ
	٦٦°
	ロ〜长 (盤)
十1 (盤)	(雀)

別表第九	(第四十二条の二第三項第七号及び第四項第五号関係	Ķ)
		- /

実施措置 工事完了の報告事	塓 実施措置完了の報告事
---------------	--------------

	土地の傾斜が著しいことその他の理由によ
	りこれらを用いることが困難であると認め
	られる場合には、モルタルその他の土壌以
	外のものであって、容易に取り外すことが
	できないもの(以下「モルタル等」という
	<u>。)</u>) によっ膨心とか。
	口 (盤)
九 (略)	(雀)
十 (盤)	(盤)
	二 区域内土壌入換え
	イ 基準不適合土壌のある範囲及び深さに
	ついて、ボーリングによる土壌の採取及
	び測定その他の方法により把握すること
	۰
	ロ〜长 (と)
十 (()	(盤)

(犛뢨)

の種類		鬥
1 對上	該当なし	一 地下水汚染が生じ
水の水		ていない土地の地下
質の測		水の水質の測定
魠		地下水から検出され
		た特定有害物質の量が
		地下水基準に適合しな
		いおそれがないことを
		確認した結果
		二 地下水汚染が生じ
		ている土地の地下水
		の水質の測定
		地下水が目標地下水
		濃度を超えるおそれが
		ない汚染状態にあるこ
		とを確認した結果
11 原位	イ 第二溶出量基準に	イ 地下水が目標地下
置封じ	適合しない汚染状態	水濃度を超えない汚染
i i i i	にある土地において	状態にあることを確認
	、当該土地を第二符	するための地下水の水
	出量基準に適合する	質の測定の期間、頻度

\sim
0
2

	汚染状態にある土地	及び結果
	とする方法を変更し	ロ 鋼矢板その他の遮
	た場合にあっては、	水の効力を有する構
	変更後の方法	造物に囲まれた範囲
	ロ 第二溶出量基準に	に雨水、地下水その
	適合しない汚染状態	他の水の浸入がない
	にある土地において	ことを確認した結果
	、当該土地を第二溶	
	出量基準に適合する	
	汚染状態にある土地	
	としたことを確認し	
	た結果	
	ハ 鋼矢板その他の遮	
	水の効力を有する構	
	造物を設置する範囲	
	を変更した場合にあ	
	っては、変更後の範	
	田	
111 類长	イ 目標土壌溶出量を	イ 地下水が目標地下
日本と	超える汚染状態にあ	水濃度を超えない汚
込め	る土壌を掘削する鉱	染状態にあることを

さ 変更後の範囲又は深た場合にあっては、国又は深さを変更し

、変更後の方法した場合にあって場合にあって場合にあってはる方法を変更降田量基準に適合も士に適合しない汚染状にら第二溶出量基準に回りない汚染状口 掘削された土壌の

嬢としたことを確認る汚染状態にある土容田量基準に適合す態にあるものを第二に適合しない汚染状うち第二溶出量基準

した結果

間、頻度及び結果水の水質の測定の期確認するための地下

確認した結果の浸入がないことをの浸入がないことを、地下水その他の水た場所の内部に雨水る土壌が埋め戻される土壌が埋め戻され口 目標土壌溶出量を

Ω	
\sim	
\sim 1	

	45	
四 對下	一 揚水施設による地	該当なし
水汚染	下水汚染の拡大の防	
の拡大	끸	
の防止	該当なし	
	二 透過性地下水浄化	
	壁による地下水汚染	
	の拡大の防止	
	イ 透過性地下水净	
	化壁により、汚染	
	された地下水を目	
	標地下水濃度を超	
	えない汚染状態に	
	する方法を変更し	
	た場合にあっては	
	、変更後の方法	
五 土壌	一基準不適合土壌の	一 基準不適合土壌の
汚染の	掘削による除去	掘削による除去
※ 半	イ 土壌溶出量基準に	イ 土壌含有量基準に
	適合しない汚染状態	適合しない汚染状態
	にある土地において	にある土地において
	、目標土壌溶出量を	、要措置区域外から

変更後の範囲又は深た場合にあっては、国又は深さを変更しる土壌を掘削する範

認した結果

搬入された 土壌を 使 用した場合にあって は、第四十条第二項 第三号に定める方法 その他の方法により 当該搬入された土壌 の特定有害物質によ る汚染状態を明らか にした調査に係る土 壌その他の試料の採 取を行った地点及び 日時、当該土壌の分 折の結果並びに当該 分析を行った計量法 第百七条の登録を受 けた者の氏名又は名 称その他の調査の結 果に関する事項

ロ土壌含有量基準に

適合しない汚染状態

にある土地において

《 土 學 悠 田 量 理 製 に適合しない汚染 状態にある土地に おいて、歯型やれ た目標土壌溶出量 を超える汚染状態 にある土壌を当該 要措置区域内に設 置した施設におい て浄化したもので 埋め戻した場合で あって、当該浄化 の方法を変更した 場合にあっては、 変更後の方法 二 工藥際田量選票 に適合しない汚染 状態にある土地に おいて、超型され た目標土壌溶出量 を超える汚染状態

、基準不適合土壌又 は特定有害物質の飛 散等を防止するため に講ずる措置を変更 した場合にあっては 、変更後の措置 ハ 土壌含有量基準に 適合しない汚染状態 にある土地において 、当該要措置区域外 から搬入した土壌に よって埋め戻した場 合にあっては、当該 埋め戻した土壌が基 準不適合土壌以外の 土壌であることを確 認した結果 二 土壌合有量基準 に適合しない汚染 状態にある土地に

おいて、土壌含有

にある土壌を当該 要措置区域内に設 置した施設におい て浄化したもので 埋め戻した場合に あっては、当該埋 め戻した土壌が目 標士嬢溶出量を超 えない汚染状態に ある土壌となった ことを確認した結 二 原位置での浄化に よる除去 ✓ 土藥際出量基準 に適合しない汚染 状態にある土地に おいて、目標土壌 溶出量を超える汚 染状態にある土壌 を目標土壌溶出量

量基準に適合しな い汚染状態にある 土壌を掘削する額 囲又は深さを変更 した場合にあって は、変更後の範囲 又は突さ ホ 土壌合有量基準 に適合しない汚染 状態にある土地に おいて、歯型やれ た土壌含有量基準 に適合しない汚染 状態にある土壌を 当該要措置区域内 に設置した施設に おいて浄化したも ので埋め戻した場 合であり、浄化す る方法を変更した

場合にあっては、

状態にある土地に に適合しない汚染 土壌溶出量 悪異又は深さ っては、変更後の 変更した場合にある 鶴囲又は深さを を にある土壌となる を超えない汚染状

変更後の方法

変更後の方法 〈 土壌名有量基準 に適合しない汚染 状態にある土地に おいて、歯削され た土壌含有量基準 に適合しない汚染 状態にある土壌を 当該要措置区域内 に設置した施設に おいて浄化したも ので埋め戻した場 合にあっては、当 該埋め戻した土壌 が土壌含有量基準 に適合する汚染状 態にあることを確 認した結果 十 土 類 族 田 量 理 票

状態にある土地にに適合しない汚染

あっては、地下水 が目標地下水濃度 を超えない汚染状 態にあることを確 認するための地下 水の水質の測定の 期間、頻度及び結 二 原位置での浄化に よる除去 イ 土壌含有量基準 に適合しない汚染 状態にある土地に おいて、要措置区 域外から搬入され た土壌を使用した 場合にあっては、 第四十条第二項第 三号に定める方法 その他の方法によ り当該搬入された

土壌の特定有害物 質による汚染状態 を明らかにした調 査の土壌の採取を 行った地点及び日 時、当該土壌の分 析の結果並びに当 該分析を行った計 量法第百七条の登 録を受けた者の氏 名又は名称その他 の調査の結果に関 する事項 口 土壌合有量基準 に適合しない汚染 状態にある土地に おいて、基準不適 合土壌又は特定有 害物質の飛散等を 防止するために講 ずる措置を変更し

232

た場合にあっては 、変更後の措置 八 土壌合有量基準 に適合しない汚染 状態にある土地に おいて、土壌含有 量基準に適合しな い汚染状態にある 土壌から特定有害 物質を除去する範 囲又は深さを変更 した場合にあって は、変更後の範囲 又は深さ 二 土壌合有量基準 に適合しない汚染 状態にある土地に おいて土壌含有量 基準に適合しない 汚染状態にある土 壌から特定有害物

233

質を除去する方法 を変更した場合に あっては、変更後 の方法 术 土壌溶出量基準 に適合しない汚染 状態にある土地に あっては、地下水 が目標地下水濃度 を超えない汚染状 態にあることを確 認するための地下 水の水質の測定の 期間、頻度及び結 〈 土壌合有量基準 に適合しない汚染 状態にある土地に あっては、土壌含 有量基準に適合し ない汚染状態にあ

$\overline{}$	H
\mathcal{C}^{\prime})
C	1

		る土壌からの特定
		有害物質の除去を
		行った後に土壌含
		有量基準に適合す
		る汚染状態にある
		ことを確認した結
		■ K
大 瀬斯	イ 目標土壌溶出量を	イ 地下水が目標地下
工計じ	超える汚染状態にあ	水濃度を超えない汚染
込め	る土壌を掘削する鉱	状態にあることを確認
	囲又は深さを変更し	するための地下水の水
	た場合にあっては、	質の測定の期間、頻度
	変更後の範囲又は深	及び結果
	40	ロ 掘削した目標土壌
		溶出量を超える汚染
		状態にある土壌を埋
		め戻すための構造物
		の内部に、雨水、地
		下水その他の水の浸
		入がないことを確認
		した結果

七 不添	一 原位置不溶化	一 原位置不溶化
右	イ 目標土壌溶出量を	イ 地下水が目標地下
	超える汚染状態にあ	水濃度を超えない汚
	る土壌を特定有害物	染状態にあることを
	質が水に溶出しない	確認するための地下
	ように性状を変更す	水の水質の測定の期
	る範囲又は深さを変	間、頻度及び結果
	更した場合にあって	二 不溶化埋め戻し
	は、変更後の範囲又	イ 地下水が目標地下
	が終ち	水濃度を超えない汚
	ロ 目標土壌溶出量を	染状態にあることを
	超える汚染状態にあ	確認するための地下
	る土壌を特定有害物	水の水質の測定の期
	質が水に溶出しない	間、頻度及び結果
	ように性状を変更す	
	る方法を変更した場	
	合にあっては、変更	
	後の方法	
	ハ 性状を変更して目	
	標土壌溶出量を超え	
	ない汚染状態にある	

土壌としたことを確 認した結果 二 不溶化埋め戻し イ 目標土壌溶出量を 超える汚染状態にあ る土壌を掘削する鉱 囲又は深さを変更し た場合にあっては、 変更後の範囲又は深 40 ロ 掘削された目標士 壌溶出量を超える汚 染状態にある土壌を 特定有害物質が水に 溶出しないように性 状を変更する方法を 変更した場合にあっ ては、変更後の方法 ハ 性状を変更して目 標土壌溶出量を超え ない汚染状態にある

\sim	
$\tilde{\alpha}$	
\odot	

	土壌としたことを確	
	認した結果	
人 舗装	該当なし	イ 要措置区域外から
		搬入された土壌を使
		用した場合にあって
		は、第四十条第二項
		第三号に定める方法
		その他の方法により
		当該搬入された土壌
		の特定有害物質によ
		る汚染状態を明らか
		にした調査の土壌の
		採取を行った地点及
		び日時、当該土壌の
		分析の結果並びに当
		該分析を行った計量
		法第百七条の登録を
		受けた者の氏名又は
		名称その他の調査の
		結果に関する事項
		口 基準不適合土壌又

α	_
\mathcal{C}	:
C	`

	1	
		は特定有害物質の飛
		散等を防止するため
		に講ずる措置を変更
		した場合にあっては
		、変更後の措置
		ハ 基準不適合土壌の
		ある範囲を覆う覆い
		の範囲又は厚さを変
		更した場合にあって
		は、変更後の範囲又
		は厚さ
九 並入	該当なし	イ 要措置区域外から
禁出		搬入された土壌を使
		用した場合にあって
		は、第四十条第二項
		第三号に定める方法は、第四十条第二項
		第三号に定める方法
		その他の方法により第三号に定める方法
		当該搬入された土壌その他の方法により第三号に定める方法
		の特定有害物質によ当該機入された土壌その他の方法により第三号に定める方法
		当該搬入された土壌その他の方法により第三号に定める方法

σ	
\mathcal{C}	•
C	

採取を行った地点及
び日時、当該土壌の
分析の結果並びに当
該分析を行った計量
法第百七条の登録を
受けた者の氏名又は
名称その他の調査の
結果に関する事項
ロみだりに人が立ち
入ることを防止する
ために設置する囲い
の鉱囲を変更した場
合にあっては、変更
後の範囲
 、 基準不適合土壌又
は特定有害物質の飛
散等を防止するため
に講ずる措置を変更
した場合にあっては
、変更後の措置
ニ 当該土地の区域外

c	_
-	7
C	/

-		
		への基準不適合土壌
		又は特定有害物質の
		飛散等を防止するた
		めの措置を講じる鉱
		囲を変更した場合に
		あっては、変更後の
十	 	一 区域外土壌入換え
入換え		イ 要措置区域外か
VIV		ら搬入された土壌
		を使用した場合に持った場合に
		めっては、第四十
		条第二項第三号に
		活める方法その他
		の方法により当該なる。
		搬入された土壌のの力谷は、これに、
		特定有害物質によ
		る汚染状態を明ら
		かにした調査の土
		強の採取を行った
		地点及び日時、当

該土壌の分析の結 果並びに当該分析 を行った計量法第 百七条の登録を受 けた者の氏名又は 名称その他の調査 の結果に関する事 口 基準不適合土壌 又は特定有害物質 の飛散等を防止す るために講ずる措 置を変更した場合 にあっては、変更 後の措置 ハ 土壌入換えを行 う範囲又は深さを 変更した場合にあ っては、変更後の 範囲又は深さ ニ 覆いとして用い

9.49

る土壌が基準不適 合土壌以外の土壌 であることを確認 した結果 二 区域内土壌入換え イ 要措置区域外か ら搬入された土壌 を使用した場合に あっては、第四十 条第二項第三号に 定める方法その他 の方法により当該 搬入された土壌の 特定有害物質によ る汚染状態を明ら かにした調査の土 壌の採取を行った 地点及び日時、当 該土壌の分析の結 果並びに当該分析

を行った計量法第

\sim	:
\leq	ŀ
C	`

加力≪の	
	資 録 を 受
さん かっぱん かん	大名又は
公を をのま	他の調査
	関する事
口	適合土壌
又は特定	作害物質
の能類等	を防止す
ゆため に	誰ずる措
置を変更、	した場合
240ト:	は、変更
後の推画	
(土壌人換	えを行う
4年又 2米	さを変更
した諺句に	あっては
、変更後の	範囲又は
迷れ	
十一 強 該当なし / 要措置区は	政外から
土 搬入された-	工壌を使
田つ 仁 艶 句 !	にもっト
だ、無国十	朱第二項

	無	111	中	Ŋ	定	B	N	九	洪
	ψ	6	包	6	九	뇄	IJ	щ	2
	汌	談	搬	\prec	HU	£	た	4	操
	0	华	定	有	卌	A	魟	IJ	щ
	N	汚	尜	¥	淵	₩	田	S	γ
	IJ	ے	た	靐	查	0	4	揪	6
	然	臣	₩	行	5	*	型	乖	及
	B	Ш	业	,	汌	崧	4	揪	6
	尔	护	6	批	畔	料	B	IJ	汌
	崧	尔	护	₩	允	\mathcal{C}	*	1 1111 ==	
	뇄	無	Ш	4	₩	0	颎	徽	15h
	尽	1	た	神	0	出	谷	×	せ
	谷	称	ψ	0	Ħ	0	靐	查	6
	ポ	₩.	N.	图十	σ N	∂ ₩	中世	(
П		革	票	\vdash	興	ĮП	4	揪	\bowtie
	せ	华	定	有	删	A	魟	0	黑
	榖	未	₩	因	긕	to	N	*	S
	IJ	쾚	ħ	N	非	鮰	H	変	≡ K
	ے	*	漽	ĮП	IJ	₩	5	٢	せ
	,	奕	玉 :	後(り事	明明	1		
<		魁	4	<i>₩</i>	行	ĸΩ	줼	田	×

Ľ	2
$\overline{}$	۲
Ċ.	j
-	1

は厚さを変更した場
合にあっては、変更
後の範囲又は厚さ
ニ 覆いとして用いる
土壌が基準不適合土
壌以外の土壌である
ことを確認した結果

様式第六(第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係)	<u> </u>	

一定の規模以上	の土地の飛	/質の変更届	出書			
都道府県知事 殿 (市長)				年	月	Ħ
	届出者	氏名又は名 にあってに				印
土壌汚染対対策法第3条第7項 の規定によ 第4条第1項	り、一定	の規模以上の	の土地の	形質の	変更につ	いて、ど
のとおり届け出ます。						
土地の形質の変更の対象となる土地の所 在地						
土地の形質の変更の場所						
土地の形質の変更の対象となる土地の面 積及び当該土地の形質の変更に係る部分 の深さ						
土地の形質の変更の着手予定日						
法第3条第1項の ただし書の確認を 受けた土地におい						
て法第3条第7項 の規定による土地 の形質の変更をす る場合						
現に有害物質使用 特定施設等が設置 施設が設置されて されている工場又 は事業場の敷地に 場の名称						
おいて法第4条第 1項の規定による 土地の形質の変更						
をする場合 有害物質使用特定 施設の設置場所						
特定有害物質の種 類						

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができる。

様式第七(第二十一条の六第一項、第二十五条の三第一項、第二十

-	一定の規模以上の	り土地の	の形質の変	変更届出書	Ė		
					年	月	日
都道府県知事							
(市長)							
			氏名又は	名称及び信	主所並びに	こ法人	r-n
	届片	出者	にあってに	は、その作	代表者の日		印
土壌汚染対策法第4条第1 のとおり届け出ます。	1項の規定により	、一気	Eの規模以	上の土地	の形質の	変更に	ついて、次
土地の形質の変更の対象	₹						
となる土地の所在地							
土地の形質の変更の場所							
110000000000000000000000000000000000000							
土地の形質の変更の着手 予定日	=						
土地の形質の変更の規模							

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあっては、その代表者)が署名することができる。

(脊規)

七条の二第一項関係)

	土壤汚染	状況調査	結果報告	書			
	都道府県知事 殿 (市長)				年	月	В
	(IIIX)	報告者			及び住所並 その代表者		印
-81	第3条第8項の命令に係 土壌汚染対策法 第4条第2項の 調 第4条第3項の命令に係	查	を行ったの	りで、同	項の規定に	こより、ど	欠のとおり
判	告します。 						
	佐弟 3 宋弟 8 頃又は弟 4 宋弟 3 頃の叩つ を受けた年月日						
	土壌汚染状況調査を行った場所						
	最大形質変更深さより1メートルを超え						
	る深さの位置について試料採取等の対象						
	としなかった場合はその旨、当該試料採	:					
	取等の対象としなかった深さの位置及び						
	特定有害物質の種類						
	土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適	i					
	合していないおそれがある特定有害物質						
	の種類						
	土壌汚染状況調査の結果						
	分析を行った計量法第107条の登録を受	:					
	けた者の氏名又は名称						
	土壌汚染状況調査を行った指定調査機関	1					
	の氏名又は名称						
	土壌汚染状況調査に従事した者を監督し						
	た技術管理者の氏名及び技術管理者証の						
	交付番号						
	法第4条第2項の報告において土地の形	:					
	質の変更をしようとする者が土地の所有						
	者等でない場合にあっては、土地の所有	1					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。 2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法 人にあっては、その代表者) が署名することができる。

様式第八(第三十条の二第一項関係)

(犛規)

土壤汚染状況調査結果報告書

年 月 日

都道府県知事 殿 (市長)

報告者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印 にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第5条第1項の命令に係る調査を行ったので、同項の規定により、次のとおり報告します。

命令を受けた年月日	
土壌汚染状況調査を行った場所	
土壌溶出量基準又は土壌含有量基準 に適合していないおそれがある特定 有害物質の種類	
土壌汚染状況調査の結果	
分析を行った計量法第107条の登録を 受けた者の氏名又は名称	
土壌汚染状況調査を行った指定調査 機関の氏名又は名称	
土壌汚染状況調査に従事した者を監督した技術管理者の氏名及び技術管理者配の交付番号	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができる。

様式第九(第三十六条の三第一項、第三十七条関係)

(犛規)

年 月 日

都道府県知事 殿 (市長)

提出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印 にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法 第7条第1項 の規定による変更後の汚染除去等計画 第7条第3項 します。

汚染の除去等の措置を 所在地	講ずべき要措置区域の	
指示措置		
実施措置		
実施措置を選択した理由	b	
実施措置の着手予定時期	· 归	
実施措置の完了予定時期	· 归	
汚染の除去等の措置を 講ずべき要措置区域内 の土地の土壌の特定有	土壌汚染状況調査に準 じた方法による調査の 結果	
害物質による汚染状態を把握した場合	分析を行った計量法第 107条の登録を受けた 者の氏名又は名称	
最大形質変更深さより 1メートルを超える深 さの位置について試料 採取等の対象としなか	超える深 じた方法による調査のいて試料 結果	
った土壌について汚染	**** ** *** *** *** *** *** *** *** **	
土壌溶出量基準に適合 土壌が帯水層に接する場 害物質等の飛散等を防	場合にあっては、特定有	

т	
L	\circ
-	Ξ.
•	• `

特定有害物質等の飛散等を防止するために講	
ずる措置	
実施措置の施行中に特定有害物質等の飛散等	
が確認された場合における対応方法	
事故、災害その他の緊急事態が発生した場合に	
おける対応方法	
土壌を掘削する範囲及び深さと地下水位との	
位置関係	
要措置区域外から搬入された土壌を使用する	
場合にあっては、当該土壌の汚染状態を把握す	
るための調査における試料採取の頻度及び土	
壌の使用方法	
一の土壌汚染状況調査により指定された他の	
要措置区域から搬出された汚染土壌を使用す	
る場合にあっては、当該他の要措置区域の汚染	
状態及び汚染土壌の使用方法	

		(第3面)
実施措置の		-F-188
別表第七の	り上欄に	- 掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それぞれ同表の中欄 下欄に定める事項
		1 1949
		用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
		(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人
3		ってはその代表者)が署名することができる。 の場合にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前

ものを () 書きすること。

様式第十(第四十二条の二第二項関係)

(表面)

工事完了報告書

年 月 日

都道府県知事 (市長)

報告者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印 にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第7条第9項の規定により、土壌汚染対策法施行規則第42条の2第2項各号に掲げる措置の実施が完了したので、次のとおり報告します。

要措置区域の所在地		
実施措置の種類		
実施措置の着手時期		
規則第42条の23	第2項各号に掲げ	
る措置の実施が完	三了した時期	
要措置区域外か	規則第40条第2	
ら搬入された土	項第3号に定め	
壌を使用した場	る方法による調	
合	査の結果	
	分析を行った計	
	量法第107条の登	
	録を受けた者の	
	氏名又は名称	
軽微な変更を行った場合にあって		
は、変更後の特定有害物質等の飛散		
等を防止するために講じた措置		

(新規)

	(裏面)
実施措置の種類	
別表第九の上欄に	掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める事項
	用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

人にあってはその代表者)が署名することができる。

様式第十一(第四十二条の二第四項関係)

(表面)

実施措置完了報告書

年 月 日

都道府県知事 殿 (市長)

報告者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印 にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第7条第9項の規定により、土壌汚染対策法施行規則第42条の2第4項に規定する実施措置に係る全ての措置の実施が完了したので、次のとおり報告します。

要措置区域の所在地	
実施措置の種類	
実施措置の着手時期	
実施措置に係る全ての措置の	
実施が完了した時期	

(新 規)

実施措置の種類	
別表第九の上欄に	掲げる実施措置の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項
備考 1 この用	引紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(様式略) 様式第十二 (第四十四条第一項及び第五十条第二項関係)	(様式略) 様式第七 (第四十四条第一項及び第五十条第二項関係)	

様式第十三(第四十五条第一項関係)

実施措置と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書

年 月 日

都道府県知事 (市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印 にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法施行規則第45条第1項の規定による実施措置と一体として行われる土地の形質の変更に係る確認を受けたいので、次のとおり申請します。

土地の形質の変更を行う要措置区域 の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の着手予定日及び 完了予定日	
土地の形質の変更の施行中に地下水 汚染の拡大が確認された場合におけ る対応方法	
事故、災害その他の緊急事態が発生し た場合における対応方法	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができる。

樣式第八(第四十五条第一項関係)

指示措置等と一体として行われる土地の形質の変更の確認申請書

年 月 日

都道府県知事 殿 (市長)

年前者 氏名又は名称及び住所並びに法人 申請者 にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法施行規則第45条第1項の規定による指示措置等と一体として行われる土地の 形質の変更に係る確認を受けたいので、次のとおり申請します。

土地の形質の変更を行う要措置区 域等の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあっては、その代表者)が署名することができる。

様式第十四(第四十六条第一項及び第五十条第三項関係)

地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている 土地の形質の変更の確認申請書

年 月 日

都道府県知事 殿 (市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印 にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法施行規則第46条第1項(第50条第3項において準用する場合を含む。)の規定による地下水の水質の測定又は地下水汚染拡大の防止が講じられている土地の形質の変更に係る確認を受けたいので、次のとおり申請します。

7世間で支持して、グラとものが中間しよう。		
土地の形質の変更を行う	要措置区域等の所	
在地		
土地の形質の変更の種類	i	
土地の形質の変更の場所		
土地の形質の変更の施行	方法	
土地の形質の変更の着手	予定日及び完了予	
定日		
土地の形質の変更を行う	要措置区域等にお	
いて講じられている汚染の除去等の措置		
土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の		
拡大が確認された場合における対応方法		
事故、災害その他の緊急	事態が発生した場	
合における対応方法		
最大形質変更深さより	土壤汚染状況調査	
1メートルを超える深	に準じた方法によ	
さの位置について試料	る調査の結果	
採取等の対象としなか	分析を行った計量	
った土壌について土地	法第107条の登録	
の形質の変更をしよう	を受けた者の氏名	
とする場合	又は名称	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができる。

様式第九(第四十六条第一項及び第五十条第三項関係)

地下水の水質の測定又は地下水汚染の拡大の防止が講じられている 土地の形質の変更の確認申請書

年 月 日

都道府県知事 (市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印 にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法施行規則第46条第1項(第50条第3項において準用する場合を含む。)の規定による地下水の水質の測定又は地下水汚染拡大の防止が講じられている土地の形質の変更に係る確認を受けたいので、次のとおり申請します。

土地の形質の変更を行う要措置区 域等の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の着手予定日及 び完了予定日	
土地の形質の変更を行う要措置区 域等において講じられている汚染 の除去等の措置	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあっては、その代表者)が署名することができる。

関係) 横式第十五(第四十八条第一項、第五十一条第一項及び第五十二条

形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿 (市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印 にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第12条(第1項、第2項、第3項)の規定により、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

形質変更時要届出区域の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の着手予定日又は着手日	
土地の形質の変更の完了予定日又は完了日	
土地の形質の変更の施行中に地下水汚染の拡 大が確認された場合における対応方法	
事故、災害その他の緊急事態が発生した場合に おける対応方法	
最大形質変更深さより 1メートルを超える深 さの位置について試料 結果	
採取等の対象としなかった土壌について土地 の形質の変更をしよう とする場合	
自然由来等形質変更時要届出区域から搬出さ れた自然由来等土壌を使用する場合にあって は、当該自然由来等形質変更時要届出区域の所 在地	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができる。

<u>係)</u> 様式第十(第四十八条第一項、第五十一条第一項及び第五十二条関

形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿 (市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印 にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第12条(第1項、第2項、第3項)の規定により、形質変更時要届出区域内に おける土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

形質変更時要届出区域の所在地	
土地の形質の変更の種類	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の着手予定日 (又は着手日)	
土地の形質の変更の完了予定日 (又は完了日)	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあっては、その代表者)が署名することができる。

様式第十六(第四十九条の二第一項、第五十二条の六第一項及び第

二項関係)

施行管理方針に係る確認 変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿 (市長)

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印 届出者 にあっては、その代表者の氏名

土 壌 汚 染 対 策 法第 12 条 第 1 項 第 1 号 の規定により、施 行 管 理 方 針 土壌汚染対策法施行規則第 52 条の 6 (第 1 項、第 2 項)

確認について、次のとおり 申請します。

施行管理方針の確認に係る形質変更 時要届出区域の所在地	
施行管理方針の確認に係る土地の形質の変更の施行方法	
土地の形質の変更の施行及び管理に 係る記録及びその保存の方法	
土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来することが確認された場合における対応方法	
土地の形質の変更の施行中に特定有 害物質等の飛散等が確認された場合 における対応方法	
土地の所有者等が自主的に実施する 事項その他都道府県知事が必要と認 める事項	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができる。

様式第十七(第五十二条の二第一項関係)

施行管理方針の確認を受けた土地内における土地の形質の変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿 (市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印 にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第12条第4項の規定により、施行管理方針の確認を受けた土地内における土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

形質変更時要届出区域の)所在地	
土地の形質の変更の種類	Į.	
土地の形質の変更の場所	Ť	
土地の形質の変更の施行	 方法	
土地の形質の変更の着手	三日及び完了日	
土地の形質の変更の施行 飛散等の有無	庁中の特定有害物質等の	
特定有害物質等の飛散等が確認された場合	規則第52条の5の届出 日 当該飛散等を防止する ために実施した措置	
1メートルを超える深さの位置について試料		
採取寺の対象としなが った土壌について土地 の形質の変更をした場 合 の氏名又は名称		
自然由来等形質変更時期 た自然由来等土壌を使り 当該自然由来等形質変更		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができる。

様式第十八(第五十二条の五第一項関係)

施行管理方針の確認を受けた土地の汚染状態が 人為等に由来することが確認された場合等の届出書

年 月 日

都道府県知事 殿 (市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印 にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法施行規則第52条の5第1項の規定により、施行管理方針の確認を受けた土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が人為等に由来すること又は土地の形質の変更の施行中に特定有害物質等の飛散等が確認されたので、次のとおり届け出ます。

施行管理方針の確認を受けた形質変更 時要届出区域の所在地	
人為等に由来することが確認された場 所又は特定有害物質等の飛散等が確認 された場所	
人為等に由来することが確認された特定有害物質の種類又は飛散等が確認された特定有害物質の種類	
人為等に由来することが確認された年 月日又は飛散等が確認された年月日	
土地の形質の変更の施行中に特定有害物質等の飛散等が確認された場合にあっては、当該飛散等を防止するために 実施した措置	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本 人(法人にあっては、その代表者)が署名することができる。

様式第十九(第五十二条の七第一項関係)

施行管理方針の廃止届出書

年 月 日

都道府県知事 殿 (市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印 にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法施行規則第52条の7第1項の規定により、施行管理方針を廃止したいので、次のとおり届け出ます。

施行管理方針の確認を受けた形質変 更時要届出区域の所在地	
施行管理方針を廃止する場所	
施行管理方針の確認を受けた年月日	
施行管理方針の廃止予定年月日	
施行管理方針の廃止の理由	
施行管理方針の廃止に係る土地の土 壌の特定有害物質による汚染状態	
施行管理方針の廃止に係る土地の土 壌の特定有害物質による汚染状態が 人為等に由来する汚染のおそれのあ る場合にあっては、当該特定有害物質 の種類	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあっては、その代表者)が署名することができる。

(犛뢨)

(様式略) 様式第二十 (第五十四条関係)	(様式 第十一 (第五十四 (第五十四 (8 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

(表面)

<----- 12 センチメートル ------

番 号

_

48

土壌汚染対策法第14条第4項の規定による身分証明書

職名及び氏名

 年月日生

 年月日発行

 写年月日限り有効

 真環境・大臣地方環境事務所長都道府県知事(市長)

(裏面)

十壌汚染対策法抜すい

(指定の申請)

第 14 条 土地の所有者等は、第 3 条第 1 項本文及び第 8 項、第 4 条第 3 項本文並びに第 5 条 第 1 項の規定の適用を受けない土地(第 4 条第 2 項の規定による土壌汚染状況調査の結果の提出があった土地を除く。) の土壌の特定有害物質による汚染水能が第 6 条第 1 項第 1 号の環境省令で定める基準に適合しないと思料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第 11 条第 1 項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

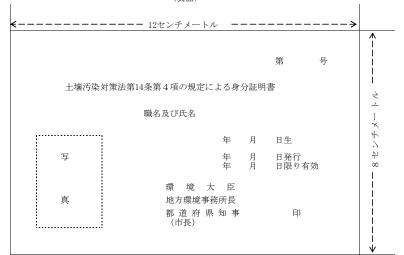
2 · 3 (略)

4 都道府県知事は、第1項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告者しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。

土壌汚染対策法施行規則抜すい

第57条 法第14条第4項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第21による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(表面)



(裏面)

土壌汚染対策法抜すい

(指定の申請)

第14条 土地の所有者等は、第3条第1項本文、第4条第3項及び第5条第1項の規定の適用を受けない土地(第4条第2項の規定による土壌汚染状況調査の結果の提出があった土地を除く。)の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第6条第1項第1号の環境省合で定める基準に適合しないと思料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第11条第1項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならな

- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 都道府県知事は、第1項の申請があった場合において、必要があると認めるときは 、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、 又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を 検査させることができる。

土壌汚染対策法施行規則抜すい

第57条 法第14条第4項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第 12による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

様式第二十二 (第五十八条第五項関係)

要措置区域台帳

	都道府県(又は政令市)名
and the life	

整理番号	指	定年月日・指定	定番号		所在地				
調製・訂正年月日	調製・訂正年月日								
要措置区域の概況	要措置区域の概況						面積		
地下水汚染の有無	(土壌溶出量基準不	適合の場合)				有	•	無	
法第14条第3項の	規定に基づき指定	された要措置区	[城にあっては、その旨						
象としなかった土	壌汚染状況調査の	結果により指定	(置について試料採取等の対 された要措置区域にあって そさの位置及び特定有害物質						
	状況調査の結果に		iの選定等又は試料採取等を 要措置区域にあっては、そ						
	報告受理年月日	指定に	Eに係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称		
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準				
要措置区域内の					含有量基	1.準・溶出量基準	第二	容出量基準	
土壌の汚染状態					含有量基	5準・溶出量基準	第二	容出量基準	
					含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		容出量基準		
			含有量基準・溶		1.準・溶出量基準	第二	容出量基準		
	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の	の種類		実施者	±	壌搬出	汚染土壌の処理方法
							3	有・無	
土地の形質の変 更の実施状況							- 7	有・無	
							- 7	有・無	
							- 7	有・無	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「要措置区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

様式第十三 (第五十八条第五項関係)

要措置区域台帳

都道府県 (又は政令市) 名 所在地 整理番号 指定年月日・指定番号 調製·訂正年月日 要措置区域の概況 面積 地下水汚染の有無 (土壌溶出量基準不適合の場合) 有 ・ 法第14条第3項の規定に基づき指定された要措置区域にあっては、その旨 土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取 等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された要措置区域にあっ ては、その旨及び当該省略の理由 報告受理年月日 指定に係る特定有害物質の種類 適合しない基準項目 含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準 要措置区域内の 含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準 土壌の汚染状態 含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準 含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準 含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準 届出(着手)時期 完了時期 土地の形質の変更の種類 土壌搬出 汚染土壌の処理方法 実施者 有・無 土地の形質の変 有・無 更の実施状況 有・無 有・無

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「要措置区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

樣式第二十三 (第五十八条第五項関係)

形質変更時要届出区域台帳

						都	道府県(又は政令市)名		
指:	定年月日・指定	番号		所在地					
関製・訂正年月日									
形質変更時要届出区域の概況 面積									
規定に基づき指定	された形質変列	更時要届出区域にあって				*			
は、その旨									
土壤汚染状況調査	の結果により打	旨定された形質変更時要	[届						
	料採取等の対象	象としなかった深さの位	.置						
	取等を行う区	画の選定等又は試料採耶	(等						
		れた形質変更時要届出区	域						
		H区域にあってけ <i>その</i>	· ·						
	· 與及太州 安油 [III ARTED S CIAC CO							
号から第13号まで	に該当する区域	或にあっては、その旨							
報告受理年月日	指定に任	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目			指定調査機関の名称		
			含有	量基準	溶出量基準	第二溶出量基準			
			含有	量基準	溶出量基準	第二溶出量基準			
			含有	量基準	溶出量基準	第二溶出量基準			
			含有	量基準	溶出量基準	第二溶出量基準			
			含有	量基準	溶出量基準	第二溶出量基準			
届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変	更の種類		実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法		
						有・無			
						有・無			
						有・無			
						有・無			
	区域の概況 規定に基づき指定 り1.メートルを含 大学の自 を発現します。 が表現の が表現の が表現の は の種種提供等、 計算等、 計算等、 計算等の を を を を を を を を を を を を を	区域の概況 規定に基づき指定された形質変 より1メートルを超える深さの 土壌汚染状況調査が結果によりま へその自、 の他類 等、飲料採取等を行う区、 会状況調査の結果により指定さる 員及び当該名略の理由 置が講じられた形質変更時要届 去等の措置 号から第13号までに該当する区 報告交理年月日	区域の概況 規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあって より1メートルを超える深さの位置について試料採取等 土壌汚染状况調査的結果により指定された形質変更時要 の種類 の種類 原数に対しているでは、100mの選定等又は試料採取 突状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区 巨及び当該省略の理由 置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その 去等の措置 場外の第13号までに該当する区域にあっては、その旨 報告受理年月日	区域の概況 規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあって より1メートルを超える深さの位置について試料採取等の 土壌汚泉状況調査の結果により指定された形質変更時要届 、その旨、当該対料採取等の対象としなかった深まの位置 の種類 ら数料採取等を行う区画の適定等又は試料採取等 泉状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域 自及び当該者部の理由 置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その自 去等の措置 号から第13号までに該当する区域にあっては、その自 報告受理年月目 指定に係る特定有害物質の種類 合名 合名	区域の概況 規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあって より1メートルを超える深さの位置について試料採取等の 土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届 の種類 の種類 を	区域の概況 規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあって より1メートルを超える深さの位置について試料採取等の 土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届 の種類 の種類 を	指定年月日・指定番号 所在地		

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 「形質変更専収票品担区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の鉄料の採取を行った日、当該鉄料の測定の結果等を記載した 書類を添付すること。

様式第十四(第五十八条第五項関係)

形質変更時要届出区域台帳

都道府県 (又は政令市) 名

整理番号	指定	年月日・指定番号		所在地				
調製・訂正年月日								
形質変更時要届	杉質変更時要届出区域の概況 面積							
法第14条第3項	[の規定に基づき指	定された形質変更	時要届出区域にあって					
は、その旨								
土壌汚染のおそ	れの把握等、試料	採取等を行う区画の	の選定等又は試料採取					
等を省略した土	:壤汚染状況調査の	結果により指定され	れた形質変更時要届出					
区域にあっては	、その旨及び当該	省略の理由						
汚染の除去等の	措置が講じられた	形質変更時要届出	区域にあっては、その					
旨及び当該汚染	その除去等の措置							
第58条第5項第	9号から第11号ま	でに該当する区域に	あっては、その旨					
	報告受理年月日	指定に係る	特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称	
形質変更時要用	7			含有量基準	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
形質変更可要が出区域内の土地				含有量基準	含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準			
の汚染状態	PC .			含有量基準	溶出量基準・第二	溶出量基準		
~ 21: J 24C4/C 188				含有量基準・		溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶				
	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変	更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法	
土地の形質の変				有・無				
						有・無		
更の実施状況						有・無		
## 1 = 0		口十二类相收入人				有・無		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を 添付すること。

様式第二十四(第五十九条の二第二項関係)

要措置区域等に搬入された土壌に係る届出書

年 月

都道府県知事 殿 (市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印 にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法施行規則第59条の2第2項第3号の規定により、要措置区域等に搬入された土壌について、次のとおり届け出ます。

	G 11- 7 / M 17 / M 01- 7 0	
掘削対象地を含 在地	さむ要措置区域等の所	
掘削対象地を含 定された年月日	さむ要措置区域等の指	
掘削対象地を含 ける土壌の搬入	さむ要措置区域等にお の有無	
掘削対象地を 含む要措置区	搬入された年月日	
版八された場	搬入された土壌の量	
合	規則第40条第2項第 3号に定める方法に よる調査の結果	
	分析を行った計量法 第107条の登録を受け た者の氏名又は名称	
掘削のない。 掘削対象地置入立、 ないでは、 ない	当該土壌の管理方法	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあっては、その代表者)が署名することができる。

<u> 株式第二十五</u> (第六十条第一項関係)	<u> </u>	
(兼代器)	(

様式第二十六(第六十一条第一項関係)

汚染土壌の区域外搬出届出書

年 月 日

都道府県知事 殿 (市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印 にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第16条第1項の規定により、要措置区域等から搬出する汚染土壌について、次の

とお	り届け出ます。	
汚	染土壌の特定有害物質による汚染状態	
汚	染土壌の体積	
汚	染土壌の運搬の方法	
汚	染土壌を運搬する者の氏名又は名称	
汚	染土壌の搬出の着手予定日	
汚	染土壌の搬出の完了予定日	
汚	染土壌の運搬の完了予定日	
	搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又は 称及び連絡先	
又	替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏名 は名称及び連絡先(運搬の際、積替えを行う 合に限る。)	
	管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称 び連絡先(保管施設を用いる場合に限る。)	
汚	染土壌を処理する場合	
	要措置区域等の所在地	
	汚染土壌を処理する者の氏名又は名称	
	汚染土壌を処理する施設の所在地	
	処理の完了予定日	
汚	染土壌を法第18条第1項第2号に規定する土地	の形質の変更に使用する場合
	自然由来等形質変更時要届出区域の所在地	
	土地の形質の変更をする形質変更時要届出区 域の所在地	
	土地の形質の変更の完了予定日	
汚	染土壌を法第18条第1項第3号に規定する土地	の形質の変更に使用する場合
	要措置区域等の所在地	
	土地の形質の変更を行う要措置区域等の所在 地	
	土地の形質の変更の完了予定日	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

様式第十六(第六十一条第一項関係)

汚染土壌の区域外搬出届出書

年 月 日

都道府県知事 (市長)

氏名又は名称及び住所並びに法人 届出者 にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第16条第1項の規定により、要措置区域等から搬出する汚染土壌について、次のとおり届け出ます。

要措置区域等の所在地	
汚染土壌の特定有害物質による汚	
染状態	
汚染土壌の体積	
汚染土壌の運搬の方法	
汚染土壌を運搬する者の氏名又は	
名称	
汚染土壌を処理する者の氏名又は	
名称	
汚染土壌を処理する施設の所在地	
汚染土壌の搬出の着手予定日	
汚染土壌の搬出完了予定日	
汚染土壌の運搬完了予定日	
汚染土壌の処理完了予定日	
運搬の用に供する自動車等の使用	
者の氏名又は名称及び連絡先	
積替えを行う場所の所在地並びに	
所有者の氏名又は名称及び連絡先	
(運搬の際、積替えを行う場合に	
限る。)	
保管施設の所在地並びに所有者の	
氏名又は名称及び連絡先(保管施	
設を用いる場合に限る。)	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

様式第二十七 (第六十三条第一項関係)	<u> </u>	
(兼代器)	(蒸代器)	
	1	

樣式第二十八 (第六十四条第一項関係)

4トが6(((chan+) = よいよ マ	ため しおっぱむはんいロロサ
非吊火告時における	汚染土壌の区域外搬出届出書

月 日

都道府県知事 殿 (市長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人 印 にあっては、その代表者の氏名

土壌汚染対策法第16条第3項の規定により、要措置区域等から搬出した汚染土壌について、次のと

おり届け出ます。	
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	
汚染土壌の体積	
汚染土壌の搬出先	
汚染土壌の搬出の着手日	
汚染土壌の搬出の完了日	
搬出先から再度搬出を行う場合にあっては、 当該搬出の搬出着手予定日	
汚染土壌の運搬の方法	
汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称	
汚染土壌の運搬の完了予定日	
運搬の用に供する自動車等の使用者の氏名又 は名称及び連絡先	
積替えを行う場所の所在地並びに所有者の氏 名又は名称及び連絡先(運搬の際、積替えを 行う場合に限る。)	
保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名 称及び連絡先 (保管施設を用いる場合に限る 。)	
汚染土壌を処理する場合	
要措置区域等の所在地	
汚染土壌を処理する施設の所在地	
汚染土壌を処理する者の氏名又は名称	
汚染土壌の処理の完了予定日	
汚染土壌を法第18条第1項第2号に規定する	上地の形質の変更に使用する場合
自然由来等形質変更時要届出区域の所在地	
搬出先の自然由来等形質変更時要届出区域 の所在地	
土地の形質の変更の完了予定日	
汚染土壌を法第18条第1項第3号に規定する	上地の形質の変更に使用する場合
要措置区域等の所在地	
搬出先の要措置区域等の所在地	
土地の形質の変更の完了予定日	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

樣式第十八(第六十四条第一項関係)

非常災害	時における汚染	土壌の区域外搬品	出届出書		
			年	月	日
都道府県知事					
殿 (市長)					
(112)		п д ты д ты	7 ~ 10 (2~ === 24 ~ 10) =	e Maril	
	届出者	氏名又は名称及			印
		にあっては、そ	その代表者の氏	名	
1.按注法处签计算1/多数 9 项の	田中により 亜		柳川工业江外	1.480	
土壌汚染対策法第16条第3項の のとおり届け出ます。	規止により、多	作直区収录から	飯田 した行祭:	工場に、	30,6
要措置区域等の所在地					
汚染土壌の特定有害物質によ					
る汚染状態					
汚染土壌の体積					
汚染土壌の搬出先					
汚染土壌の搬出の着手日					
汚染土壌の搬出の完了日					
搬出先から再度搬出を行う場					
合にあっては、当該搬出の搬					
出着手予定日					
汚染土壌の運搬の方法					
汚染土壌を運搬する者の氏名					
又は名称					
汚染土壌を処理する者の氏名					
又は名称					
汚染土壌を処理する施設の所					
在地					
汚染土壌の運搬完了予定日					
汚染土壌の処理完了予定日					
運搬の用に供する自動車等の					
使用者の氏名又は名称及び連					
絡先					
積替えを行う場所の所在地並					
びに所有者の氏名又は名称及					
び連絡先(運搬の際、積替え					
を行う場合に限る。)					
保管施設の所在地並びに所有					
者の氏名又は名称及び連絡先					
(保管施設を用いる場合に限					
る。)					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法 人にあってはその代表者) が署名することができる。

様式第1	十九	(第六	十七条第1	頂関係)

			管理票		整理番号			
氏名又は名称、法 管人にあっては代表 理者の氏名 蝦	氏名又は名 称			,	交付担当 者の氏名			
字 交 付 者 住所及び連絡先	称 住所及び連 絡先		理受託者 (理受託者) (理受託者)	K	交付年月 日	年	Я	В
	MT/L		MAT JU		交付番号			
汚染土壌の特定有害物質による汚染状態 (※該当欄に濃度又に 溶出量基準 超過 第二溶出量基 準超過		溶出量基準 第二溶出 超過 準超	5	出量基準 第二溶出量基 含 超過 準超過	常有量基準 超過 汚染土壌 の荷姿			
	トリクロロエタン ロロエチレン		□ カドミウム及びその化合物 □ 六価クロム化合物					
□ 1,2-ジクロロエタン □ 1,1-ジクロロエチレン □ 2,1-ジクロロエチレン	ゼン		□ シアン化合物 □ 水銀及びその化合物 □ セレン及びその化合物		汚染土壌の体積		m²	3
□ 1,3-ジクロロブロベン □ チウ* □ ジクロロメタン □ PCI □ アトラクロロエチレン □ 7トラクロロエチレン □ 7トリクロロエタン			 		汚染土壌		t · ke	
要措置区域等の所		0.00.00.00	の番号及び運搬担当者の氏名	100.00	收区間	21361	年月日	
在地 (自然由来等形質変更時 要届田区域又は要措置区 域等の所定域と			の合う及び連択担当者の氏名	XE.例	K[7:[0]	5166 C	平月口	
版等の所在地) □ 積替之場所 □ 保管場所		白動車等の番号						
積 名称及び所在地 静 所有者の氏名又は名 え 称		担当者氏名			1	年	月	B
マス ス ス は 日 一 箱替え場所 □ 保管場所		自動車等の番号						
保 一 模字人場所 一 译官場所 智 指数 UPA在地 所 所名称の近名又让名		担当者氏名			1	年	月	B
機能な 汚染土壌処理施設の名称及び所在地		白動車等の番号						
(輸出先の自然由来等形質変更時要届出区域又は要排置区域等の所在地)		担当者氏名			1			
名称 所在地 許可壽号						年	月	B
引渡しを受けた者 処理!	担当者の (土地の形質 をした者の氏		処理方法 (土地の形質の変 更の方法)		処理終了年月日 (土地の形質の変更を終了 した年月日)	年	月	В
運搬受託者からの 地の形	受託者 (土 質の変更を 者) からの 実知 ロ	der B	備考					

(様式略) <u>様式第三十</u>(第七十四条関係)

樣式第十九	(第六十七条第	開上こと	(孫)					
		씥	理票	3	整理番号			
氏名 又は名 管 表 と は 人 に 管 理 者 の 氏 名	氏名又は名 運 称		氏名又は名 処称 理		交付担当 者の氏名			
票 交 付 者 住所及び連絡	搬 受 託者 住所及び連		受 託 者 住所及び連		交付年月 日	年	月	E
先 汚染土壌の特定有害物質による汚り	終先 数状態 (※該当欄に濃度又はレ点を	- 한 시)	絡先		交付番号			
溶出量基準 超過	第二溶出量 溶出	:量基準 第二溶出量 超過 基準超過		量基準 第二溶出量 含有量基準 超過 基準超過 超過	活染土壌 の荷姿			
□ 四塩化炭素 □ 1,2-ジクロロエタン □ 1,1-ジクロロエチレン □ シメ-1,2-ジクロロエチレン	□ トリクロロエチレン □ ベンゼン □ シマジン □ チオベンカルブ		□ 六価クロム化合物 □ シアン化合物 □ 水級及びその化合物 □ セレン及びその化合物		汚染土壌 の体積		m ^s	3
□ 1.3-ジクロロプロペン □ ジクロロメタン □ テトラクロロエチレン □ 1.1.1-トリクロロエチン	□ チウラム □ P C B □ 有機りん化合物		□ 鉛及びその化合物 □ 磁素及びその化合物 □ ふっ素及びその化合物 □ よっ素及びその化合物		汚染土壌 の重量		t · ke	
要措置区域等 の所在地			6号及び運搬担当者の氏名	運搬区間		引渡し	年月日	
□ 積替之場所 □ 保管場所 積 名称及び所在地 替所有者の氏名又 之 は名称 海絡先		自動車等の番号 担当者氏名		1		年	月	Е
又 は 保 で 電 を を な の 氏 を の に は と の に は と の に に の に は と に に に に に に に に に に に に に		自動車等の番号担当者氏名		4		年	月	E
連絡先 汚染土壌処理施設の名称及び所在5	é	自動車等の番号						
名称 所在地 許可番号	#	担当者氏名		1		年	月	E
引渡しを受け た者の氏名	処理担当者の 氏名	1	処理方法	処理終了	了年月日	年	月	E
連振受託者か らの返送確認	処理受託者からの返送確認		借老					

(様式略) <u>様式第二十</u> (第七十四条関係)

(表面) **<-----** 12 センチメートル ----------十壌汚染対策法第54条第7項の規定による身分証明書 職名及び氏名 ./ 月 日生 年 月 日発行 日限り有効 写 \mathcal{L} ∞ 環境大臣 真 地方環境事務所長 印 都道府県知事 (市長)

(裏面)

土壌汚染対策法抜すい

(報告及び給香)

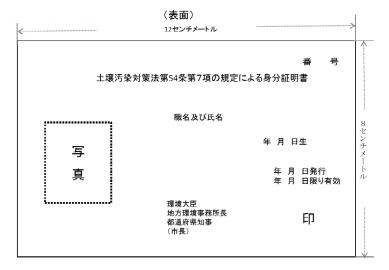
- 第51条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、土壌汚染状況調査に係る土地若しくは要措 置区城等内の土地の所有者等又は要措置区城等内の土地において汚染の除去等の措置若しくは土地の形質の変更を行い、若 しくは行った者に対し、当該土地の状況、当該分配の除去等の措置若しくは土地の形質の変更の実施状況その他必要な事項 について報告を求め、又はその職員に、当該土地に立ち入り、当該土地の状況者しくは当該汚染の除去等の措置若しくは土 地の形質の変更の実施状況を検査させることができる。
- 2 前項の環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生することを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。
- 3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壌を当該要措置区域等外へ難目した者又は汚染土壌の運搬を行った者に対し、汚染土壌の運搬者しくは処理の状況に関した要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、当該汚染土壌の積卸しを行う場所を心を場所者しくは汚染土壌の運収の用に供する自動車での他の申高さしくは前除、以下この項において「自動車等」という。) に立ち入り、当該汚染土壌の状況、自動車等者しくは候簿、書類その他の物件を検査されることができる。
- 4 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壌処理業者又は汚染土壌処理業者であった者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壌処理業者者しくは汚染土壌処理業者であった者の事務所、汚染土壌処理総を他の事業場に立ち入り、設備、候源、蓄菓を包他の物件を検査させることができる。
- 5 · 6 (#3
- 8 第1項又は第3項から第6項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

-~= (#3)

四 第 50 条第 1 項書しくは第 3 項から第 6 項までの規定による報告をせず、者しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による報告をせみ、妨げ、者しくは忌趣した者

<u> 康式第二十一(第七十七条関係)</u>



(裏面)

土壌汚染対策法抜すい

(報告及び9天型) 第54条、環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、土壌汚染状況調査に保る土地 若しくは要措置区域等内の土地の所有者等又は要措置区域等内の土地において汚染の除去等の措置者しくは 土地の形質の変更を行い、若しくは行った者に対し、当該土地の状況、当該万染の除去等の措置者しくは土地の 形質の変更の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、当該土地立方入り、当該土 地の状況者とくは当該汚染の除去等の措置者しくは土地の形質の変更の実施状況を検査させることができる。

- 2 前項の環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、土壌の特定有害物質による済染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。
- 3 都通停県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壌を当該要措置区域等外へ撤出した者又は 汚染土壌の運搬を行った者に対し、汚染土壌の運搬者しくは処理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、当該汚染土壌の積削しを行う場所をの他の場所若しくは汚染土壌の運搬の用に供する自動車その他の準両若とくは船舶(以下この項において自動車等)という。)に立ち入り、当該汚染土壌の状況、自動車等甚と(は候業・審封を)他の物件を検査させることができる。
- 4 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、汚染土壌処理業者又は汚染土壌処理業者であった 者に対し、その事業に関し必要な報告を求め、又はその職員に、汚染土壌処理業者若しくは汚染土壌処理業者 であった者の事務所、汚染土壌処理施設その他の事業場に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査さ せることができる。
- 5.6 (略)
- 7 第1項又は第3項から前項までの規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 8 第1項又は第3項から第6項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第67条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一·二 (略)

三 第54条第1項若しくは第3項から第6項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三

(裙作型口)

(強過推圖)

ここの省令は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第三十三号。以下「改正」

法一という。)の施行の日(平成三十一年四月一日)から施行する。

2 この省令の施行前に改正法による改正前の土壌汚染対策法第三条第一項の有害物質使用特定施設 の廃止をした者、第四条第二項の届出をした者、第四条第三項若しくは第五条第一項の命令を受け た者又は第十四条第一項の申請をした者に係るこの省令による改正前の土壌汚染対策法施行規則第

る この省令による改正後の土壌汚染対策法施行規則(次項において「新規則」という。)第二十二

条ただし書の規定は、平成三十一年四月一日から起算して三十日を経過する日以後の土地の形質の

変更(法第四条第一項に規定する土地の形質の変更をいう。炊頃において同じ。)に着手する者に

一条から第十五条までの規定の適用については、なお従前の例による。

起算して十四日を経過する日以後の土地の形質の変更に着手する者について適用する。

ついて適用する。

4 新規則第四十八条、第四十九条、第五十条及び第五十三条の規定は、平成三十一年四月一日から